

第5次

# 福祉の輪づくり運動 推進県域活動計画

(平成27年度～平成31年度)

# はじめに

近年社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により、これまでの福祉制度だけでは対応困難な状況が顕在化してきています。

そのため特に、生活困窮者への個別的な支援や社会的孤立を防ぐための様々な取組を地域の人と福祉関係者・団体、まちづくりに関する団体、生活関連事業者、行政など、あらゆる人や組織とともに進めていくことが必要となってきました。

本会ではこうした時期にあたり、多くの方々の御協力をいただき「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を策定いたしました。

本計画の大きな特徴は、「県域の地域福祉活動計画」の性格を持たせて策定したということです。第4次計画までは本会の活動計画としての位置づけで策定してきましたが、第5次計画は県・市町社会福祉協議会だけでなく、「様々な地域福祉推進主体と取組む活動計画」として策定しました。

そのため本計画には、地域福祉推進主体の役割も新たに明記させていただくとともに、「第三次山口県地域福祉支援計画」の内容も踏まえて策定いたしました。

山口県では、昭和61年から県・市町村社会福祉協議会を中心として「福祉の輪づくり運動」を展開していますが、この取組の開始から今年30年を迎えます。この時にあたり、地域福祉のすそ野の広がりを持った本計画を策定できたことは、大変意義深いことであると感じております。

どうか、関係各位におかれましても、地域福祉の推進の方向性について共に理解し合い、力を合わせて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして「地域福祉推進委員会」（委員長 高野和良九州大学大学院人間環境学研究院教授）委員の皆さま方から多大な御尽力をいただきましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
会 長 原 昌 克



# 【 目 次 】

## I 計画の基本構想

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 福祉の輪づくり運動と地域福祉の推進 | 3 |
| 2 計画の性格と役割          | 4 |
| 3 計画の期間             | 4 |
| 4 計画の体系             | 4 |
| 5 計画の進行管理           | 4 |

## II 地域福祉を取り巻く状況

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 人口と世帯                         | 7  |
| 2 県民の福祉意識                       | 11 |
| 3 福祉サービス等の需要の増加                 | 17 |
| 4 福祉課題・生活課題を抱えた人や抱えるリスクの高い人の顕在化 | 19 |
| 5 地域福祉活動の現状                     | 22 |
| 6 制度や施策の動向                      | 36 |
| 7 地域福祉に関する集計データ                 | 39 |
| 8 「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の成果と課題  | 41 |

## III 私たちがめざす地域福祉の姿

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 地域社会の変化                            | 53 |
| 2 地域における多様な福祉課題・生活課題                 | 53 |
| 3 地域で求められていること                       | 54 |
| 4 地域の福祉力を高めていくための地域福祉活動              | 55 |
| 5 制度や施策の動向                           | 58 |
| 6 「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」で重点的に推進する方向性 | 59 |

## **IV 地域福祉を進めるためのそれぞれの役割**

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 地域住民・ボランティア       | 63 |
| 2 | 福祉員               | 63 |
| 3 | 民生委員・児童委員         | 64 |
| 4 | 老人クラブ             | 64 |
| 5 | 社会福祉協議会           | 65 |
| 6 | 社会福祉法人            | 65 |
| 7 | 社会福祉事業等を実施する様々な法人 | 66 |
| 8 | 行政                | 66 |
| 9 | 共同募金会             | 67 |

## **V 基本理念、基本目標、行動指針、推進項目**

|   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 計画全体の概要                      | 71 |
| 2 | 「基本理念」及び「基本目標」「行動指針」に基づく事業体系 | 73 |
| 3 | 事業推進の方策                      | 75 |

## **VI 「福祉の輪づくり運動」推進関係概略年表** 83

## **VII 計画策定経過等** 89



# 計画の基本構想



# I 計画の基本構想

## 1 福祉の輪づくり運動と地域福祉の推進

山口県では、昭和61年から県・市町村社会福祉協議会を中心として、「福祉の輪づくり運動」を展開しています。

「福祉の輪づくり運動」の背景には、住民の結びつきが比較的強いと言われる農漁村部においても、都市化が進み、人と人とのつながりが希薄化するなかで、地域の相互扶助機能が弱体化するなどの社会の変化があります。

こうした変化に対して、地域で生活する上で生活のしづらさを抱える人々に目を向け、公的な福祉サービスでは対応できない課題に、住民が力を出し合って取り組むことやそのための体制を作っていく必要があります。

こうした経緯から始まった「福祉の輪づくり運動」は、「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」というスローガンのもと、需給調整会議の実施や見守り活動、住民参加型在宅福祉サービス事業の実施、活動を担うボランティアや福祉員の養成等、様々な取組を展開してきました。

また、活動を継続的に実施していくための地区社会福祉協議会や自治会福祉部等といった住民組織の組織化も図られてきました。

そして「福祉の輪づくり運動」は、各市町社会福祉協議会で策定される「在宅福祉サービス推進計画書」（現在の「地域福祉活動計画」）を通じた県民運動として、また社会福祉施設の持つ専門的な知識や経験、機能を地域に開放する取組（「地域サービス運動」）などとして推進され、今年30年目を迎えます。

今日、公的な福祉サービスは分野ごとに整備され、高齢者福祉や障がい<sup>\*</sup>者福祉の分野では、質、量ともに充実してきた一方で、地域には「制度の谷間」にあって対応できない課題、ニーズの多様化によって公的な福祉サービスだけでは十分対応できない問題、社会的排除などの問題があり、それらは人口減少、少子高齢化の進行や家族の変化に対する社会システムの変化などからますます増えてきています。

また、近年の度重なる自然災害の発生から、大規模な自然災害が起こった時にどのように命を守り合うのか、さらに、高齢者などを標的とした犯罪をどう地域で防ぐのかということにも大きな関心が寄せられています。

一方制度や施策の動向としては、これまで高齢者福祉や障がい者福祉など分野別に発展してきた制度や施策に、地域福祉の考え方や手法が導入されるようになってきました。さらに、社会福祉法人の地域貢献活動の義務化や見守り活動等への幅広い主体の参加と協力の輪が広がり始めていることなど、地域福祉の推進体制が整いつつあります。

こうした現状を踏まえ、山口県社会福祉協議会では、県内の様々な地域福祉推進主体と共に地域福祉を進める上で基本目標となる「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を策定するものです。

### ※障がい

今日、障がいを個性の一部としてとらえ、「害」の文字が与える負のイメージを払しょくしたいとの思いから「障害者」を「障がい者」と表記する動きが広がっています。

この計画においても、社会に対する問題提起の意味も込め、法律、団体名、固有名詞を除き「障がい」と表記します。

## 2 計画の性格と役割

- この計画は、山口県内の地域福祉（福祉の輪づくり運動）を推進するためのものであり、県域の地域福祉活動計画の性格を持ちます。
- この計画は、山口県が策定する「第三次山口県地域福祉支援計画（平成25年度～平成29年度）」との整合性を図りながら、県民、市町社協、地域福祉の担い手等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉推進の方向を示すものです。
- この計画は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である市町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の指針としての役割を持ちます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 4 計画の体系

この計画は、「基本理念」「基本目標」「行動指針」「推進項目」の4部で構成しています。

- (1) 基本理念：山口県でめざす地域福祉の姿を示します。
- (2) 基本目標：基本理念を踏まえ、実現する目標を示します。
- (3) 行動指針：基本目標を達成するための地域福祉推進の方向性を示します
- (4) 推進項目：行動指針に基づき重点的に取り組む項目を示します。

## 5 計画の進行管理

- ・この計画の進行管理は山口県社会福祉協議会地域福祉推進委員会において行います。
- ・この計画3年目に見直しを行い、次期計画の前倒し実施を検討します。

# II

## 地域福祉を取り巻く状況

この章では、山口県の地域福祉を取り巻く状況を様々な指標などからお示ししています。

また、第4次計画（平成22年度から平成26年度まで）について、山口県社協において行った検証結果を成果と課題として掲載しています。

- 1 人口と世帯
- 2 県民の福祉意識
- 3 福祉サービス等の需要の増加
- 4 福祉課題・生活課題を抱えた人や抱えるリスクの高い人の顕在化
- 5 地域福祉活動の現状
- 6 制度や施策の動向
- 7 地域福祉に関する集計データ
- 8 「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の成果と課題

※本章以降では原則として、「社会福祉協議会」は「社協」と表記しています。



## II 地域福祉を取り巻く状況

### 1 人口と世帯

#### (1) 総人口の推移

「平成25年度山口県人口移動統計調査概要」によると、平成25年10月1日現在の山口県の人口は、1,420,003人ですが、前年と比べると実数で11,291人減少しています。

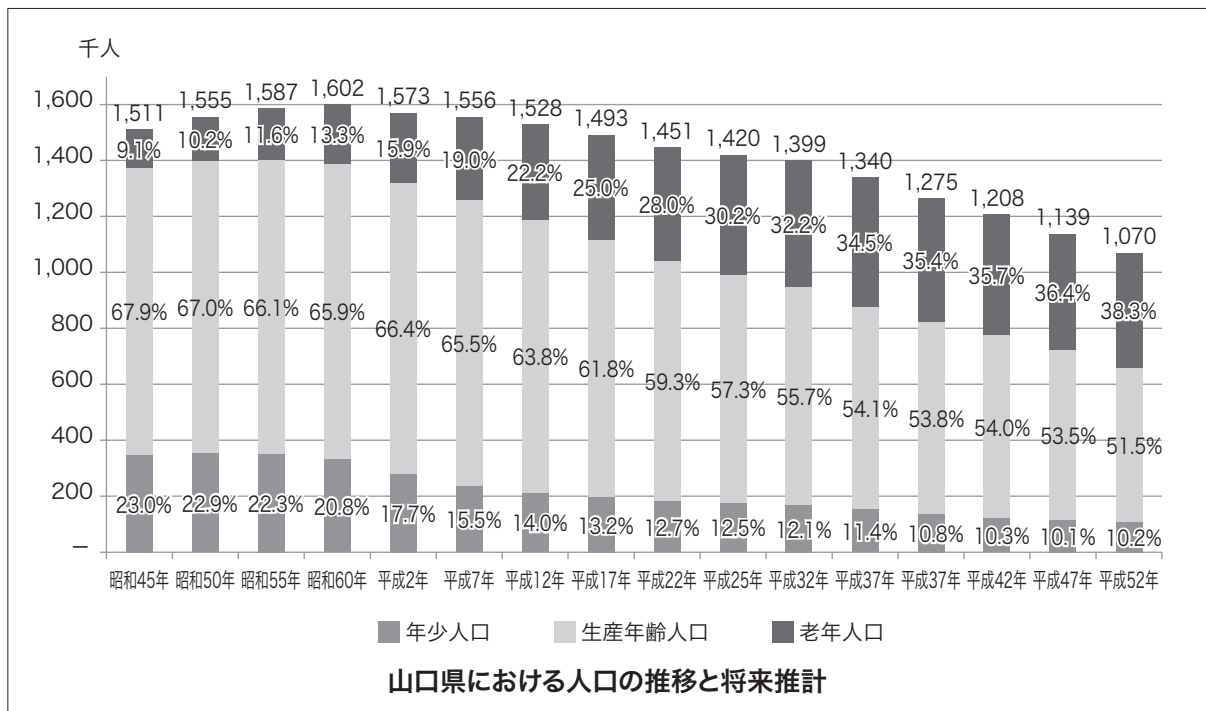
山口県の総人口は、昭和61年から減少していますが、今後減少率は加速し、25年後の平成52年には現在よりも約3割の人口が減少すると推計されています。

人口の減少は県内全ての市町において進みますが、特に町においてその減少は著しく、現在の半分以下の人口になると推計されている町もあります。

年齢別（3区分）の人口の推移も、平成7年以降、年少人口、生産年齢人口ともに減少する一方で、老年人口は増え続けており、今後もその傾向は続いていきます。

平成25年10月1日現在の山口県の総人口を年齢別に見ると、年少人口（15歳未満）は177,519人（総人口の12.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は813,564人（総人口の57.3%）、老年人口（65歳以上）は428,882人（総人口の30.2%）となっています（総人口には年齢不詳が含まれます）。

山口県は、平成12年国勢調査以降、いわゆる「超高齢社会」（65歳以上人口が21%超）に突入しています。平成22年に65歳以上人口の割合が28%となりましたが、とりわけ75歳以上の後期高齢者の割合の伸びも著しく、65歳以上のほぼ2人に1人は後期高齢者となっています。今後もこの傾向は続き、平成52年には高齢化率は38.3%に達すると推計されています。



※平成25年度までは「山口県人口の動き～平成25年山口県人口移動統計調査概要～」(平成26年4月)「山口県総合企画部統計分析課」を参考に作成

※平成27年からは「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を参考に作成

○山口県の市町ごとの総人口及び指数（平成22年＝100とした場合）

| 自治体    | 総人口(人)    |           |           |           |           |           |           | 指数    |       |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
|        | 平成22年     | 平成27年     | 平成32年     | 平成37年     | 平成42年     | 平成47年     | 平成52年     | 平成37年 | 平成52年 |
| 山口県    | 1,451,338 | 1,398,700 | 1,340,163 | 1,275,187 | 1,207,526 | 1,138,693 | 1,069,779 | 87.9  | 73.7  |
| 下関市    | 280,947   | 268,855   | 255,800   | 241,519   | 226,771   | 211,972   | 197,301   | 86.0  | 70.2  |
| 宇部市    | 173,772   | 167,766   | 161,254   | 153,843   | 145,835   | 137,464   | 128,870   | 88.5  | 74.2  |
| 山口市    | 196,628   | 192,915   | 188,149   | 182,419   | 176,143   | 169,387   | 162,067   | 92.8  | 82.4  |
| 萩市     | 53,747    | 49,483    | 45,407    | 41,288    | 37,273    | 33,478    | 29,866    | 76.8  | 55.6  |
| 防府市    | 116,611   | 115,143   | 112,669   | 109,468   | 105,873   | 101,966   | 97,837    | 93.9  | 83.9  |
| 下松市    | 55,012    | 55,231    | 54,710    | 53,824    | 52,696    | 51,397    | 50,038    | 97.8  | 91.0  |
| 岩国市    | 143,857   | 137,235   | 130,300   | 122,846   | 115,341   | 107,930   | 100,673   | 85.4  | 70.0  |
| 光市     | 53,004    | 51,389    | 49,411    | 47,043    | 44,418    | 41,642    | 39,021    | 88.8  | 73.6  |
| 長門市    | 38,349    | 35,458    | 32,686    | 29,893    | 27,185    | 24,588    | 22,087    | 77.9  | 57.6  |
| 柳井市    | 34,730    | 33,135    | 31,371    | 29,522    | 27,679    | 25,850    | 24,059    | 85.0  | 69.3  |
| 美祢市    | 28,630    | 27,111    | 25,511    | 23,895    | 22,321    | 20,783    | 19,243    | 83.5  | 67.2  |
| 周南市    | 149,487   | 145,034   | 139,724   | 133,502   | 126,809   | 119,817   | 112,771   | 89.3  | 75.4  |
| 山陽小野田市 | 64,550    | 62,158    | 59,537    | 56,613    | 53,546    | 50,414    | 47,282    | 87.7  | 73.2  |
| 周防大島町  | 19,084    | 16,838    | 14,785    | 12,917    | 11,257    | 9,792     | 8,498     | 67.7  | 44.5  |
| 和木町    | 6,378     | 6,284     | 6,161     | 6,005     | 5,848     | 5,687     | 5,523     | 94.2  | 86.6  |
| 上関町    | 3,332     | 2,889     | 2,508     | 2,160     | 1,860     | 1,606     | 1,388     | 64.8  | 41.7  |
| 田布施町   | 15,986    | 15,497    | 14,904    | 14,202    | 13,448    | 12,666    | 11,897    | 88.8  | 74.4  |
| 平生町    | 13,491    | 12,949    | 12,326    | 11,654    | 10,970    | 10,282    | 9,651     | 86.4  | 71.5  |
| 阿武町    | 3,743     | 3,330     | 2,950     | 2,574     | 2,253     | 1,972     | 1,707     | 68.8  | 45.6  |

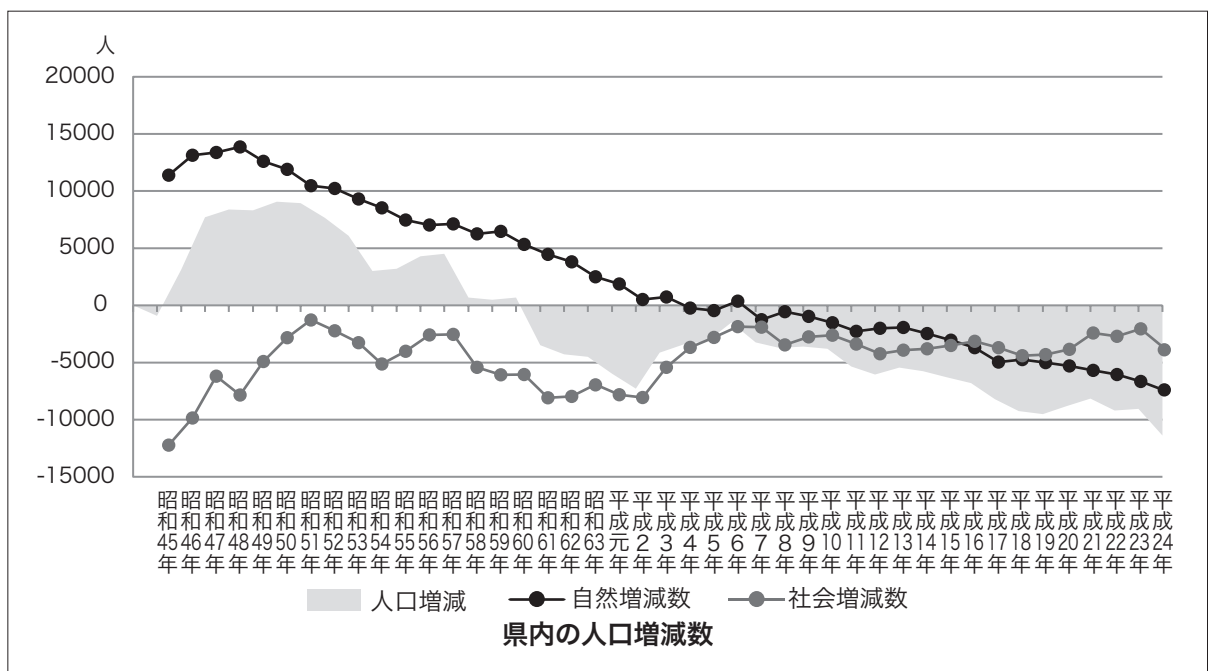
※「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を参考に作成

(2) 人口動態の推移

山口県の総人口は、昭和61年以降減少しており、社会減が続いています。

また、かつては自然増が社会減を補っていましたが、平成4年以降は自然減となりました。

さらに、自然増減による人口動態は、昭和49年以降、死亡者数が出生数を上回っています。

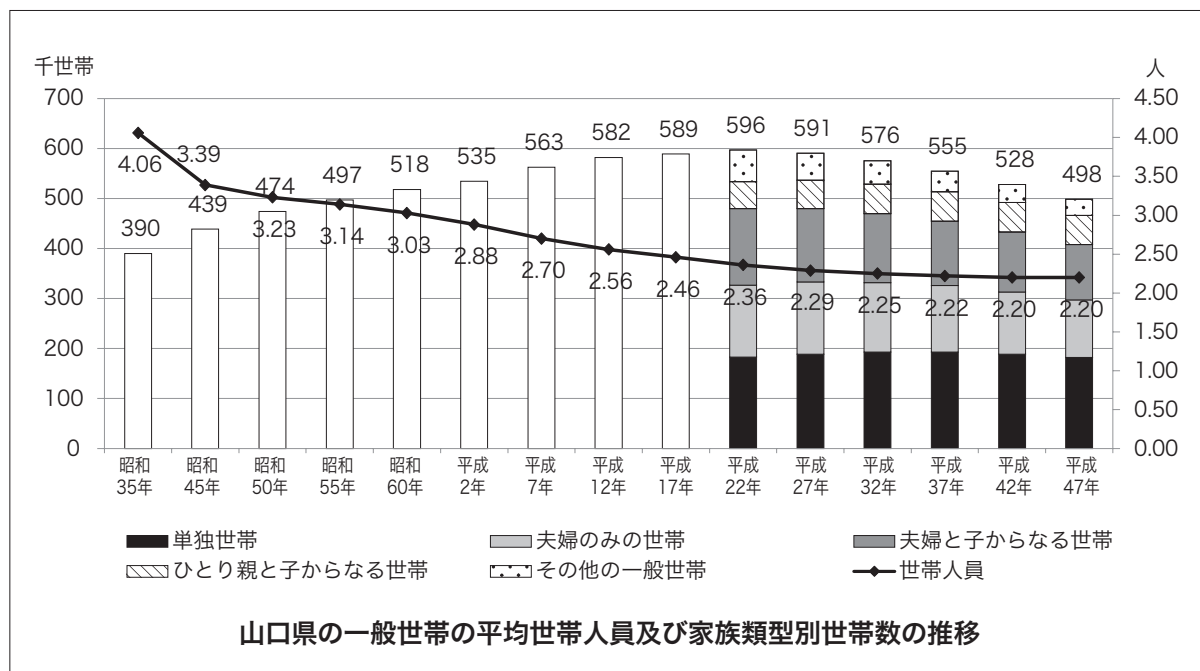


※「山口県の人口と経済（平成26年3月）」（山口県総合企画部統計分析課）

### (3) 世帯数の将来推計

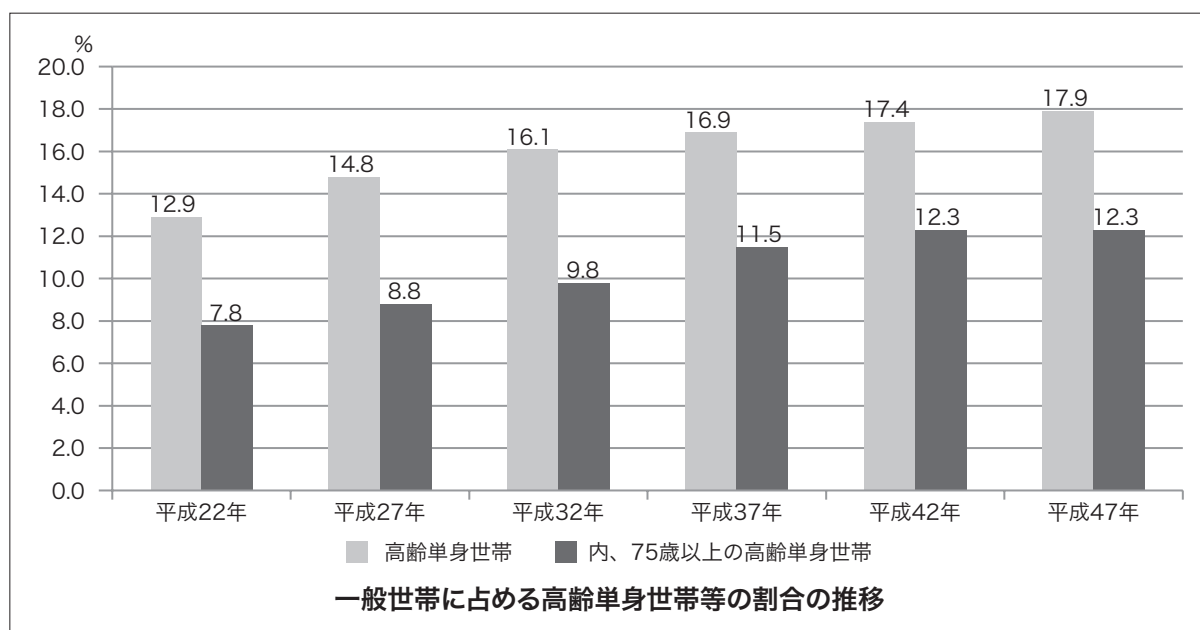
かつては4人以上であった平均世帯人員も減少しており、今後もこの傾向は続くと思われています。さらに、世帯構成としては、今後「単独」世帯と「ひとり親と子」世帯の割合が上昇する一方で、かつて40%以上を占めていた「夫婦と子から成る」世帯は減少していきます。

単独世帯は、平成47年には世帯割合としては最も多い36.5%を占め、特に高齢者ひとり世帯は17.9%となる見込みです。つまり、10世帯の内3~4世帯は単独世帯となり、その内2世帯は高齢者のひとり世帯となります。



※平成17年までは国勢調査結果

※平成22年からは「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014（平成26）年4月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を参考に作成

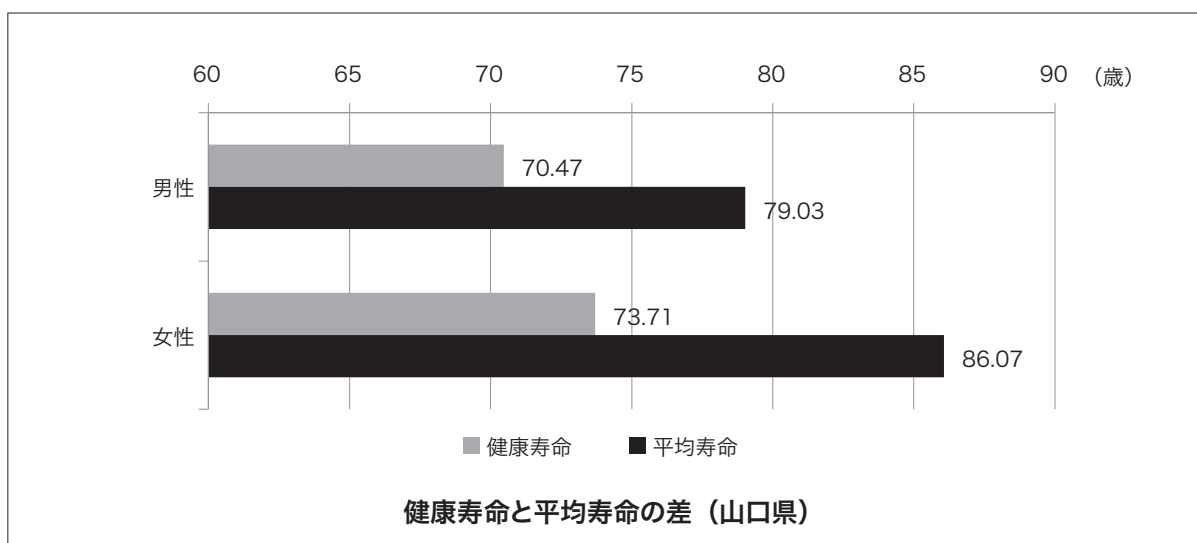
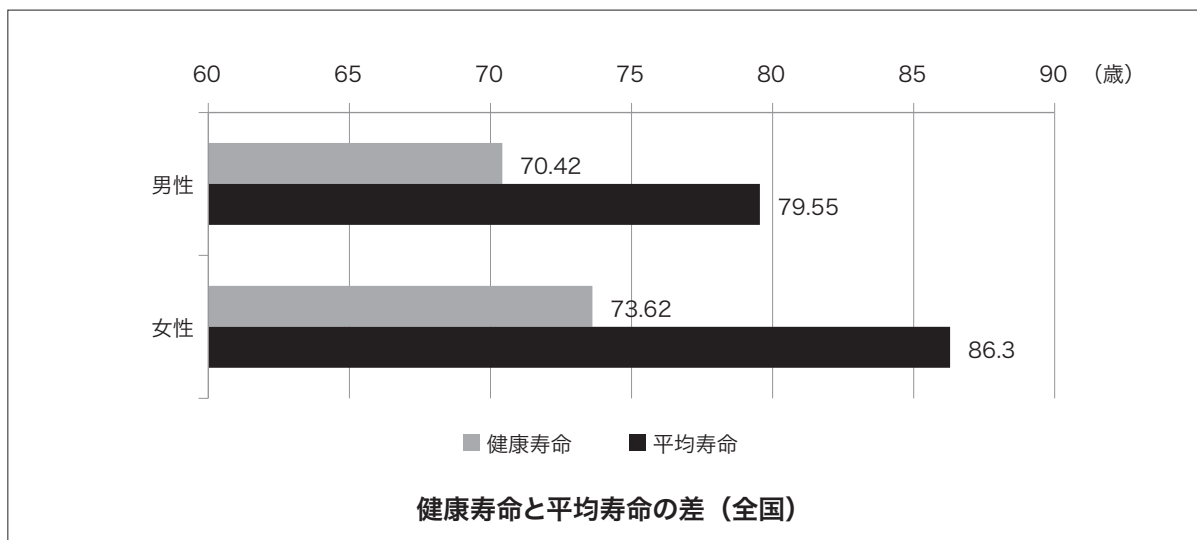


※「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014（平成26）年4月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を参考に作成

#### (4) 健康寿命と平均寿命

山口県民の健康寿命については、男性が70.47歳(全国平均70.42歳)、女性が73.71歳(全国平均73.62歳)となっており、それぞれわずかに全国平均を上回っています。

また、平均寿命については、男性が79.03歳(全国平均79.55歳)、女性が86.07歳(全国平均86.30歳)となっており、それぞれ全国平均を下回っています。



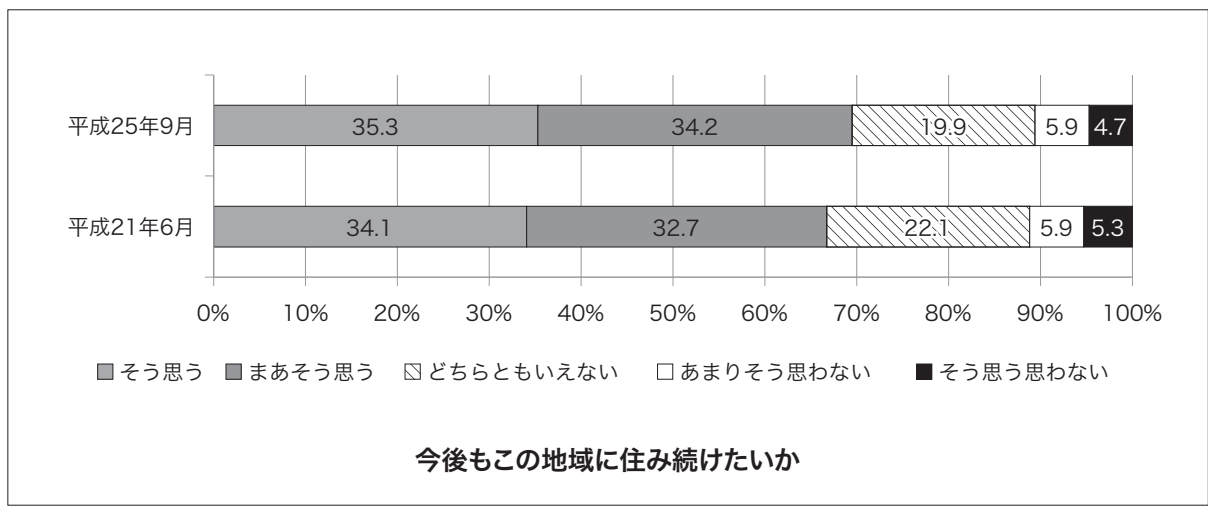
※「厚生労働省科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)研究報告書 健康寿命の算定方法と年次推移・都道府県別分布」を参考に作成

※ここで言う健康寿命は、「国民生活基礎調査における質問の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」に対する「ない」の回答を日常生活に制限なしと定め」算出したもの

## 2 県民の福祉意識

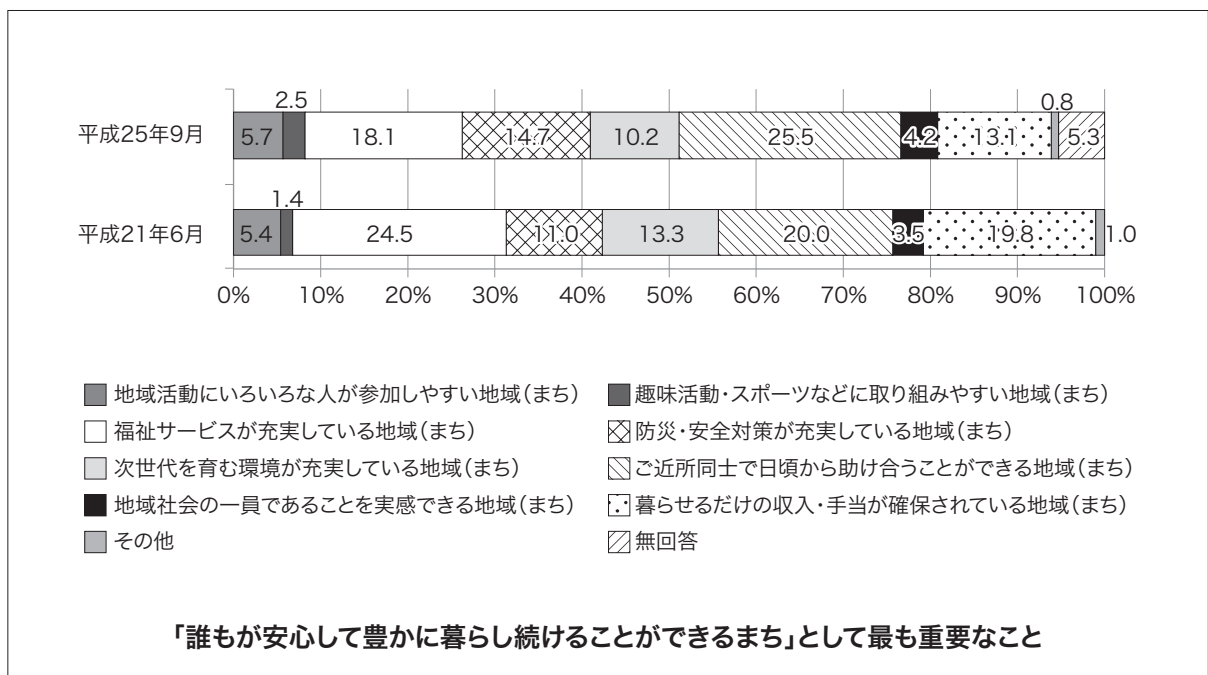
### (1) 住民が求める地域の姿

地域に対する信頼、愛着度を示す指標の一つである永住意思（「今後もこの地域に住み続けたい」）を見ると、全体で7割が永住したい（「そう思う」、「まあそう思う」）と考えています。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）  
 ※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）

山口県社協では、「住み慣れた地域で 誰もが安心して 心豊かに 暮らし続けることができる地域（まち）づくり」を進めており、これを実現するための条件として、「ご近所同士で日頃から助け合うことができる地域（まち）」、「福祉サービスが充実している地域（まち）」、「暮らせるだけの収入・手当が確保されている地域（まち）」が支持を集めています。

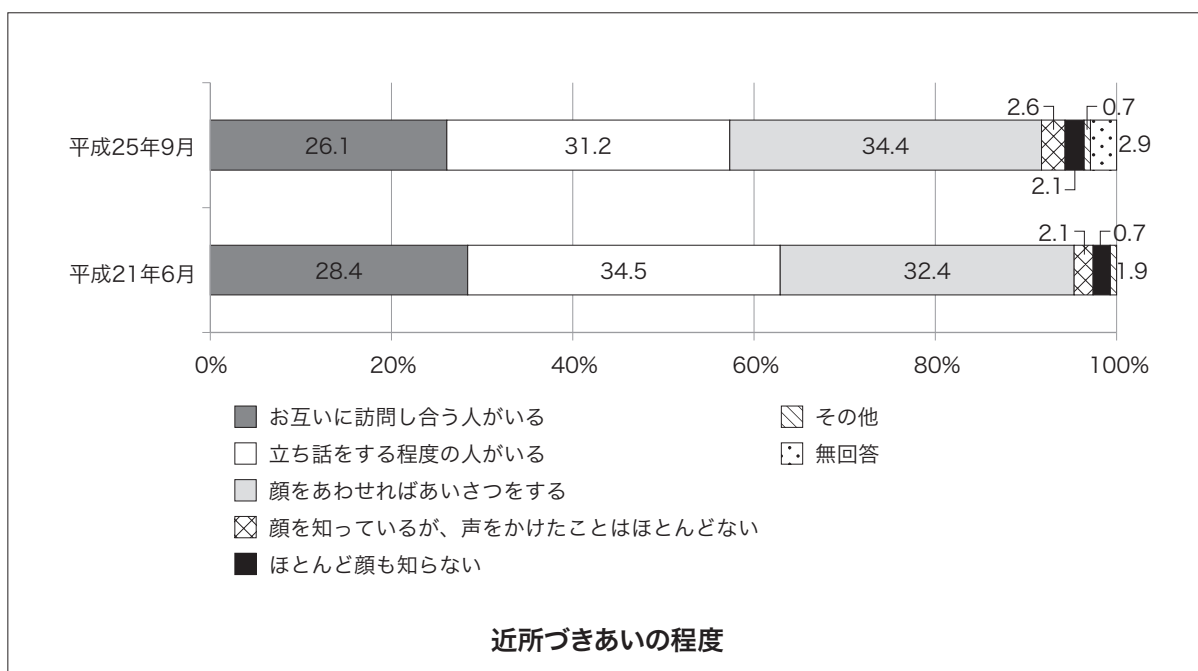


※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）  
 ※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）

## (2) 住民のつながりと地域活動への参加の意識

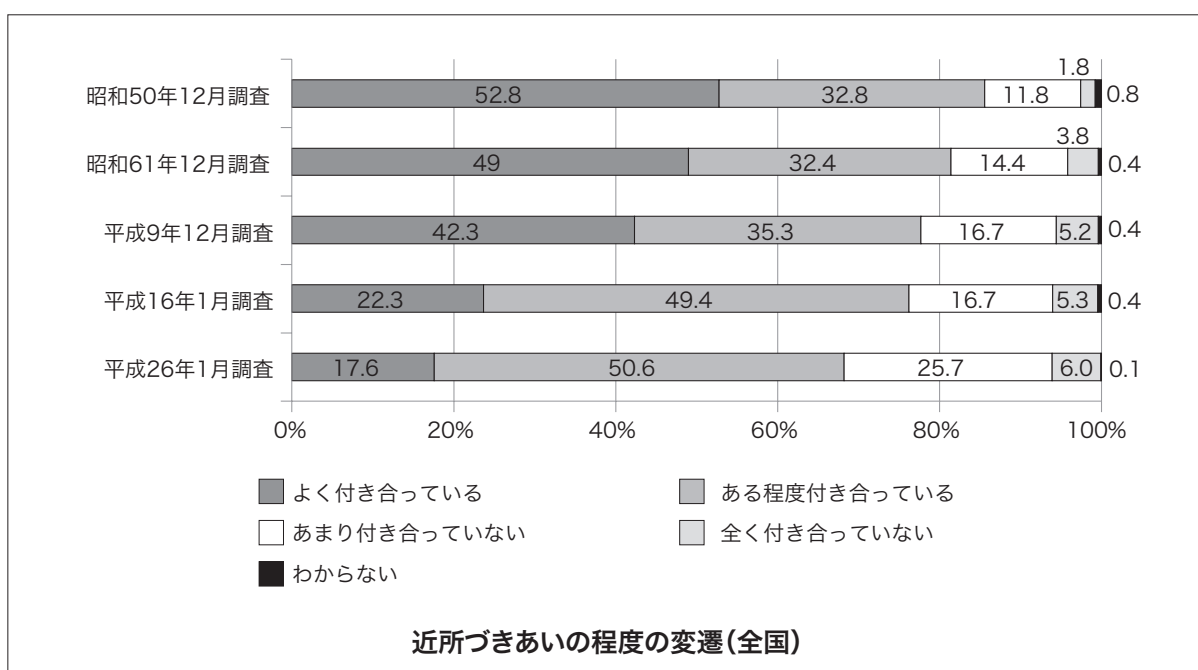
地域福祉を支える基本的な社会関係の状況は、「近所づきあいの程度」によっても確認できますが、より親密な関係である「訪問しあう」については、山口県では全体で3割弱の人がそうした関係を持っています。これに「立ち話をする程度」をあわせると、全体の約6割となります。

全国的には近所づきあいの程度が低下していることが指摘されていますが、山口県民の近隣関係は実質的な意味合いを持っていることがうかがえます。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

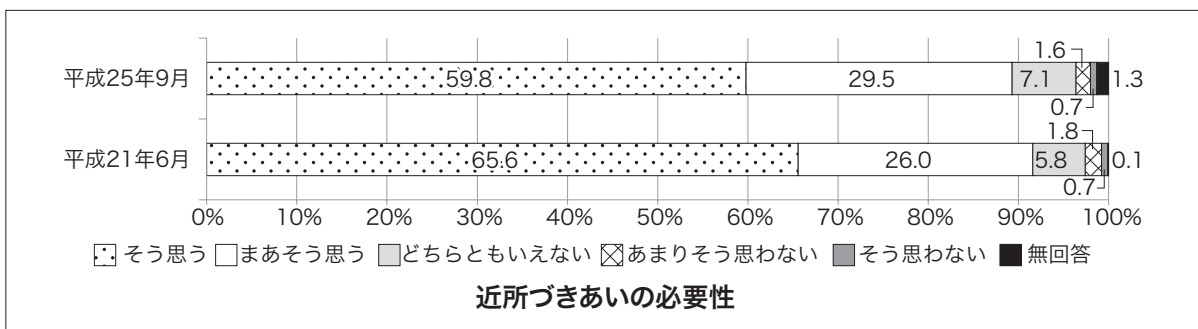
※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）



※「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

※平成9年以前の回答の選択肢は、左から「親しく付き合っている」「付き合いはしているがあまり親しくはない」「あまり付き合っていない」「付き合いはしていない」「わからない」となる。

さらに、近所づきあいの必要性については、必要だと考える人が全体の9割となっています。



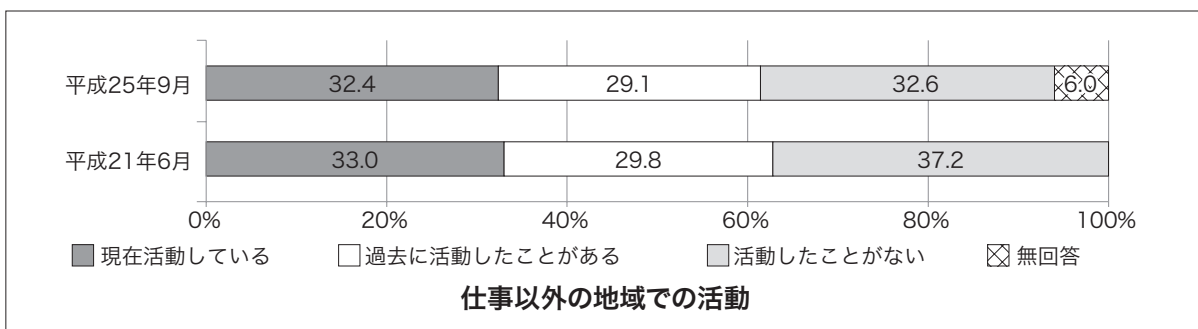
※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）

仕事以外で地域で活動している人は過去にしていた人も含めて、約6割でした。

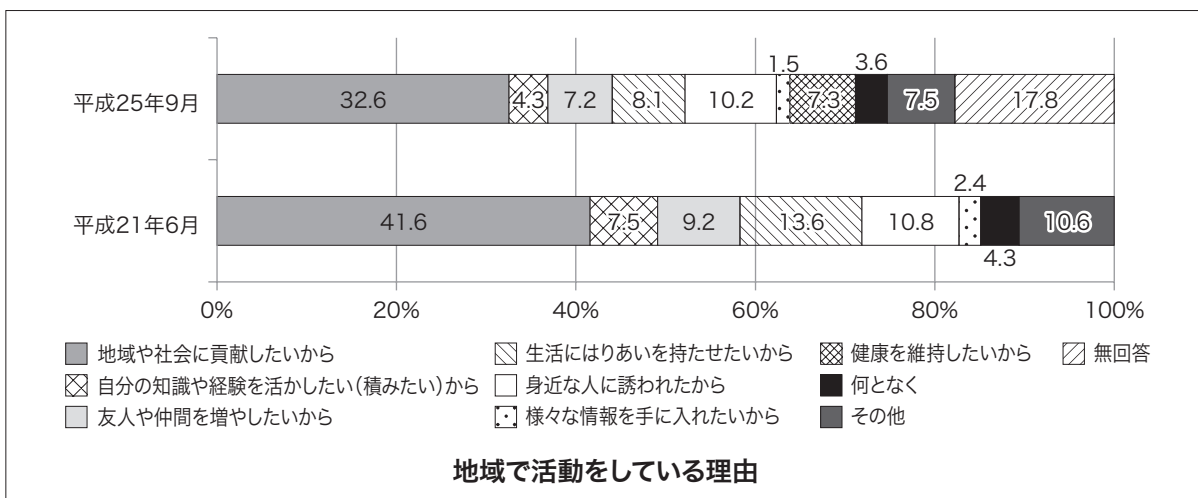
また、その人たちが地域で活動している理由として「地域や社会に貢献したいから」が最も大きな割合を占めています。

一方、地域での活動をしていない理由としては、「時間がないから」、「健康や体力面で自信がないから」というものでした。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

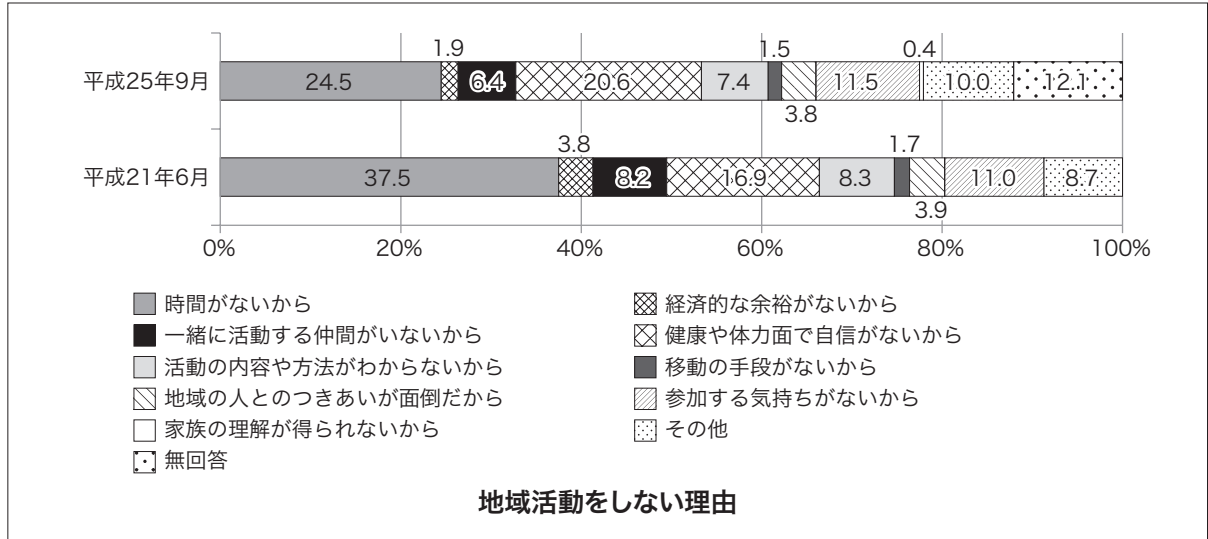
※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）

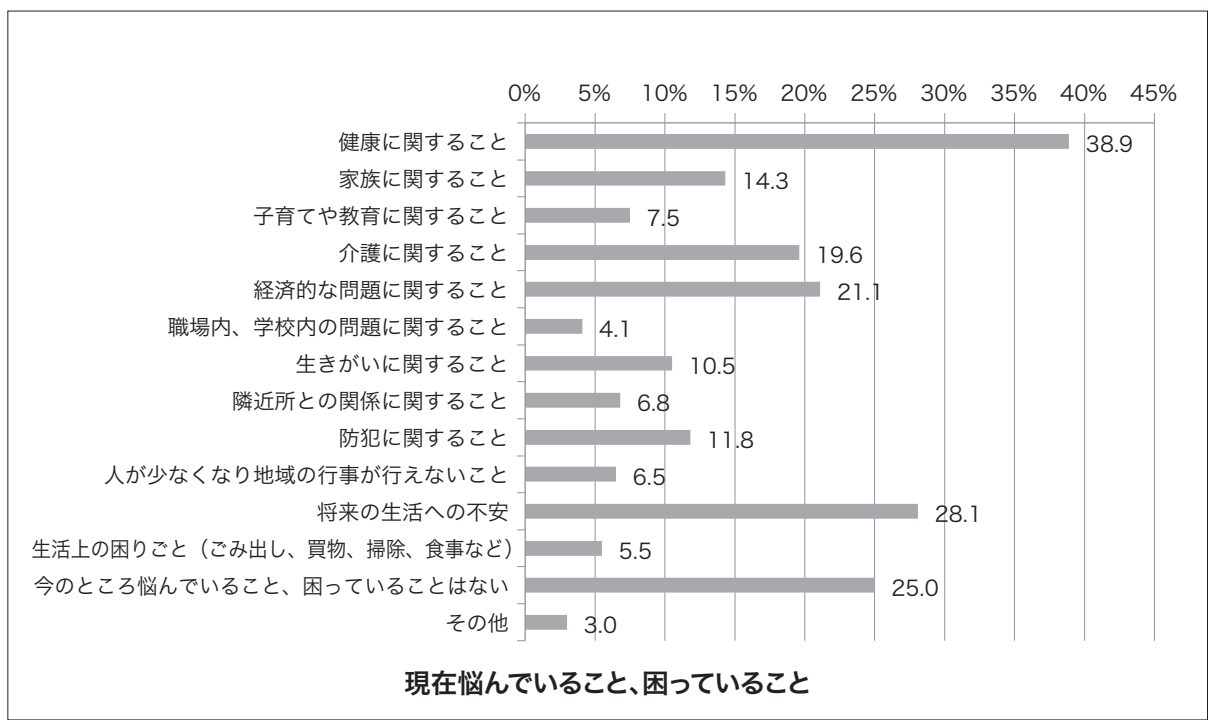
※平成21年6月は、「健康を維持したいから」の項目はない。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）  
 ※2009年度福祉に関する県民意識調査（平成21年6月）（山口県社会福祉協議会）  
 ※平成21年6月は、「家族の理解が得られない」の項目はない。

**(3) 地域福祉活動をさらに展開するために**

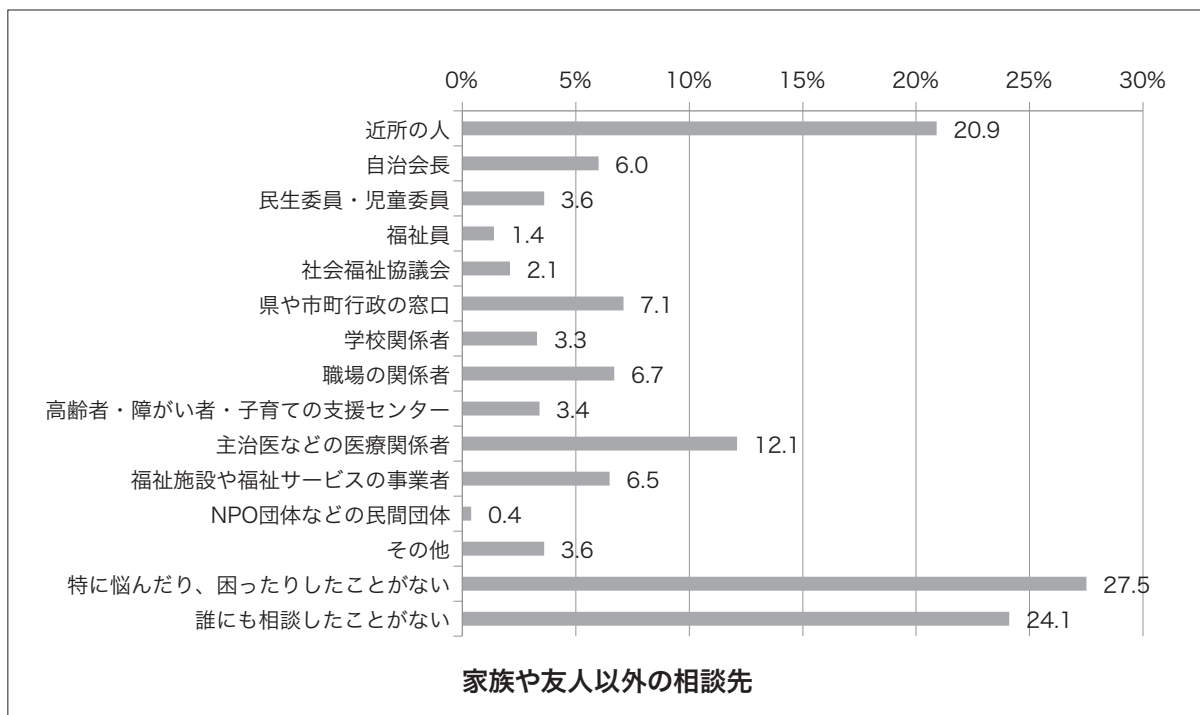
現在悩んでいること、困っていることは、「健康に関すること」（38.9%）や、「将来の生活への不安」（28.1%）、「経済的な問題に関すること」（21.1%）、「介護に関すること」（19.6%）などです。「今のところ悩んでいること、困っていることはない」人は25.0%でした。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

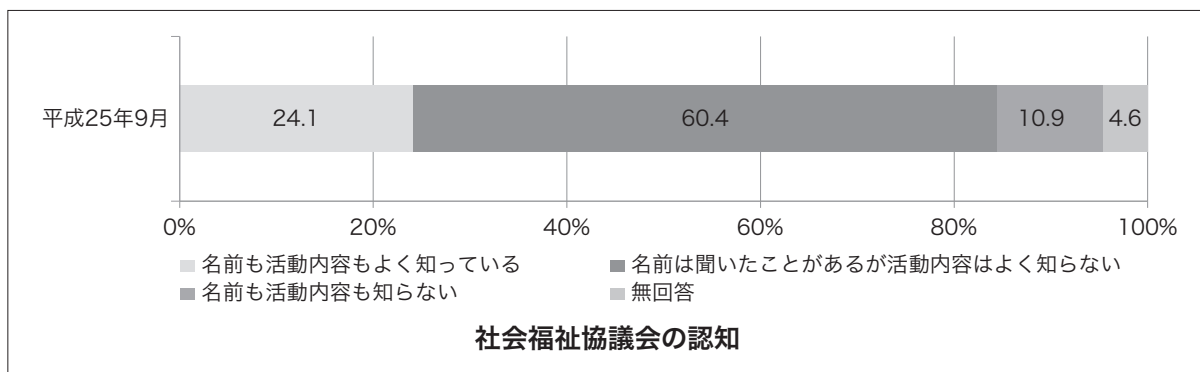
悩みや困りごとを抱えた時に、家族や友人以外に相談する先として、約2割（20.9%）の人は近所の人に相談した経験があります。一方で、誰にも相談したことがない人も24.1%います。

また、「社会福祉協議会」（2.1%）、「福祉員」（1.4%）、「民生委員・児童委員」（3.6%）などに相談する人はごくわずかにとどまっています。



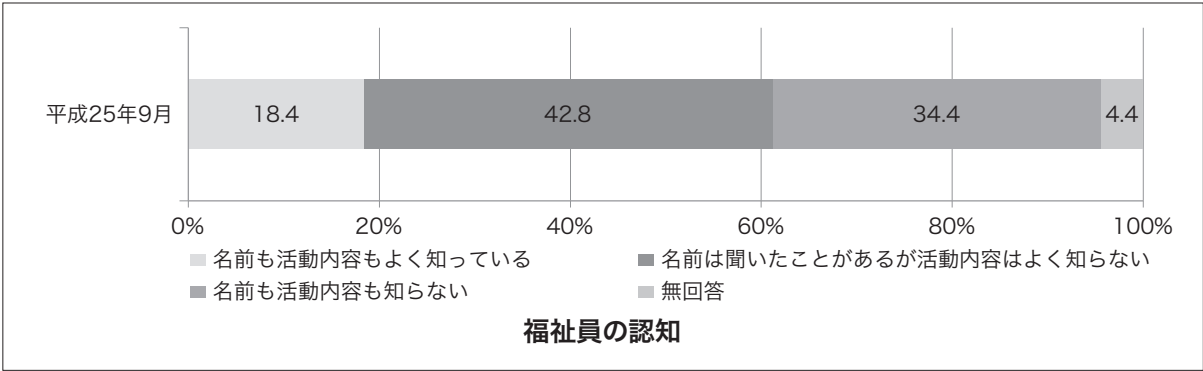
※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

地域福祉を進める「社会福祉協議会」について、「名前も活動もよく知っている」人は2割程度(24.1%)でした。「名前も活動内容も知らない」人は1割(10.9%)でしたが、多くの人にとって「社会福祉協議会」は「名前を聞いたことがあるが活動内容はよく知らない」(60.4%)という結果となっています。



※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

同様の傾向は、福祉員についても認められ、地域住民の身近な地域福祉を支える福祉員の存在は、依然として十分に理解されていないと言えます。

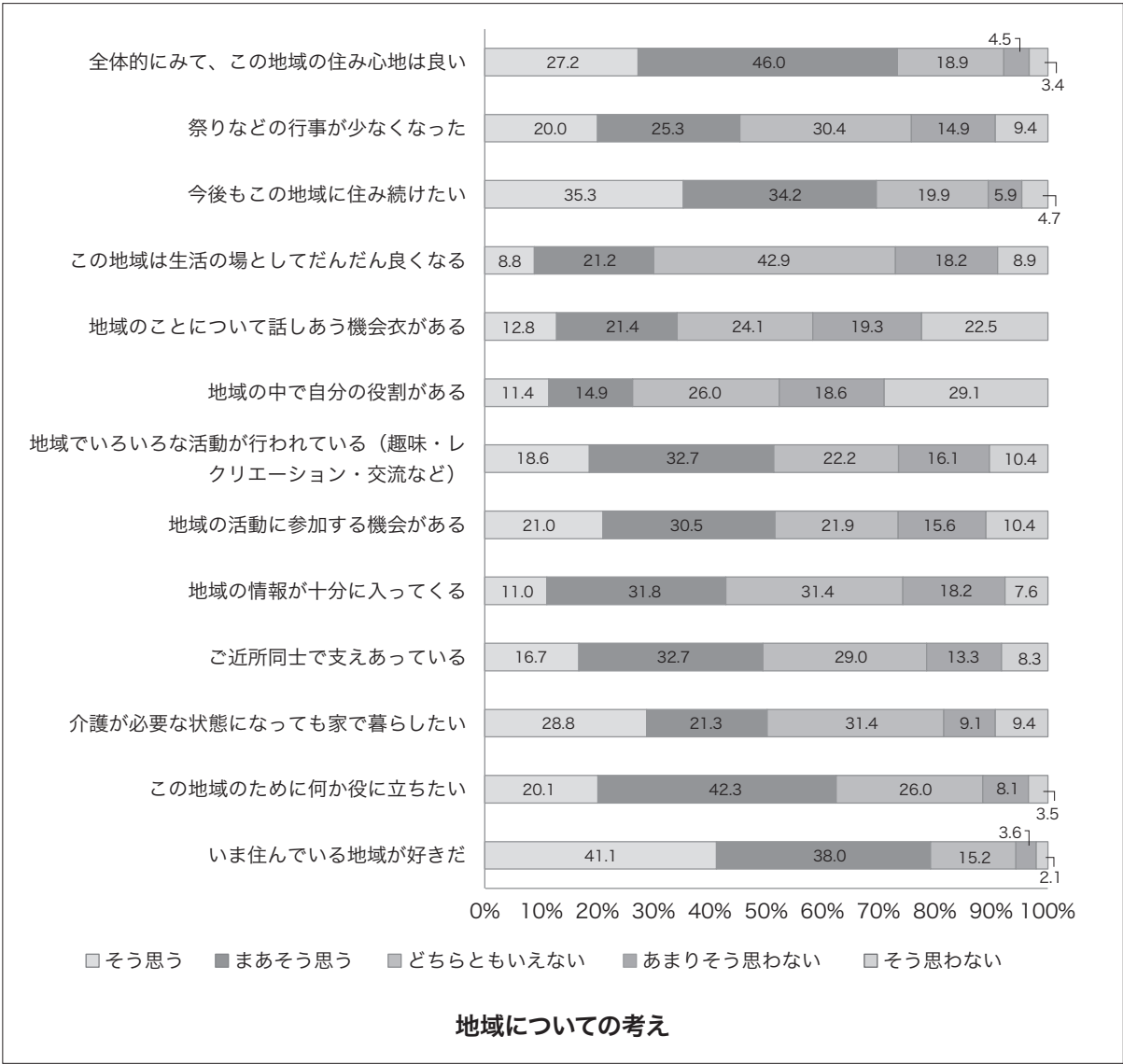


※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

「地域の活動に参加する機会がある」かについては、約5割の人がそうした機会があると考えていますが、「地域の情報が入ってくる」とする人、なかでも「そう思う」と強く肯定する人は1割にとどまっています。

また、「地域のことについて話し合う機会がある」とする人は3割程度でした。

さらに、「この地域のために何か役に立ちたい」という貢献意欲を持つ人は6割を超えています。

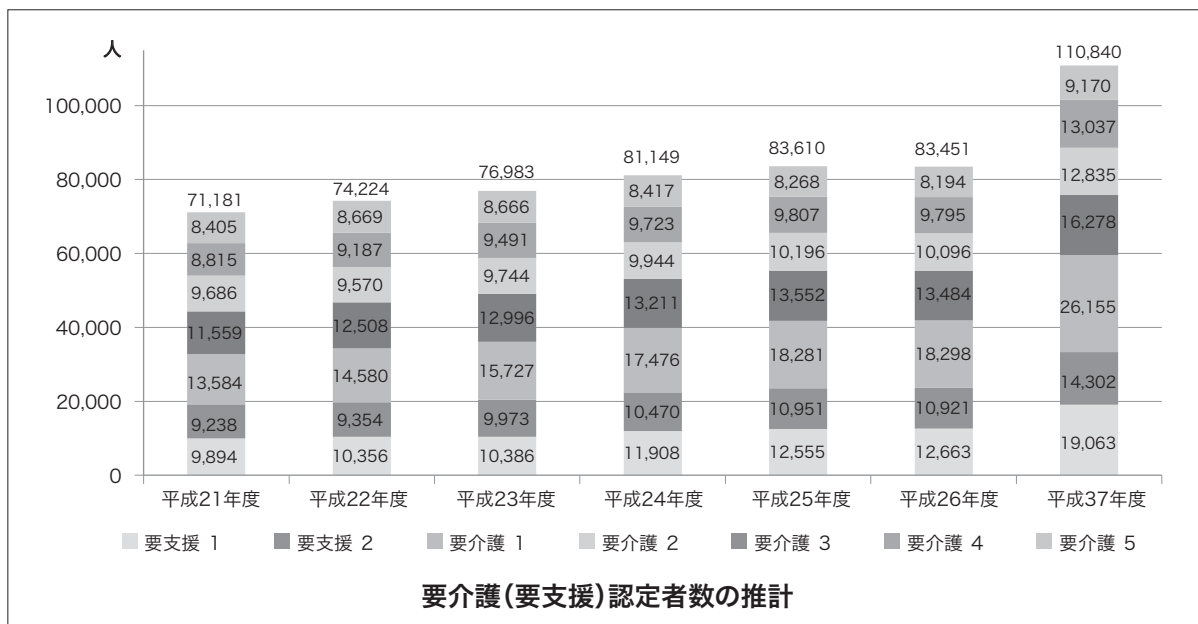


※2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）（山口県社会福祉協議会）

### 3 福祉サービス等の需要の増加

#### (1) 要支援者及び要介護者の推移

要支援及び要介護認定者数は、年々増加傾向にあり、平成37年度には約11万人になる見込みです。それに伴って、介護保険サービス受給者数も今後大幅に増加する見込みです。

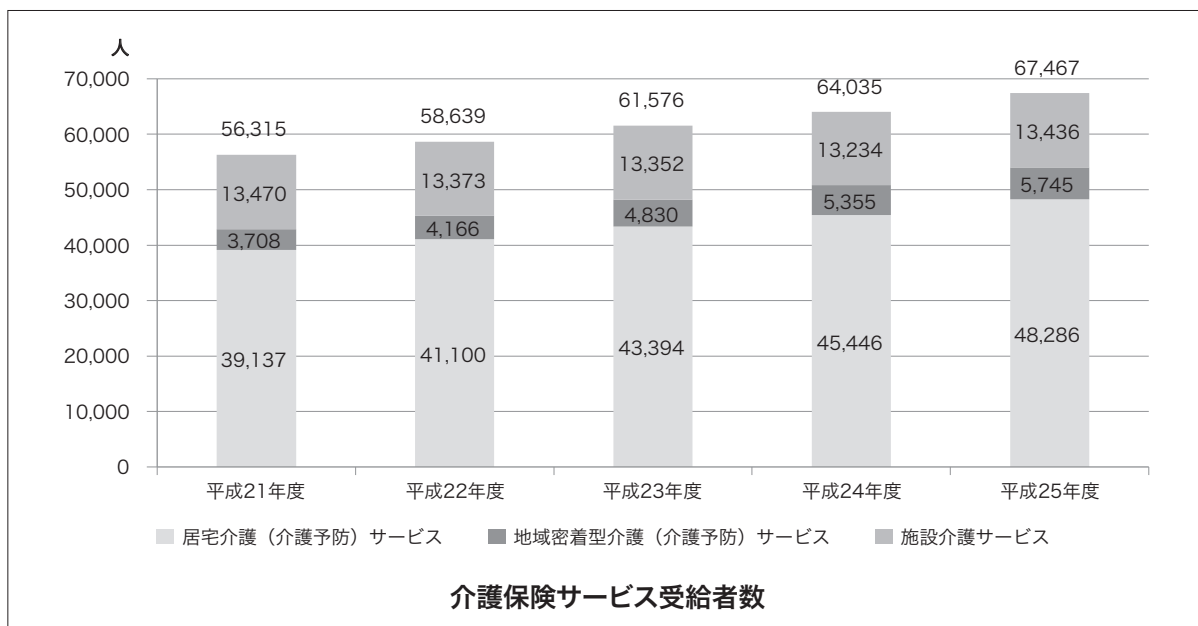


※平成24年度までは「介護保険事業状況報告年報」（各年度末現在）

※平成25年度は「介護保険事業状況報告月報」（3月31日現在）

※平成26年度は県による推計値（ただし、第2号被保険者の要支援・要介護認定者数1,777人は含まれていない）

※平成27年度は山口県による推計値



※平成24年度までは「介護保険事業状況報告年報」（各年度末現在）

※平成25年度は「介護保険事業状況報告月報」（3月31日現在）

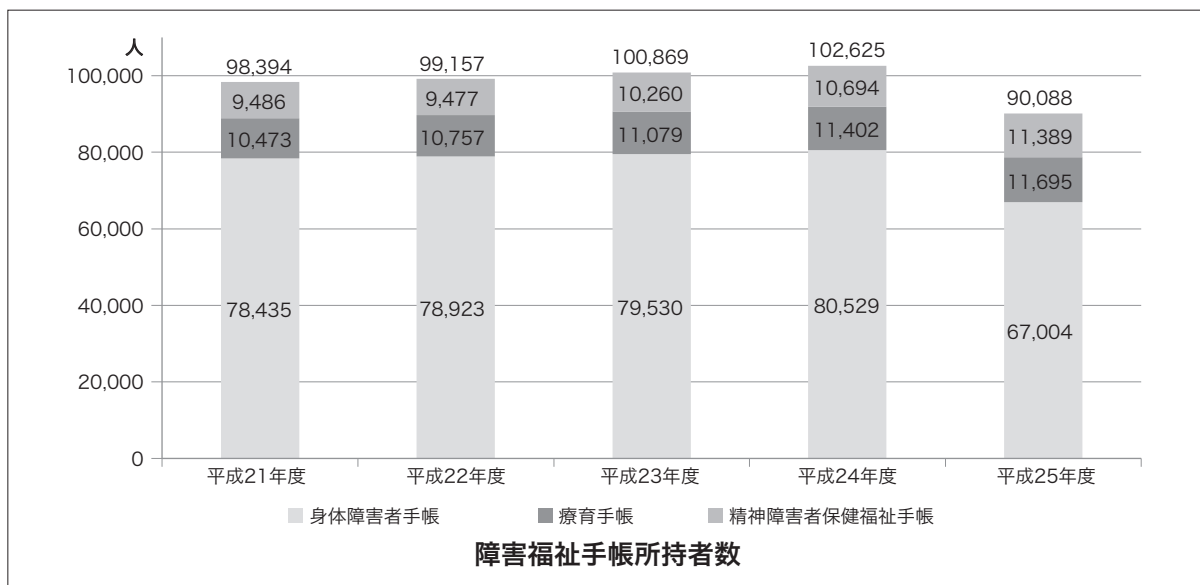
## (2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者はおおむね増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者は平成26年3月31日現在で67,004人となっており、年齢別では高齢者の割合が高くなっています。

また、療育手帳所持者数は11,695人であり、重度（A）の所持者が5,157人、中軽度（B）の所持者が6,538人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、11,389人であり、等級別には1級3,139人、2級5,907人、3級2,343人となっています。

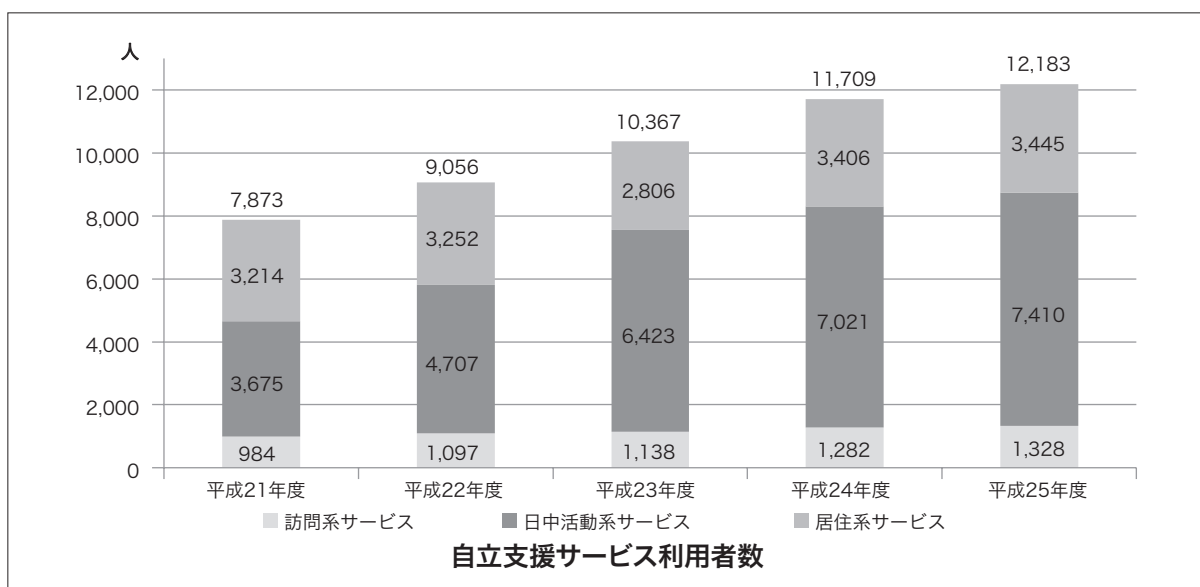


※山口県集計（各年度末時点）

## (3) 自立支援サービス利用者の推移

自立支援サービス利用者は増加傾向にあります。

各サービス類型で利用実績が伸びており、今後もサービス利用者の増加が見込まれています。



※山口県調査（各年度の月平均利用人数）

## 4 福祉課題・生活課題を抱えた人や抱えるリスクの高い人の顕在化

近年、地域には既存の社会保障制度や福祉施策のみでは解決に至らない複合的な課題を抱えた人が増えています。

その理由としては、公的なサービスによる総合的な対応が不十分であることや、そもそも公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉課題・生活課題であることなどが指摘されています。

こうした、福祉課題・生活課題を抱えるリスクとなりやすい要因に問題意識を持つことが必要ですが、福祉課題・生活課題を抱えるリスクとなりやすい主な要因については例えば次のようなことが考えられます。

### (1) 経済的困窮

「被保護者調査」（厚生労働省）によると、最近の被保護世帯人員、世帯数は、ともに全国的には増加傾向にあります。山口県においては暫定ではあるものの、平成25年7月に9,436世帯12,427人であったものが平成26年7月に9,364世帯12,180人となっており、ともに微減傾向にあります。

また、生活福祉資金総合支援資金は、平成22年度に307件の貸付があったが平成25年度は39件に減少しています。

「平成22年国民生活基礎調査」（厚生労働省）において相対的貧困は、全体で16.0%、子どもで15.7%となっていますが、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」では50.8%となっています。県内には母子世帯が18,044世帯、父子世帯が2,520世帯あるため、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」の内、一万世帯程度が相対的貧困であると推計されます。

### (2) 自殺

「平成25年中における自殺の状況（平成26年3月13日）」（内閣府自殺対策推進室/警察庁生活安全局生活安全企画課）によると、平成25年中の山口県の自殺者数は292人で自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は20.4人（全国は21.4人）となっています。

また「山口県自殺総合対策計画（改定版）平成25年10月」（山口県）によると、山口県の自殺者数は平成10年に急増して以降、年間400人前後で推移をきており、平成25年は前年との対比による増減率は-15.6%となり、熊本県に次いで全国2番目の高い減少率（全国平均は-2.1%）となっています。

自殺者が最も多い年代は60代で57人、次いで70代で52人となっています。

また、性別では男性が227人、女性が65人となっています。

自殺者を職業別にみると、「年金・雇用保険等生活者」が84人で最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」が76人となっています。

自殺の動機は「健康問題」が最も多く212人となり、次いで「経済・生活問題」が59人となっています。

### (3) ひきこもり、不登校

ひきこもりとは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続いている場合を「ひきこもり」の状態と言います。中でも、精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合を「社会的ひきこもり」と言います。

こうした、ひきこもりの状態の人については、様々な指標に基づいて各種調査がなされています、そのため山口県精神保健福祉センターでは、山口県内では5千人から1万人以上のひきこもり状態の人がいると推計しています。

また「平成25年度-2013-教育統計調査結果報告書」（山口県）によると、平成24年度の長期欠席児童数（通算30日以上欠席した児童の数）は483人で、その内不登校が理由の児童は203人（長期欠席児

童の42.0%)となっています。不登校が理由の児童の数は、ここ数年は200人前後を推移しています。さらに、平成24年度の長期欠席生徒数(通算30日以上欠席した生徒の数)は1,227人で、その内不登校が理由の生徒は863人(長期欠席生徒数の70.3%)となっています。不登校が理由の生徒の数は、平成18年度以降減少する傾向にあります。

#### (4) 認知症などの認知障がい発症に伴う判断能力等の低下(行方不明問題、消費者被害等)

厚生労働省が平成25年6月に示した有病率(15%)を用いると、平成22年時点で、山口県の認知症高齢者は60,800人と推計されています。

また、軽度認知障がい有する高齢者は52,700人(有病率は13%)となり、11万人を超える高齢者に何らかの認知障がい疑われ、今後高齢者の増加と共に増加していくことが見込まれています。

こうした認知障がい疑われる高齢者は、屋外に出たまま自宅に帰れなくなったり、消費者被害に遭うなどのリスクも高まります。

「平成25年度消費生活相談状況」(山口県消費生活センター)によると、平成25年度の相談の内、相談者は60歳代が最も多く(907件)、70歳以上(851件)を含めると60歳以上の相談は1,758件で相談件数全体の37.0%を占めています。

また、契約者は70歳以上が最も多く(1,118件)、次いで60歳代(743件)となっており、契約者についても60歳以上が1,861件となり、相談全体の39.1%を占めています。

なお、高齢者からの特徴的な相談としては、健康食品、ファンド型投資商品、書籍・印刷物に関するものがあると指摘されています。

#### (5) 虐待(高齢者・障がい者・児童)

##### 高齢者虐待

「山口県における高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく通報等の状況(平成23年度)」によると、平成23年度中に、家庭内における虐待として、市町窓口で相談・通報(届出)された件数は344件となっています。

また、介護支援専門員等の介護・行政等関係者からの通報が最も多く(45.1%)となっています。

平成23年度中に、市町において、虐待と判断された件数は164件です。被虐待者は、女性が8割を超え(81.8%)、その内容は、身体的虐待が7割弱(67.7%)、次いで心理的虐待が4割弱(38.4%)、経済的虐待が3割強(33.5%)と続きます。

虐待者の続柄は、息子からが4割を占め(43.7%)、次いで夫(20.1%)と続きます。

また、施設等における虐待として、通報(届出)された件数は、11件となっています。

さらに、平成23年度中に、市町において、虐待と判断された件数は1件で、その内容は、介護職員からの身体的虐待とされています。

##### 障がい者虐待

「山口県における障害者虐待防止法に基づく通報等の状況(平成25年度)」によると、平成25年度中に、養護者による虐待として、市町窓口で相談・通報(届出)された件数は42件(他に県窓口で相談・通報(届出)された件数が3件)となっています。

平成25年度中に、市町において、虐待と判断された件数は16件です。被虐待者は、女性が6割を超え(62.5%)、その内容は、身体的虐待が4割を超え(44.5%)、次いで心理的虐待が2割(22.2%)となっています。

虐待者の続柄は、父母からが4割を占め(38.9%)、次いで兄弟姉妹が3割弱(27.8%)となっています。

また、施設従事者等による虐待として、通報(届出)された件数は、23件となっています。

さらに、平成25年度中に市町において、虐待と判断された件数は4件で、その内容は、管理者や従事者からの身体的虐待と心理的虐待とされています。

**児童虐待**

「山口県児童相談所・知的障害者更生相談所事業概要2014（平成25年度実績）」によると、平成25年度に虐待通告（48時間以内に目視による安全確認が必要）のあった661件の内、238件が虐待として認定されています。

内訳としては、ネグレクトが88件（37.0%）と最も多く、次いで身体的虐待が78件（32.8%）、心理的虐待が68件（28.6%）となっています。

虐待通告の経路としては、学校等が70件と最も多く、次いで警察等が50件、福祉事務所が46件と、関係機関からの通告が多くなっています。

また、主たる虐待者は実母が138件、実父が66件の順で多くなっていますが、ひとり親世帯を除くと、実父（64件）と実母（58件）はほぼ同数となっています。

虐待の内容は、実父については身体的虐待が多く（32件）、実母についてはネグレクトが多く（76件）となっています。

**(6) 福祉施設や精神科病院からの退所・退院者**

山口県の集計によると、平成26年3月時点の継続入所者数を除いた、福祉施設入所者数は2,281人となっています。

一方、平成18年度から平成25年度までの間の福祉施設の入所者の地域生活移行者数は402人となっています。

今後、山口県では平成26年度から平成29年度までの間に、施設入所から共同生活援助等へ移行する人の累計を210人と見込み、さらに、施設入所者数そのものも50人削減する目標設定がなされています。

また、精神科病院の長期在院者数（入院期間が1年以上である者の数）は、平成24年4月末の時点で3,783人となっています。

山口県では、平成26年度から平成29年度までの間に、長期在院者数を378人削減する目標設定がなされています。

**(7) 高齢または障がいをもつ矯正施設入所受刑者****高齢者**

「平成26年版犯罪白書」によると、矯正施設入所受刑者の人員の推移は最近20年間、ほぼ増加しつづけ、平成25年度は2,228人となっており、平成6年と比べて約5倍に激増しています。

また、高齢者は入所受刑者全体と比べて、再入所の割合が高く、2度以上の入所受刑者は7割を超え（72.8%）、6度以上の入所受刑者は約4割（39.0%）に及びます。

罪名別に見ると、高齢者全体では窃盗の構成比が最も高く5割を超え（55.9%）、次いで覚せい剤取締法で1割弱（9.1%）となっていますが、女性だけの割合で見ると約9割（87.3%）が窃盗となっています。

さらに、高齢者の仮釈放率（36.1%）は、出所受刑者全体の仮釈放率（55.2%）と比べて常に低く、これは引受人がないなど、釈放後の帰住先が確保できない人が多いことなどによると考えられます。

**知的障がい者**

「矯正統計統計表2013」によると、平成25年度の新受刑者の総数は22,755人となっています。

この内、IQ相当値が69以下の者の割合は約2割（20.5%）となっています。

さらに、テスト不能者も含めるとその割合は24.2%に及びます。矯正施設で実施される知能テストはCAPASという知能テストであり、福祉や医療の現場で用いられるものと異なるため断定的には言えないものの、入所受刑者の内に、知的障がいを疑われる人が一定数含まれているという指摘がなされています。

## 5 地域福祉活動の現状

### (1) 見守り活動について

小地域福祉活動の中核的な活動である見守り活動について、平成26年度調査において県内で6,910ネットワーク設置されています。

また、見守り活動の対象者の内訳は、「75歳以上2人暮らし及び一人暮らし高齢者」が66.0%と最も多くなっています。

見守り活動に関わる関係者としては、「自治会役員及び近隣住民」が最も多く26.0%となっており、次いで「民生委員・児童委員」(25.4%)、「親族及び親戚」(19.7%)、「福祉員」(16.5%)と続いています。

平成26年度に見守り活動に関わる関係者として把握された人は、のべ15,145人であったことから、1つのネットワークに関わる人は平均2.19人となっています。

見守り活動の方法としては、「出会った時に声かけ(挨拶や日常会話)を行う」が8割を超え(82.0%)で最も多く、次いで「お宅を訪問してお話をする」(69.0%)と続いています。

一方で、見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりすることを福祉員に尋ねたところ、3分の2の人が「見守り活動にどこまで関わればよいか判断に迷う」(66.7%)と答えています。

その他、「個人情報保護に関する法律施行(平成17年)以前には行政関係機関から入っていた情報が法施行後に入りにくくなったので、支援を必要とする人が把握しづらい」(28.9%)、「単位自治会長・町内会長が作成している名簿や民生委員・児童委員が活動等で得た情報が福祉員に入っていないので情報が少ない」(22.2%)、「各家庭を訪問しても拒否される」(20.0%)なども続いています。多くの方が、見守り活動でどこまで関わるのか戸惑いを持っている実態がうかがえます。

こうしたことから、見守り活動は、民生委員・児童委員、福祉員等の一部の活動者の参加にとどまっていること、対象者にどのように関わればよいかなど、見守りを行う人を支える体制づくりが十分ではないことなどが課題としてあります。

#### ▼見守り活動とは

地域の中で支援を必要としている人や気がかりな人を対象とし、民生委員・児童委員や福祉員などの地域福祉活動関係者や地域住民が、「あいさつ」や「声かけ」、「見守り」などといった活動を行うことを通じて、住民同士が共に支え合って暮らし続けることができる地域づくりをすすめるための活動です。

山口県では、ふれあいのネットワークづくり運動(民生委員・児童委員と社協とが連携の上、見守り対象者の把握や対象者に対するネットワークを形成し活動を行う)を中心に見守り活動を展開しています。

#### ▼民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱される「非常勤の特別職の地方公務員」とされています。

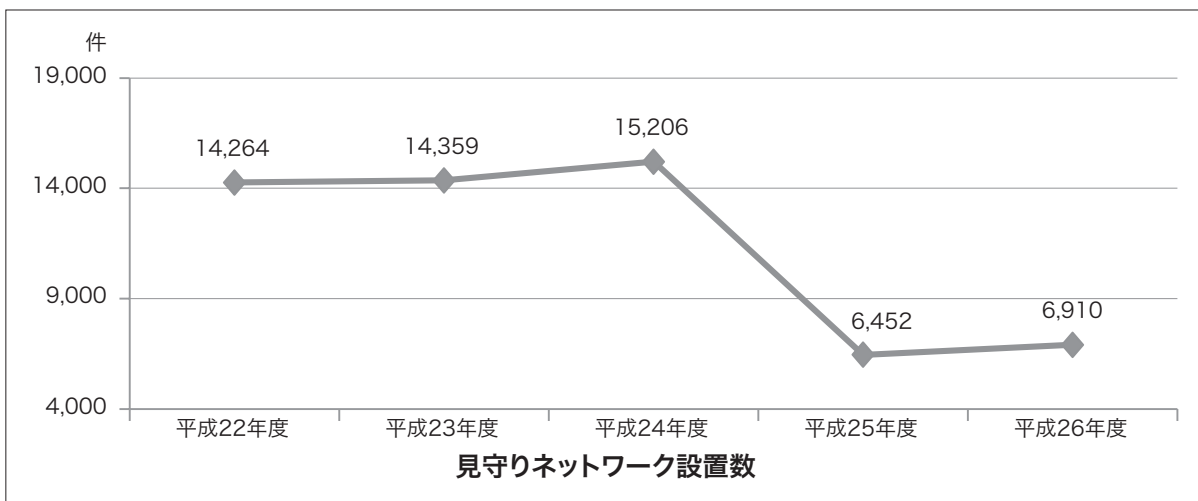
また、民生委員は児童福祉法第16条により、児童委員を兼ねています。そのため、一般的に民生委員・児童委員と呼ばれています。

さらに、民生委員・児童委員の活動はボランティアで任期は3年となり、その活動は、基準に基づく世帯数に応じた地域(区域)割となります。

民生委員は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められており、地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報等を提供したり、そのような機関につないだりなどして、住民自らが課題解決するための支援を行います。

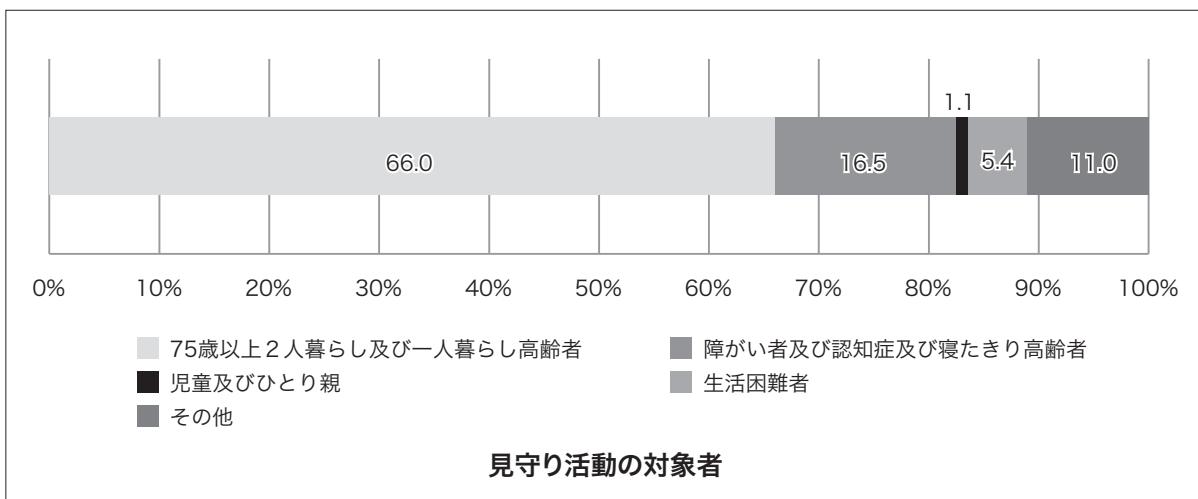
県内の民生委員・児童委員の定数は、合計3,762人(地区担当委員:3,386人、主任児童委員:376人)であり、地区担当委員は1人の委員が平均で2自治会、177世帯を担当しています。

また、民生委員・児童委員の平均年齢は64.3歳となっています。

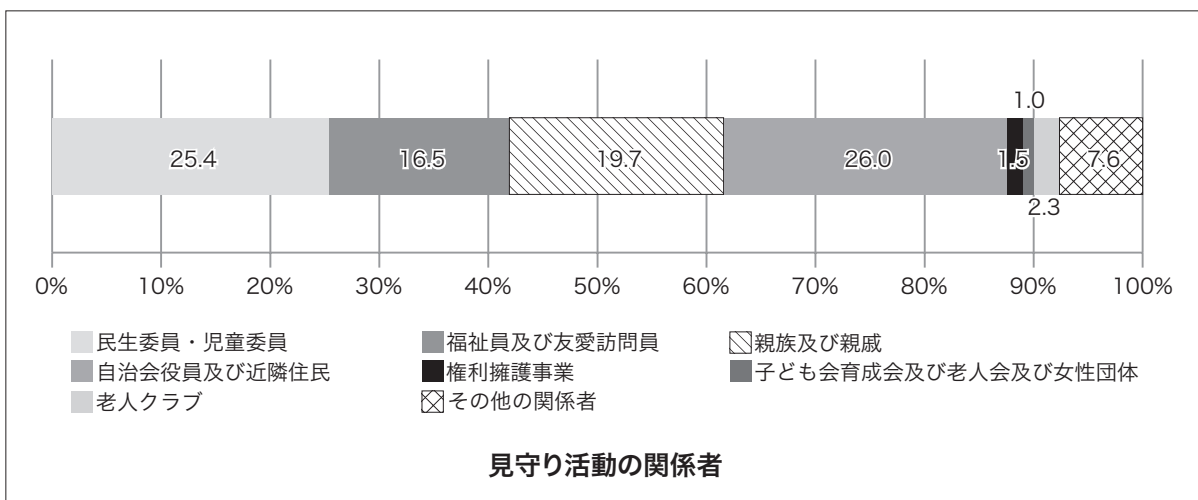


※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

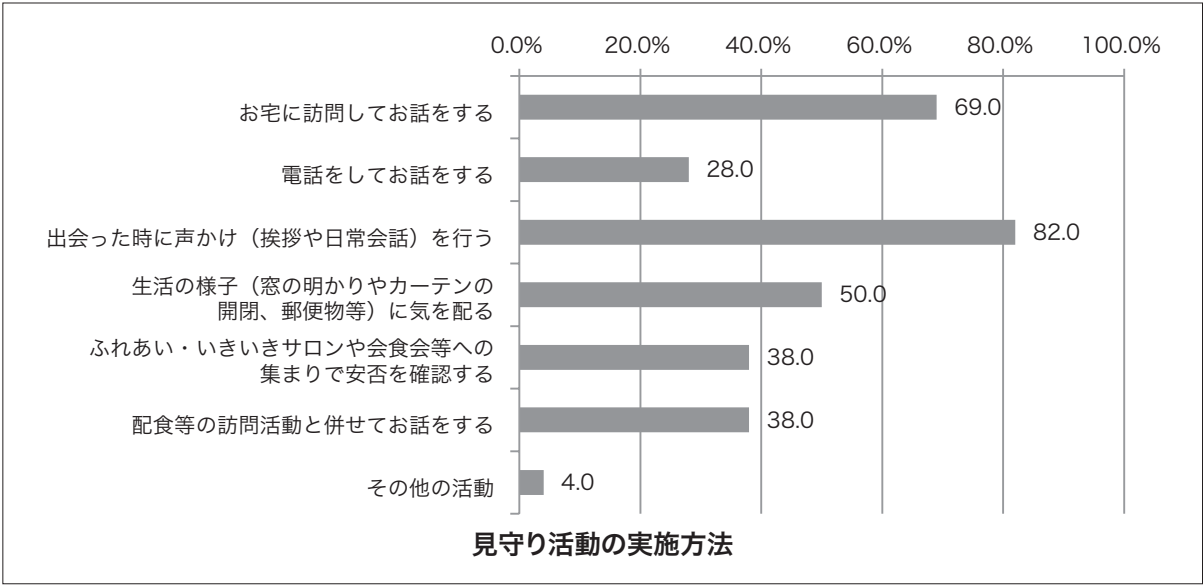
※平成25年度に一部の市町でネットワーク数のカウント方法を変更するなどしたため、数が大幅に減少しています。



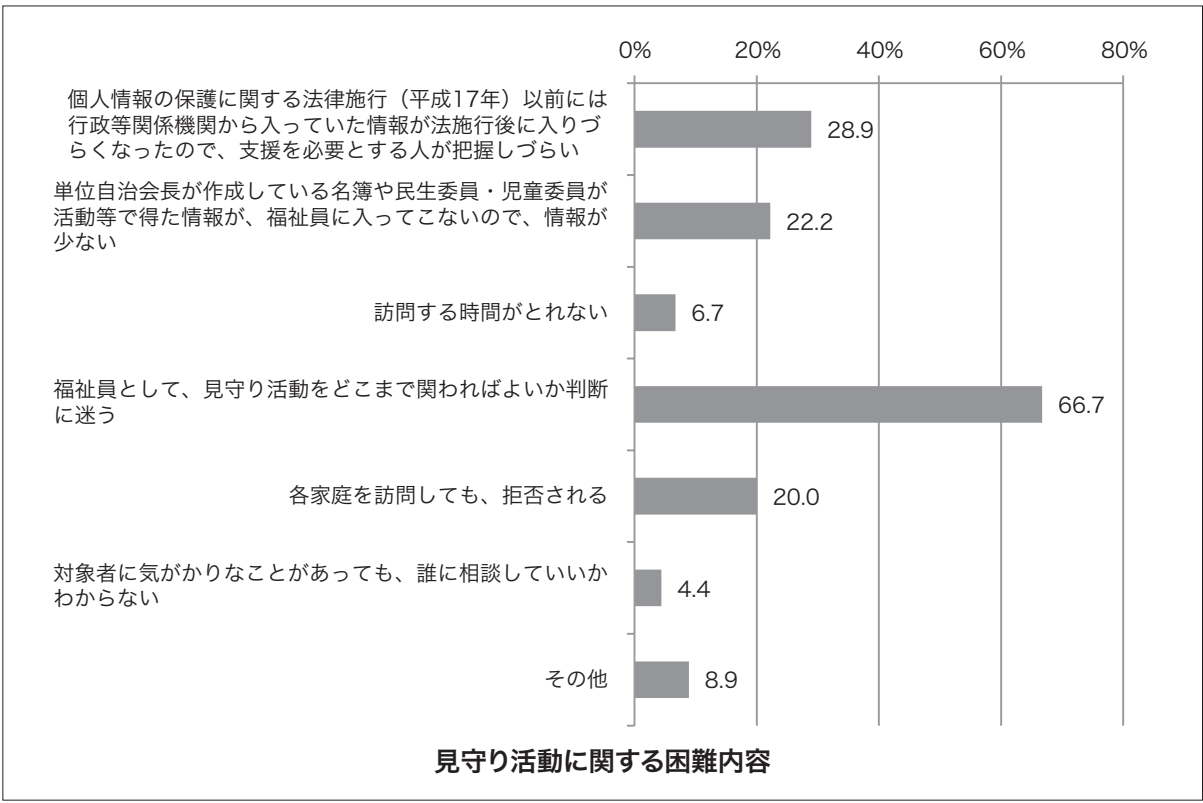
※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「山口県内見守り活動に関する実態調査」（平成24年、山口県社会福祉協議会）



※「山口県内見守り活動に関する実態調査」（平成24年、山口県社会福祉協議会）

**(2) 福祉員について**

福祉員は県内全ての市町で設置されており、総数は平成26年度調査において8,467人となっています。また、全体の7割弱（65%）が「自治会」ごとに福祉員を設置しています。

福祉員が行う活動としては、「民生委員・児童委員活動へ協力」（44.6%）、ふれあい・いきいきサロン」（41.8%）、「小地域見守りネットワーク活動」（41.8%）において多く、福祉員が地域福祉活動の主要な担い手となっています（『福祉員』活動についてのアンケート報告書）。

一方、福祉員活動を進める上での悩み・困っていることとして最も多かったのが「次の福祉員の確保が難しいこと」（34.1%）が最も多く、次いで「プライバシーの保護と福祉員活動の関係について」

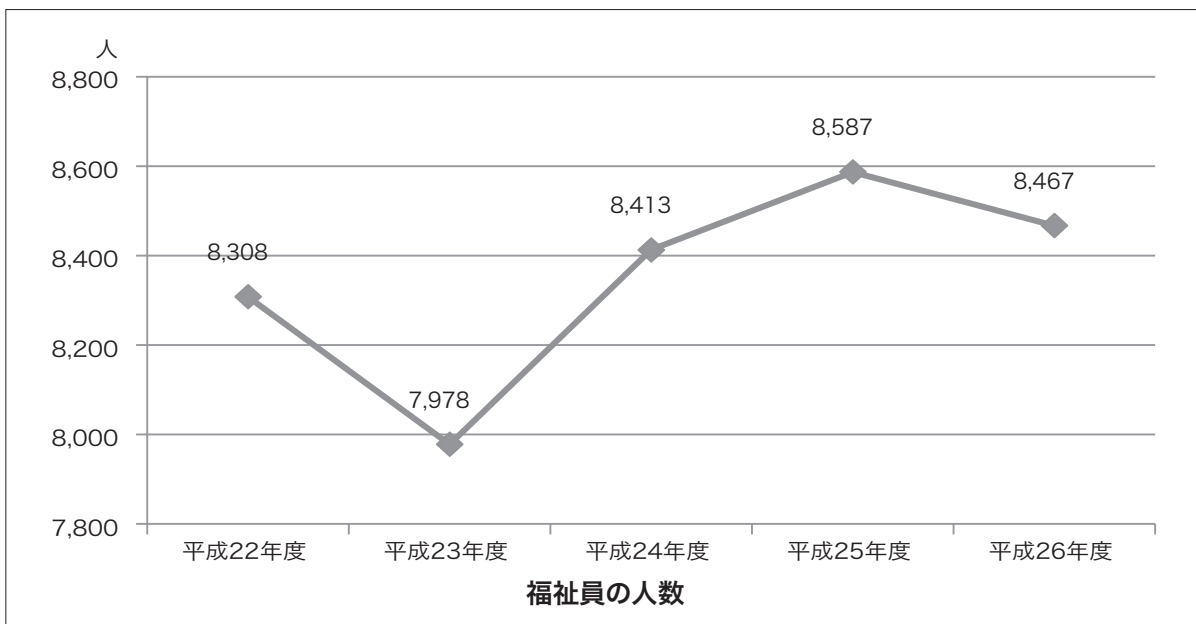
(26.8%)、「定期的に福祉員同士や関係者で話し合う機会がない(少ない)こと」(19.0%)と続いており、見守り活動における課題と同様に、見守り活動をはじめとする小地域福祉活動を進める担い手を支える体制づくりが十分ではないことなどが課題としてあります。

### ▼福祉員とは

福祉員は、地域住民から選出され、市町(または地区)社協会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動の推進者」です。

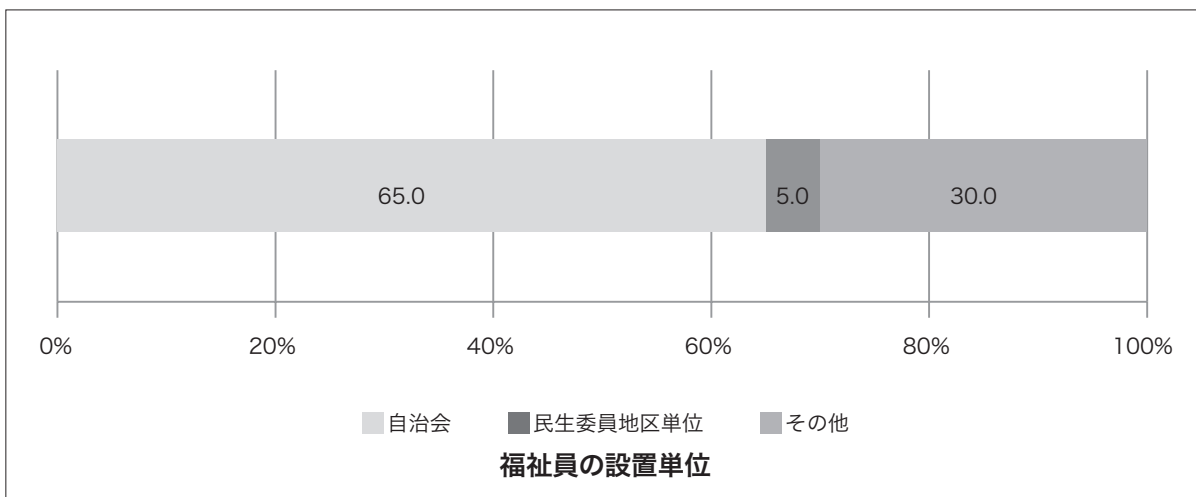
福祉員の役割は、①福祉問題の把握、②関係者への連絡、③見守り・地域支援ネットワーク活動への参加、④地域内での支援活動の参加、⑤住民への福祉活動参加の働きかけ、⑥福祉に関する情報の提供・問い合わせの受付、⑦市町社協の運営面での協力となります。

つまり、福祉員は選出された地区を担当し、民生委員・児童委員やボランティア、地区社協、市町社協などと協力して、地域の福祉問題(ニーズ)を発見し、解決を手助けする担い手としての役割を期待されています。

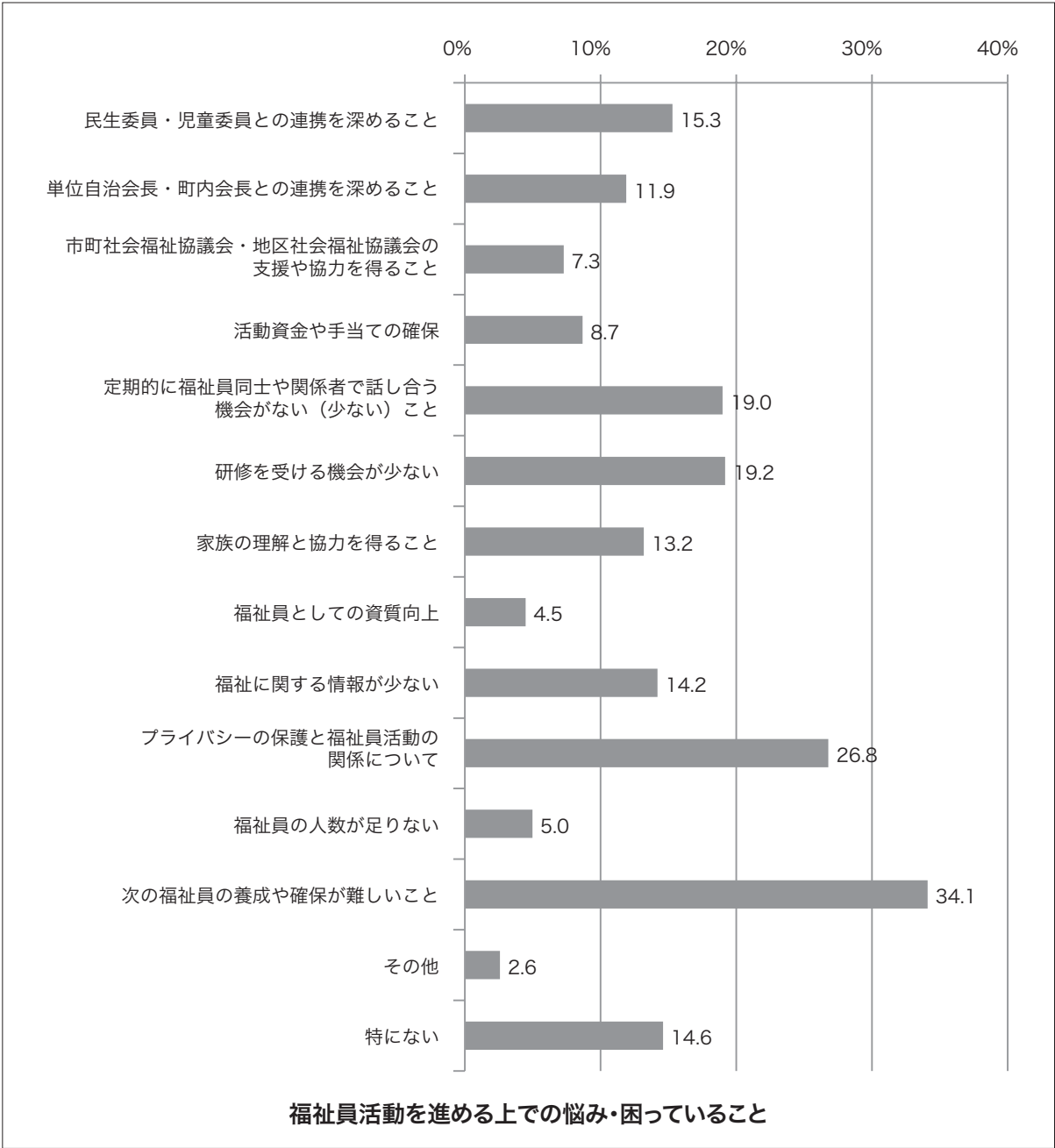


※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

※平成23年度に一部の市町で福祉員制度の見直しが行われ、一時的に人数の減少がありました。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「山口県内見守り活動に関する実態調査」(平成24年、山口県社会福祉協議会)

**(3) 地区社会福祉協議会について**

地区社協は平成26年度調査において、県内16市町で264地区に設置され、そのほとんどが小中学校区または地区連合自治会単位に設置されています。

地区社協の拠点としては、「公民館」(34.7%)、「会長宅」(26.6%)「行政の支所・出張所」(25.9%)となっています。

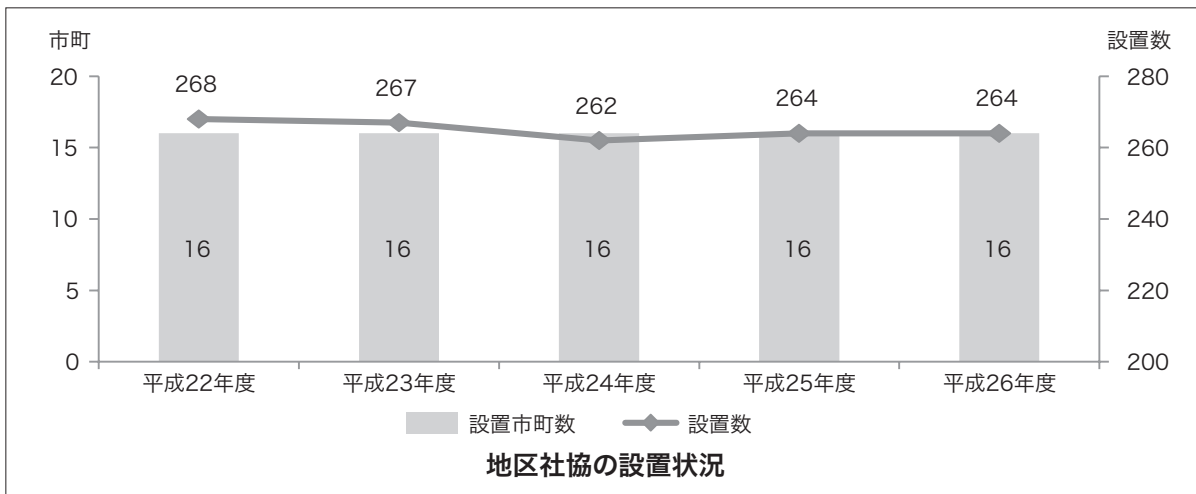
地区社協への職員配置について、市町内で1か所でも職員配置がなされている地区社協がある市町社協は県内19市町中、7市町となっています。

地区社協の人員体制としては、会長、副会長、理事、監事といった組織決定を行う役員体制は9割以上の地区社協で整備されていますが、事業運営を支える会計や事務局長の配置は、6割程度にとどまり、特に事業の調整を行うコーディネーターの配置は1割程度と低い状況です。「求められる役割に対して、十分といえない。」、「会長や事務局長、コーディネーターの意欲に支えられており、継続性を担保しづらい。」といった意見もあり、事務局体制基盤の弱さが指摘されています。

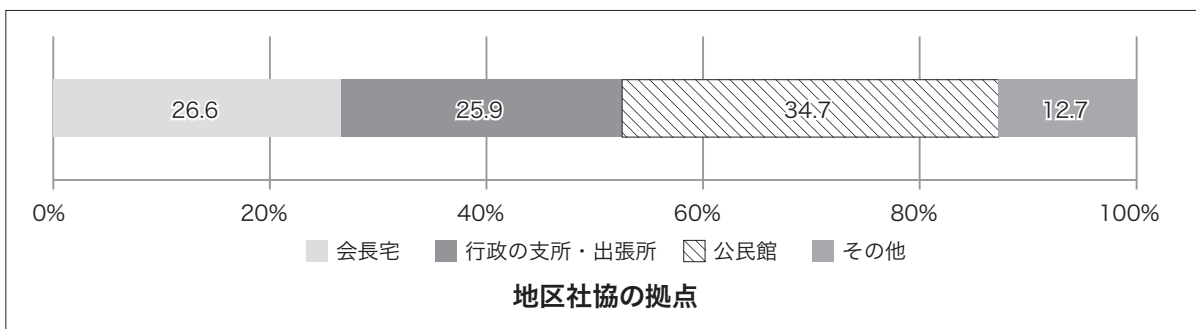
### ▼地区社会福祉協議会とは

地区社協は、地域住民に最も身近な社協として「住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる 地域（まち）づくり」をめざして、住民主体、住民参加により、地域の福祉課題・生活課題の解決方策を協議するとともに、課題解決に向けた取組を実践することを目的に組織された任意の団体です。

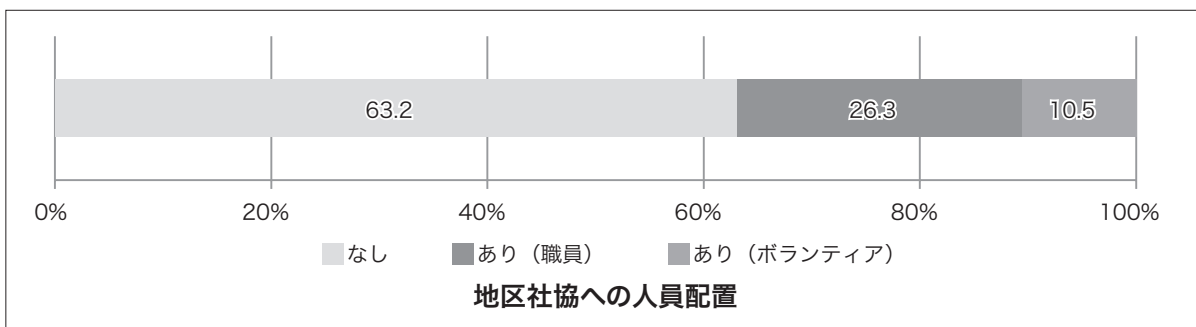
地区社協の役割は、日常生活に最も身近な自治会における小地域福祉活動を支援することや地域性に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動を実践することであり、一般的には市町域をさらに小中学校区、連合自治会等の圏域に分け、地域社会を構成する住民をはじめ、地域の多様な機関、団体等に働きかけ、組織的かつ継続的な活動を行うものです。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」（山口県社会福祉協議会）

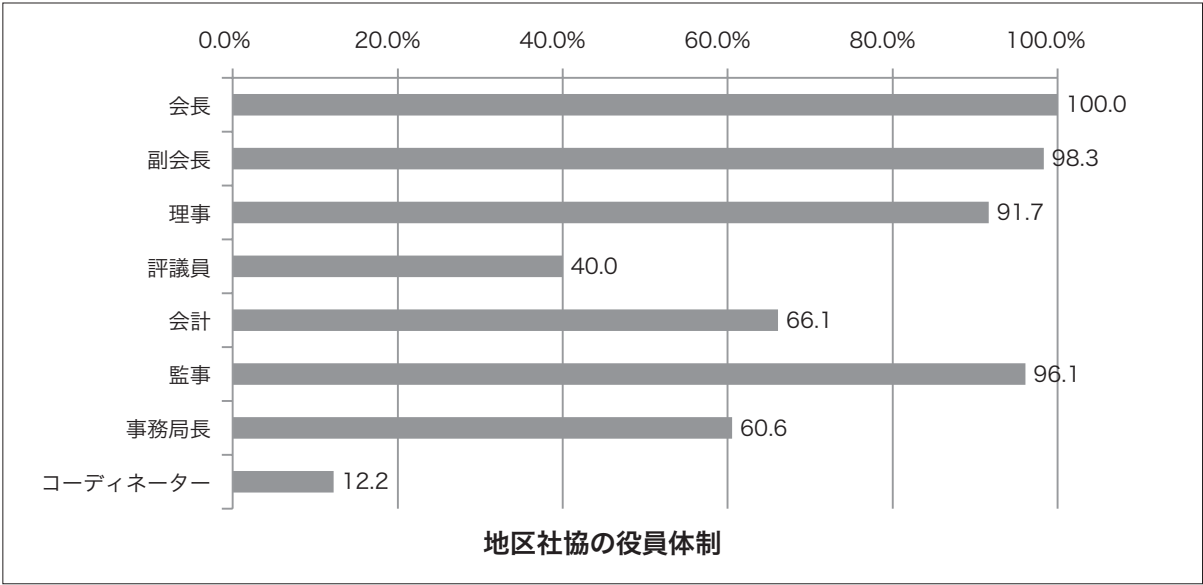


※「平成26年度地域福祉活動実態調査」（山口県社会福祉協議会）



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」（山口県社会福祉協議会）

※人員配置の有無は、市町で1か所でも地区社協へ人員配置がなされている場合、「有」としています。したがって、地区社協全体の実態を反映した結果ではありません。

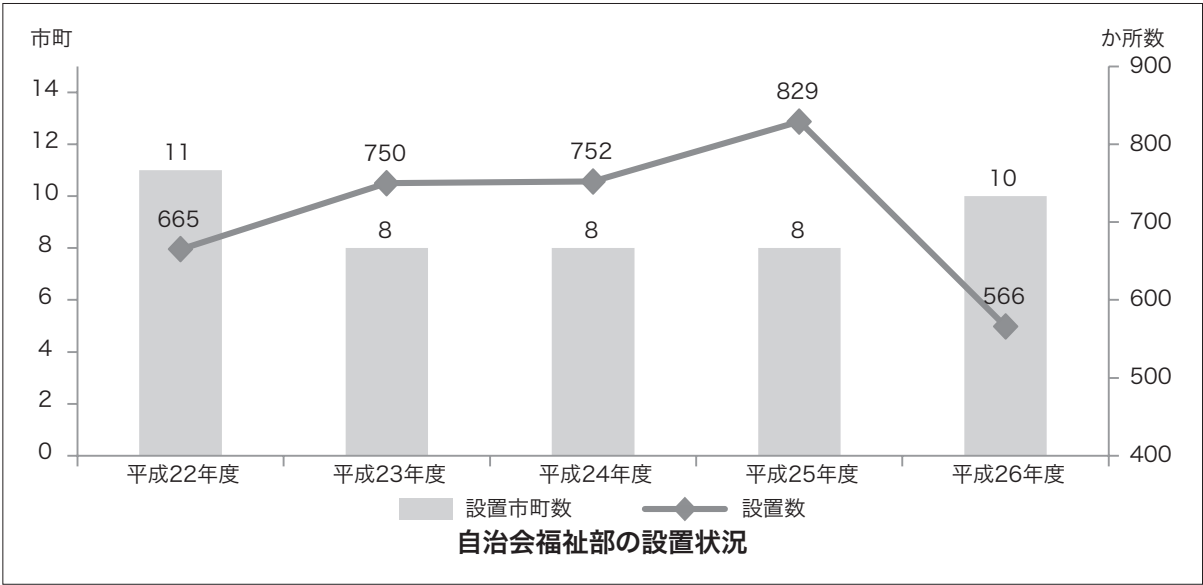


※「地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査」（平成26年、山口県社会福祉協議会）

**(3) 自治会福祉部について**

自治会福祉部は、平成26年度調査において、県内10市町に566箇所設置されています。県内には単位自治会が7,185箇所あるため、設置率は7.87%となっています。

**▼自治会福祉部とは**  
 自治会（町内会）は、一定の地域に住む人たちが、地域における生活上の諸問題、身近な環境の整備や安全、福祉などさまざまな問題の解決に取り組むとともに、地域の祭りや運動会などの行事を通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。  
 自治会福祉部は、自治会における組織的・継続的な小地域福祉活動を住民の主体的な参加のもとに推進するための母体として、自治会の中に小地域福祉活動を担当する人を置いた部門です。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」（山口県社会福祉協議会）  
 ※平成26年度に一部の市町で、自治会福祉部のカウント方法を変更するなどしたため、数が大幅に減少しています。

#### (4) ふれあい・いきいきサロンについて

ふれあい・いきいきサロンは年々増加傾向にあり、平成26年度調査において、県内全ての市町で1,661箇所の設置が確認され、その8割以上(82.1%)が高齢者を対象としたサロンとなっています。

サロンは「福祉員」(23.6%)や「ボランティア」(20.7%)、「民生委員・児童委員」(17.0%)といった地域福祉の担い手の人たちに支えられて運営されています。

サロンに参加する人の主な理由は「友達や仲間との交流を深めるため」(72.9%)、「生きがいや楽しみを見つけるため」(69.0%)、「健康を維持するため」(59.0%)が多くなっています(『ふれあい・いきいきサロン』活動の効果に関する検討委員会報告書)。

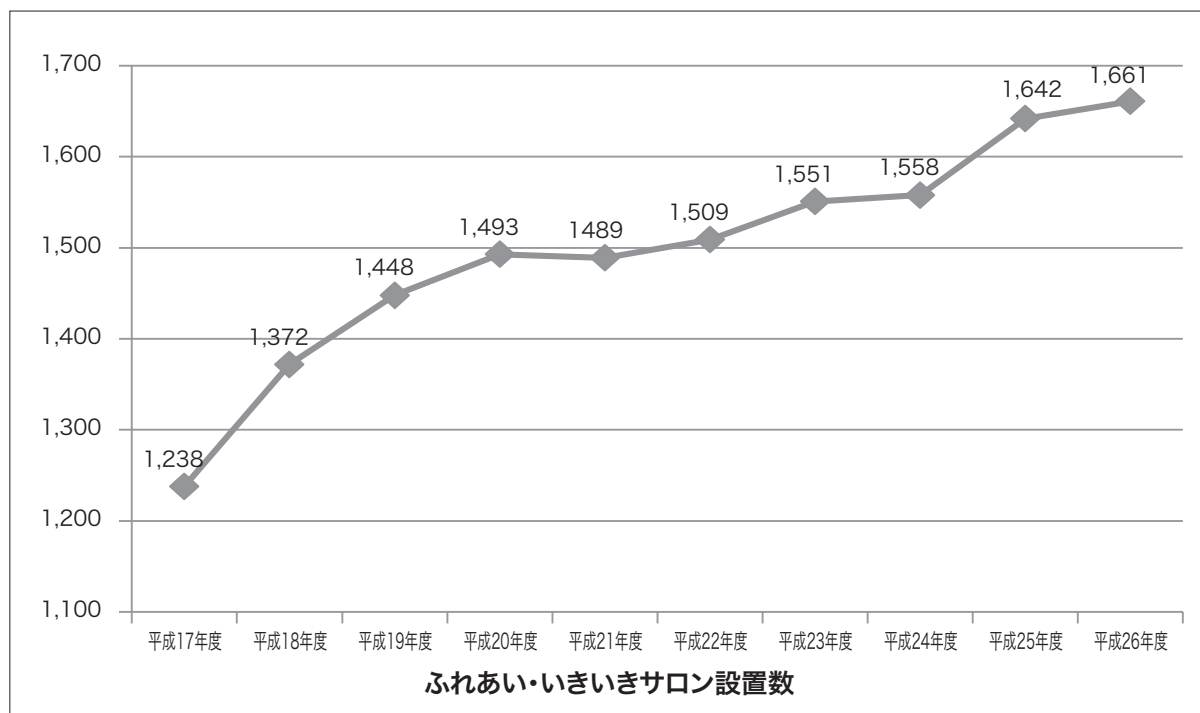
一方で、サロンを運営の担い手の約7割が「サロンをやらなければいけないという義務感」を感じており、運営の悩みごととしては、「活動資金の確保」(31.0%)、「参加者の確保」(31.0%)、「活動内容の充実」(29.2%)などがあります(『ふれあい・いきいきサロン』活動の効果に関する検討委員会報告書)。

##### ▼ふれあい・いきいきサロンとは

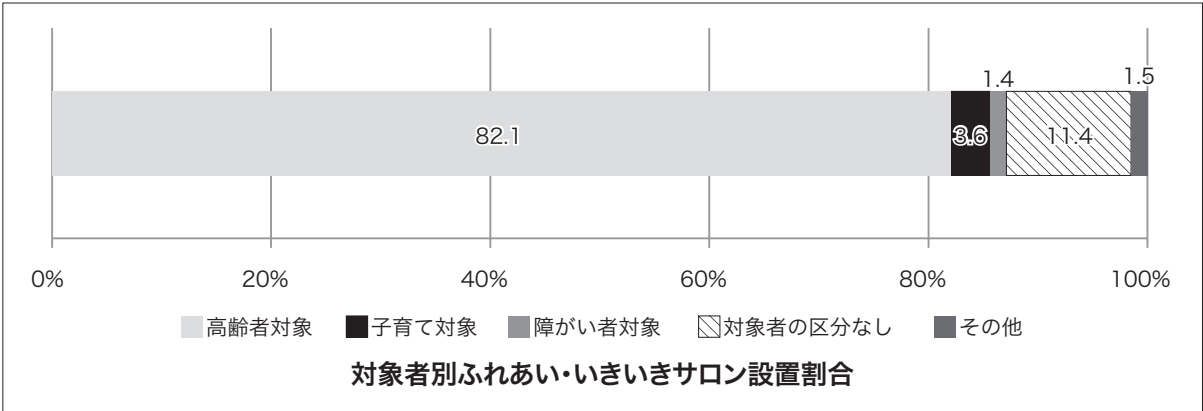
ふれあい・いきいきサロンは、身近な地域の中に「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場をつくり、「ふれあいの」「仲間づくり」を進める取組です。

この活動は、主として高齢者の孤立予防、孤独感の軽減等を目的として、地域住民の自発的な活動として展開されてきましたが、現在では、高齢者にとどまらず、障がい者、乳幼児を持つ家庭の親子(子育てサロン)などへ対象者が広がってきています。

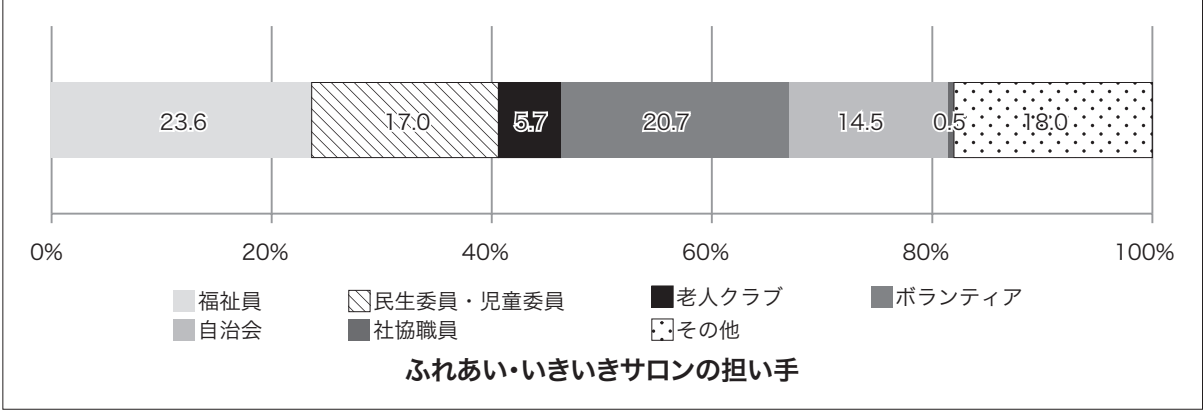
サロンに参加する人にとっての効果としては、「身体的・精神的・社会的」な効果が、また地域にとっての効果としては、「多世代交流・地域交流の拠点」「生活ニーズの発見・把握の場」「福祉力の向上」といった効果があることが認められています。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

(5) 住民参加型在宅福祉サービスについて

住民参加型在宅福祉サービスは、平成26年度調査において、県内の市町社協の内6割(57.9%)で実施されており、サービスの実施単位はほとんどが市町単位または旧市町村単位となっています。

県内全体では、サービスの協力会員は595人、利用会員登録者は1,176人となっており、サービスを利用している世帯としては、約8割が高齢者世帯となっています。

提供しているサービス内容は家事援助が約7割(67.7%)を占めており、次いでその他が20.9%となっています。

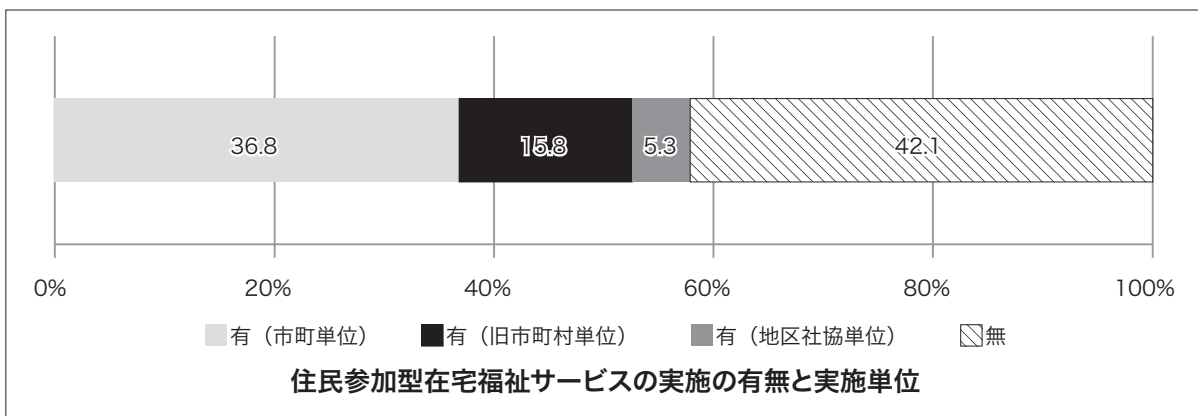
地区社協単位の小地域におけるサービス実施の推進、高齢者世帯以外の世帯の利用促進が今後課題となり、そのためには提供するサービスの内容の充実、拡充等が望まれています。

**▼住民参加型在宅福祉サービスとは**

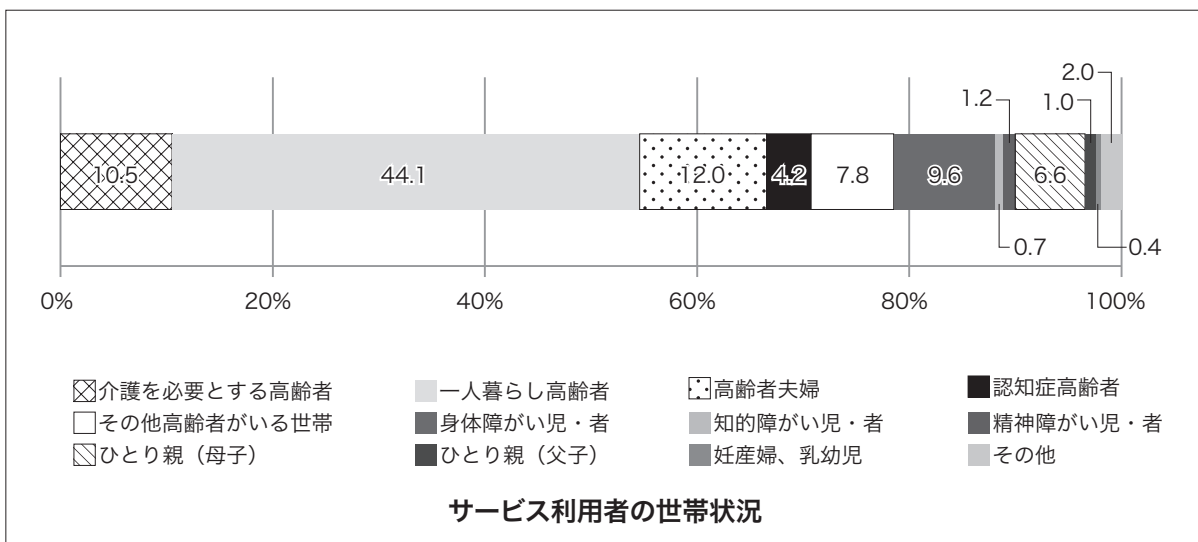
「自分たちの住む街を自分たちの手で住み続けられるようにしたい」という住民の思いを形にした住民自身による地域福祉活動です。

サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む住民同士です。こうした活動を通じて、普段は気づきにくい、あるいはうすれてしまったかのように見える地域の力を掘り起し、暮らしと地域を拓いていくことに組織の目的があります。

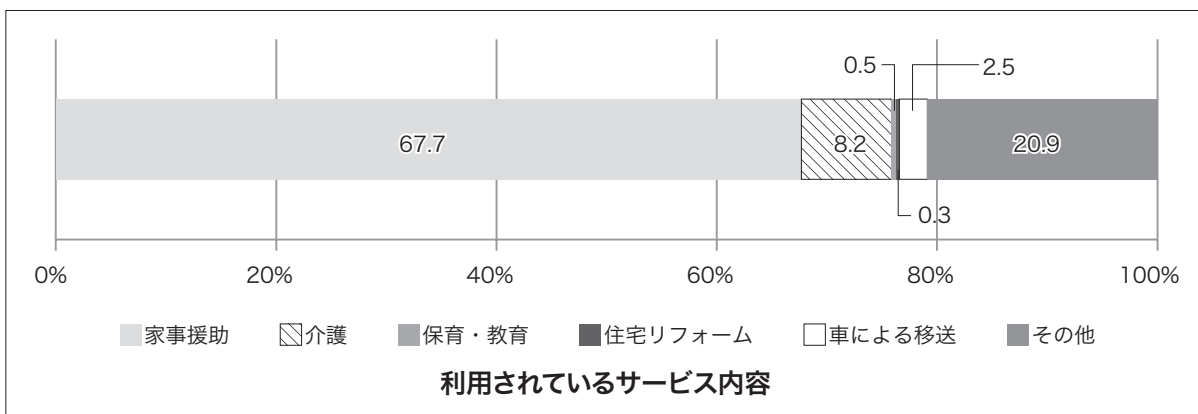
活動の特徴としては、「制度にとらわれない、地域であたりまえの暮らしを支えるよろずなんでも活動」「助けられたり、助けたりの支え合いの活動」「『ここでずっと暮らしたい!』と思えるまちづくりをめざす活動」「会員制と有償性、2つの仕組で理念を支える活動」「多様な運営主体による活動」ということがあげられます。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

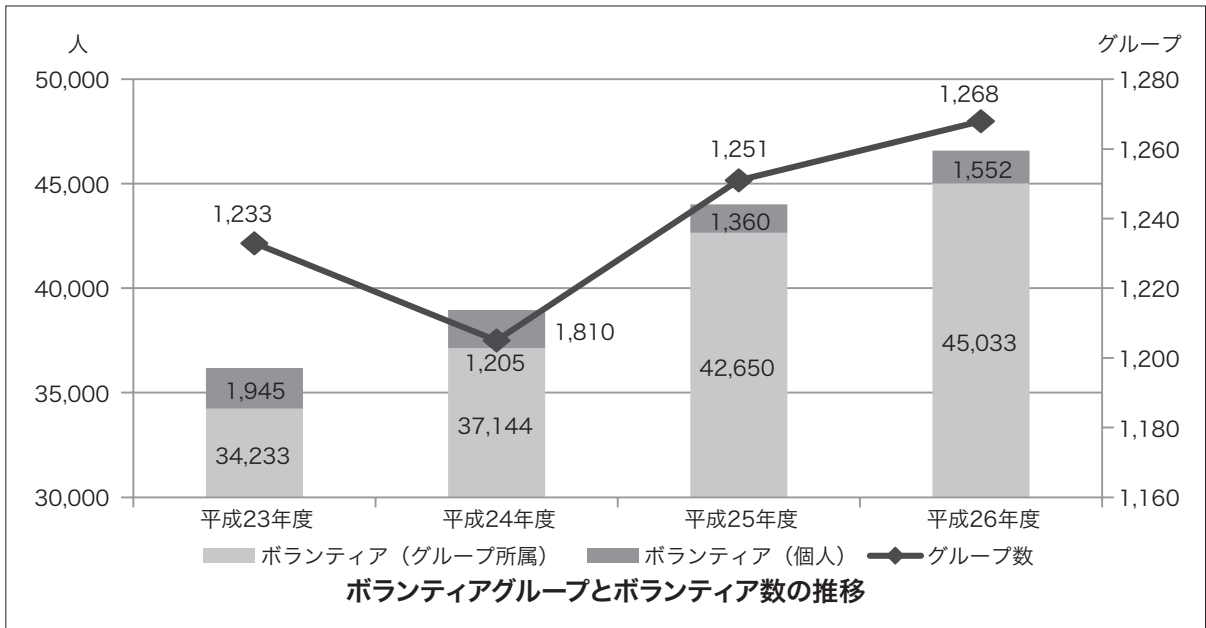


※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

## (6) ボランティア活動の状況について

平成26年度調査において、県内では1,268のグループ、のべ46,585人のボランティアが活動をされています。

近年、ボランティアグループの数は1,200~1,300の間を推移し、特にボランティアグループに所属する人に顕著ですが、ボランティアの数は年々増加傾向にあります。



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」（山口県社会福祉協議会）

#### (7) 地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画の策定状況について

本県における地域福祉活動計画の策定状況は、19市町中10市で、策定割合は52.6%となっており、全国平均（52.4%）とほぼ同一となっています。一方で、町社協において計画を策定しているところは現在ありません。

また、地域福祉計画と一体的に策定した市町は計画を策定している10市町中5市となっています。

小地域福祉活動計画を策定している地域は、年々増加傾向にあり、平成26年度調査において、8市町80か所で策定されています。

#### ▼ 地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめた取り決めです。

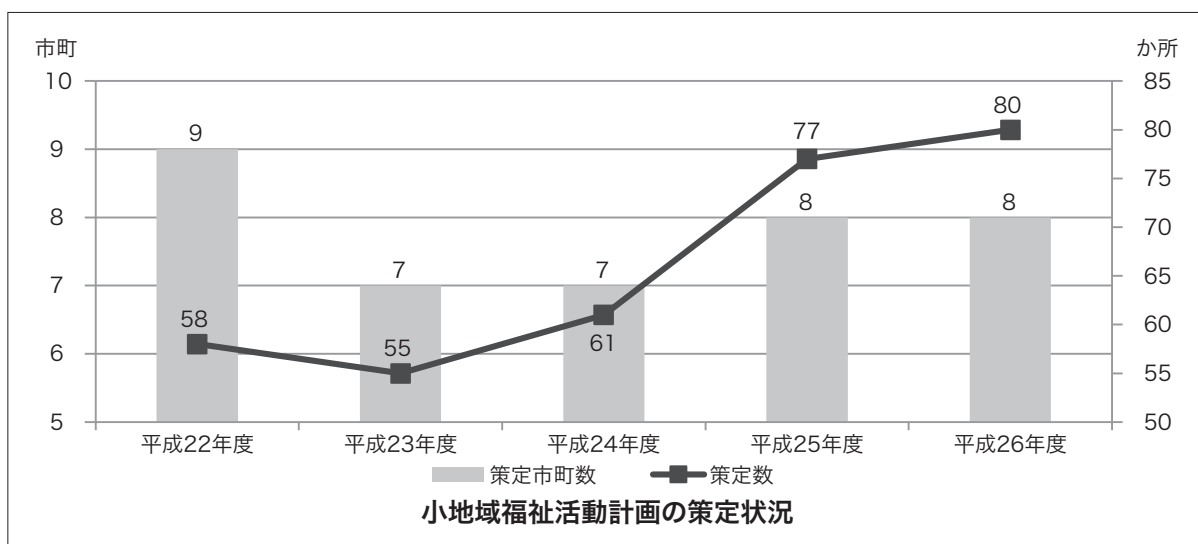
具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」までを含んだものと考えられます。

また、小地域福祉活動計画は、特に地区社協等が中心となって、小地域において策定する地域福祉活動計画です。地域の現状や課題から、住民が望む地域の将来像の実現に向けた住民の行動計画であり、まさに住民の顔が見える計画です。

(地域福祉活動計画の策定状況)

| 市町社会福祉協議会 | 策定状況 | 計画の期間            | 地域福祉計画と一体的か別か |
|-----------|------|------------------|---------------|
| 下 関 市     | 策定済  | 平成25年度から平成29年度まで | 別             |
| 宇 部 市     | 策定済  | 平成23年度から平成27年度まで | 別             |
| 山 口 市     | 策定済  | 平成26年度から平成29年度まで | 一体            |
| 萩 市       | —    |                  |               |
| 防 府 市     | 策定済  | 平成23年度から平成27年度まで | 一体            |
| 下 松 市     | 策定済  | 平成24年度から平成28年度まで | 別             |
| 岩 国 市     | 策定済  | 平成22年度から平成26年度まで | 別             |
| 光 市       | 策定済  | 平成24年度から平成28年度まで | 一体            |
| 長 門 市     | 策定済  | 平成24年度から平成28年度まで | 一体            |
| 柳 井 市     | 策定済  | 平成25年度から平成29年度まで | 一体            |
| 美 祢 市     | —    |                  |               |
| 周 南 市     | 策定済  | 平成24年度から平成28年度まで | 別             |
| 山陽小野田市    | —    |                  |               |
| 周防大島町     | —    |                  |               |
| 和 木 町     | —    |                  |               |
| 上 関 町     | —    |                  |               |
| 田 布 施 町   | —    |                  |               |
| 平 生 町     | —    |                  |               |
| 阿 武 町     | —    |                  |               |

※山口県社会福祉協議会地域福祉班取りまとめ



※「平成26年度地域福祉活動実態調査」(山口県社会福祉協議会)

## (8) 共同募金運動について

山口県における共同募金の募金実績は平成8年度以降減り続けており、平成25年度は375,768,596円でした。

一般募金の募金方法としては、戸別募金が募金総額の7割以上を占めており、次いで法人募金が約1割あります。

各市町支会においても、多くが目標額を下回る実績となっていますが、共同募金運動は、主に戸別募金を中心として展開する性格上、人口や世帯数の減少が募金額減少の大きな背景の一つとして指摘されています。そのため、今後こうした人口や世帯数の減少が続く中での募金運動の展開の方法について工夫が必要となっています。

現在、より地域に開かれた組織とするため、市町ごとに支会から共同募金委員会へ移行を進めており、平成28年4月には、全ての支会が共同募金委員会への移行を完了する予定です。

### ▼ 赤い羽根共同募金とは

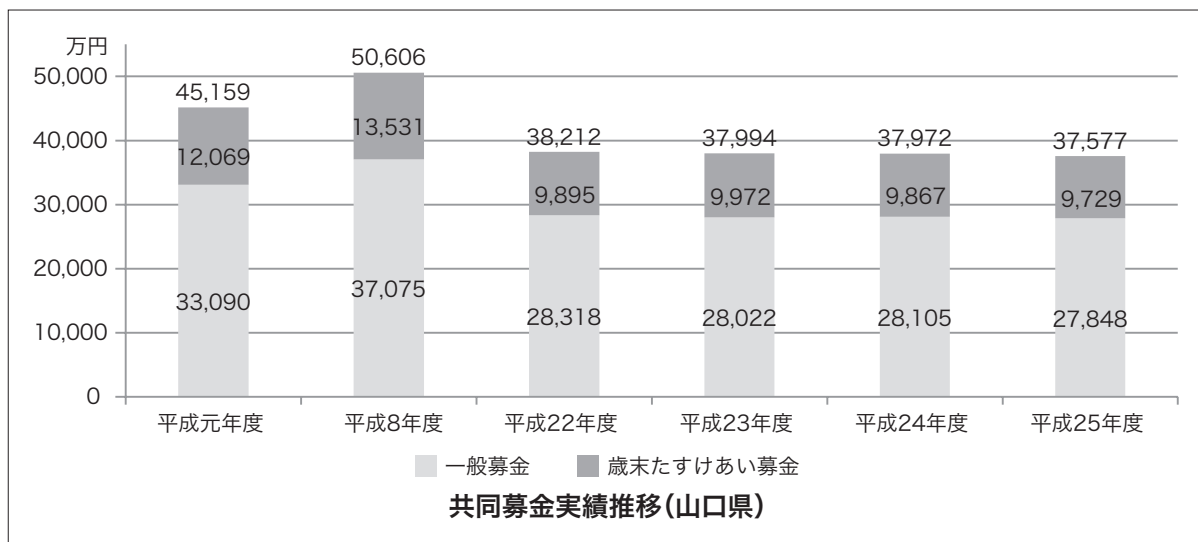
赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年(昭和22年)に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。

当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

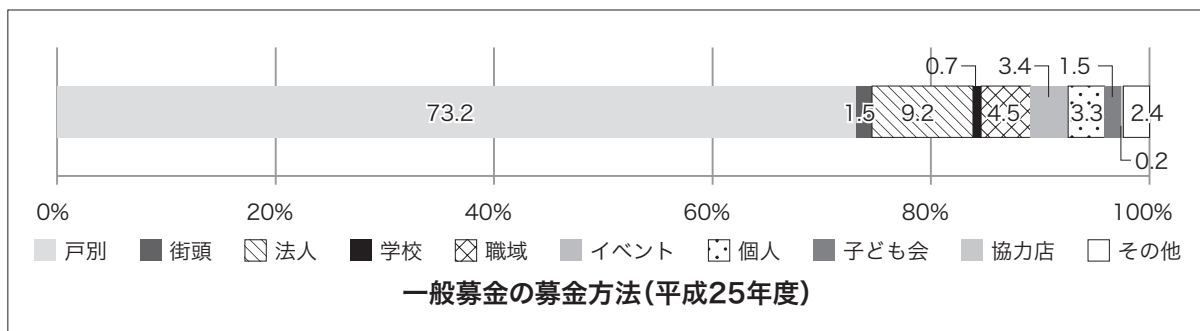
その後、「社会福祉事業法(現在の社会福祉法)」をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして60年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は住民主体の運動を進めています。

赤い羽根共同募金は、住民自らの行動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」ということができます。



※山口県共同募金会平成25年度事業報告書付属資料を参考に作成



※山口県共同募金会平成25年度事業報告書付属資料を参考に作成

(平成25年度 共同募金目標額・実績額)

(単位：円、%)

| 市 町 名       | 募金総額        |             |       |
|-------------|-------------|-------------|-------|
|             | 目標額         | 実績          | 目標達成率 |
| 下 関 支 会     | 71,700,000  | 61,123,934  | 85.2  |
| 宇 部 支 会     | 44,330,000  | 40,416,729  | 91.2  |
| 山 口 支 会     | 52,035,000  | 51,007,576  | 98.0  |
| 萩 支 会       | 22,763,000  | 19,641,876  | 86.3  |
| 防 府 支 会     | 26,300,000  | 25,949,928  | 98.7  |
| 下松市共同募金委員会  | 13,020,000  | 12,681,633  | 97.4  |
| 岩 国 支 会     | 33,760,000  | 31,155,812  | 92.3  |
| 光 支 会       | 13,870,000  | 12,491,548  | 90.1  |
| 長 門 支 会     | 10,230,000  | 9,511,045   | 93.0  |
| 柳井市共同募金委員会  | 12,580,000  | 11,210,663  | 89.1  |
| 美 祢 支 会     | 14,200,000  | 10,731,813  | 75.6  |
| 周 南 支 会     | 41,400,000  | 38,915,479  | 94.0  |
| 山陽小野田支会     | 20,000,000  | 15,658,659  | 78.3  |
| 周防大島支会      | 8,710,000   | 8,364,954   | 96.0  |
| 和 木 支 会     | 2,700,000   | 2,592,384   | 96.0  |
| 上 関 支 会     | 2,540,000   | 2,134,264   | 84.0  |
| 田 布 施 町 支 会 | 5,190,000   | 4,961,829   | 95.6  |
| 平 生 支 会     | 3,810,000   | 3,657,096   | 96.0  |
| 阿 武 町 支 会   | 2,760,000   | 2,815,588   | 102.0 |
| 計           | 401,898,000 | 365,022,810 | 90.8  |
| 山口県共同募金会    | 16,000,000  | 10,745,786  | 67.2  |
| 合 計         | 417,898,000 | 375,768,596 | 89.9  |

※山口県共同募金会平成25年度事業報告書付属から

## 6 制度や施策の動向

### (1) 生活困窮者自立支援制度の施行

1990年代の半ばから、安定した雇用が減少し世帯構造も変化して、現役世代を含めて生活困窮者の増大が顕著になりました。

こうした傾向はリーマンショック後に加速しており、年収200万円以下の勤労者は平成23年度には3割近くにのぼり、世帯主でも1割を超えています。さらに17歳以下の子どもがいるひとり親世帯等の世帯員の貧困率は50%を超えています。

このような中で生活保護の受給者が増大し、平成23年7月には制度創設当初の水準を超えて過去最高を記録しました。

生活保護の受給者は、これまで高齢者など就労が困難な人々が中心でしたが、稼働年齢世代にあたる人の増加が指摘されました。

このため、生活保護制度の見直しとともに、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援を目的とした「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月に成立し、平成27年4月から施行されます。

この中で、福祉事務所を設置する自治体には「自立相談支援事業」の実施や「住居確保給付金」の支給が必須事業として位置付けられており、生活困窮者からの生活や就労に関する相談に応じて支援計画を策定したり、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃補助を行うなどの支援が求められています。

また「就労準備支援事業」や「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」のほか、子どもに対する「学習支援事業」などが任意事業として位置づけられています。特に「家計相談支援事業」については、社協が実施する生活福祉資金貸付事業との連携も重要とされています。

こうした新しい生活支援体系は「自立と尊厳」「つながりの再構築」「子ども・若者の未来」「信頼による支え合い」という4つの基本的視点に立っていますが、特に「つながりの再構築」という視点は地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることをめざしており、地域福祉の推進とも深く関連しています。

### (2) 介護保険制度の改正と地域包括ケアシステムの構築

介護保険制度は平成12年に施行されましたが、平成18年4月の制度改正の際に初めて地域包括ケアの視点が掲げられ、地域包括支援センターが創設されました。

その後、地域包括ケアシステムの構築の必要性は「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月)においても指摘されていますが、平成27年4月の制度改正の中で、地域包括ケアシステムの構築は、より中心的で重要な視点として位置付けられています。

そこで、今後めざす地域包括ケアシステムとは、介護保険制度の枠だけで完結するものではなく、たとえ重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるものであるとされています。

また、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるとされています。

さらに、地域包括ケアシステムを支える方法として費用負担の視点で「自助」「互助」「共助」「公助」が示されていますが、とりわけ「費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組」の強化の必要性が指摘されています。

つまりこれは、これまで住民主体で進められてきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスの実践やネットワークの構築といった地域福祉活動の必要性を指摘するもので、これまで専門職や専門機関などフォーマルなサービスを中心に進められてきた地域包括ケアシステムから、新たに地域住

民などのインフォーマルな社会資源も加わった新たな地域ケアシステムのあり方が示されたものであるといえます。

したがって、今後は住民自身が地域包括ケアシステムの中に様々な形で参画し、専門職や専門機関や自治体等と協働し、自分たちが暮らし続けたい地域の姿の実現を目指していく取組が期待されていますが、こうした手法は地域福祉のものと接近してきており、地域福祉の推進と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めていくことが必要となっています。

### (3) 子育て支援と要保護児童への対応

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のため、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年4月に本格施行されます。

この新制度では、質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長することを支援することが位置付けられています。

一方で、社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを支援する施策でしたが、現在では虐待を受けた子どもや何らかの障がいのある子どもを支援する施策へと変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるような社会資源として、その役割・機能の変化が求められています。

厚生労働省では平成23年1月から「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催し、社会的養護の短期的課題と中長期的課題を検討し、平成23年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童福祉部会社会的養護専門委員会で「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめました。これに沿って、家庭的養護の推進、里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、こどもの権利擁護などが進められています。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。日本の将来を担う子どもの将来のため、生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、生活の支援、保護者への就労支援などにより、子どもの貧困対策を進められてきています。

子どもを取り巻く環境は変化してきているものの、将来を担う子どもが健やかに成長できるよう、子育てサロンや学童児童クラブなど地域全体で子どもを育む取組を様々な関係団体等と進めていくことが必要です。

### (4) 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度については、平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しが行われていないものの、その後の10年あまりの間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、内部留保や情報の公開等の問題などの指摘もあり、社会福祉法人の在り方の見直しが進められてきています。

平成27年2月12日に厚生労働省の社会保障審議会福祉部会が「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」を取りまとめました。

この報告書では社会福祉法人制度の見直しの基本的な視点として、公益性・非営利性を徹底すること、国民に対する説明責任を果たすこと、地域社会への貢献を可視化することが示されています。

そのために、理事（会）や評議員（会）の位置づけ・権限・義務・責任の明確化など、法人内部統制（ガバナンス）を機能させるための経営組織の強化や公益活動を含めた財務規律の確立をめざすことなどが示されています。

社会福祉法人は、地域社会と共に存在し、地域福祉を支える使命を持った法人です。また、社会福

社法人の今日的な意義は、福祉ニーズの多様化・複雑化などのため、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことや、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことにあります。

こうした社会的要請を踏まえ、社会福祉法人は、地域のニーズにきめ細かく対応し、事業を積極的に展開することにより、地域福祉の推進に主体的に取り組んで行くことが求められています。さらに、とりわけ社協は地域における福祉ニーズの把握や地域における公益的な取組の実施体制の調整等において中心的な役割を果たしていくことが期待されています。

## (5) 障がい者の地域での共生に向けた対応

近年の障がい者施策の基本的な方向としては、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」(平成22年6月、閣議決定)に定められた「地域生活の実現とインクルージョン」「障害のとらえ方と諸定義」の2点の柱があります。

この基本的な方向性に基づき、平成23年8月に施行した改正障害者基本法では、障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策のとらえ方や我が国のめざすべき社会の姿が明記されたほか、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生について、差別の禁止といった内容が盛り込まれました。

さらに、平成24年10月には「障害者虐待防止法」が施行、平成24年4月には「障害者優先調達推進法」が施行されました。

また今後、平成28年4月に「改正障害者雇用促進法」「障害者差別解消法」の施行が予定されています。

一方、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」は障がい者保健福祉施策を講じるための法律ですが、障がい者の定義に新たに難病等の追加により範囲の見直しがなされたほか、障がい者の地域移行を促進するために生活基盤となる住まいの場となるサービスの促進、障害者支援施設や精神科病院に入所、入院している障がい者の対象拡大などが進められています。

このように、障がい福祉分野においても様々な施策の実施により、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けて取り組まれています。こうした取組を促進していくためには、同時に様々な場面や機会を通じて丁寧に福祉教育を実践するなどし、排除のない地域、福祉力の高い地域づくりを進めていくことが必要で、地域福祉推進者はそのための後押しとなる取組が求められています。

## 7 地域福祉に関する集計データ

| 市町     | 人口        |                       |                       | 世帯       |             |                  |          |          |           |          | 寿命    |       |       |       | 高齢化率  | 介護保険       |            | 障害者手帳所持者        |          |                         | 生活保護      |            |       |       |       |
|--------|-----------|-----------------------|-----------------------|----------|-------------|------------------|----------|----------|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|------------|-----------------|----------|-------------------------|-----------|------------|-------|-------|-------|
|        | 人口        | 内、年少<br>(0~14歳)<br>人口 | 内、老年<br>(65歳以上)<br>人口 | 世帯<br>総数 | 高齢者<br>単身世帯 | 高齢夫<br>婦のみ<br>世帯 | 母子<br>世帯 | 父子<br>世帯 | 養育者<br>世帯 | 寡婦<br>世帯 | 健康寿命  |       | 平均寿命  |       |       | 要支援<br>認定者 | 要介護<br>認定者 | 身体障<br>害者<br>手帳 | 療育<br>手帳 | 精神<br>障害者<br>保健福祉<br>手帳 | 被保護<br>世帯 | 被保護<br>人員数 | 保護率   |       |       |
|        |           |                       |                       |          |             |                  |          |          |           |          | 男性    | 女性    | 男性    | 女性    |       |            |            |                 |          |                         |           |            |       | 年     | 年     |
| 単位     | 人         | 人                     | 人                     | 世帯       | 世帯          | 世帯               | 世帯       | 世帯       | 世帯        | 世帯       | 世帯    | 年     | 年     | 年     | 年     | %          | 人          | 人               | 人        | 人                       | 人         | 世帯         | 人     | %     |       |
| 年      | 平成25年     | 平成25年                 | 平成25年                 | 平成25年    | 平成22年       | 平成22年            | 平成24年    | 平成24年    | 平成24年     | 平成24年    | 平成24年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成26年      | 平成26年      | 平成26年           | 平成26年    | 平成26年                   | 平成26年     | 平成26年      | 平成25年 | 平成25年 | 平成25年 |
| 山口県    | 1,423,003 | 177,519               | 428,882               | 601,316  | 75,403      | 67,504           | 18,044   | 2,520    | 357       | 22,103   | 77.73 | 83.01 | 79.0  | 86.1  | 31.3  | 23,506     | 60,104     | 67,004          | 11,695   | 11,389                  | 12,946    | 17,043     | 11.91 |       |       |
| 下関市    | 273,488   | 32,458                | 85,078                | 118,716  | 15,909      | 13,344           | 3,874    | 520      | 87        | 9,102    | 77.91 | 82.73 | 79.3  | 86.0  | 32.3  | 6,064      | 11,881     | 13,976          | 2,202    |                         | 3,547     | 4,676      | 16.93 |       |       |
| 宇部市    | 171,384   | 21,291                | 48,830                | 73,523   | 8,086       | 7,410            | 2,140    | 292      | 43        | 2,724    | 78.01 | 82.92 | 79.5  | 86.2  | 29.8  | 2,341      | 7,241      | 7,722           | 1,492    |                         | 2,280     | 3,157      | 18.33 |       |       |
| 山口市    | 195,315   | 26,670                | 50,129                | 82,541   | 7,834       | 7,607            | 2,606    | 377      | 65        | 1,751    | 77.62 | 83.31 | 78.9  | 86.3  | 26.7  | 2,997      | 7,090      | 9,877           | 1,459    |                         | 1,200     | 1,629      | 8.32  |       |       |
| 萩市     | 50,874    | 5,205                 | 19,127                | 21,893   | 3,654       | 2,880            | 745      | 51       | 12        | 241      | 77.02 | 82.57 | 78.5  | 85.9  | 38.8  | 771        | 3,018      | 2,981           | 514      |                         | 400       | 486        | 9.38  |       |       |
| 防府市    | 115,922   | 15,517                | 31,755                | 47,982   | 5,169       | 4,941            | 1,310    | 256      | 8         | 475      | 78.04 | 82.61 | 79.3  | 85.6  | 28.3  | 2,147      | 4,512      | 5,250           | 929      |                         | 588       | 712        | 6.13  |       |       |
| 下松市    | 55,107    | 7,981                 | 14,893                | 23,141   | 2,457       | 2,518            | 635      | 51       | 13        | 279      | 78.19 | 82.93 | 79.5  | 85.9  | 28    | 732        | 1,996      | 1,892           | 402      |                         | 350       | 433        | 7.86  |       |       |
| 岩国市    | 139,684   | 17,577                | 43,935                | 59,224   | 8,288       | 7,465            | 1,906    | 298      | 6         | 2,472    | 77.53 | 83.73 | 78.7  | 86.6  | 32.7  | 2,127      | 6,314      | 6,225           | 1,171    |                         | 1,291     | 1,631      | 11.56 |       |       |
| 光市     | 52,049    | 6,728                 | 16,379                | 21,176   | 2,502       | 2,716            | 608      | 79       | 14        | 788      | 78.13 | 83.13 | 79.1  | 85.9  | 32.7  | 624        | 1,833      | 1,997           | 401      |                         | 320       | 418        | 7.99  |       |       |
| 長門市    | 39,313    | 3,720                 | 13,450                | 14,947   | 2,321       | 1,888            | 325      | 37       | 4         | 595      | 77.09 | 82.67 | 78.5  | 85.8  | 38.4  | 471        | 2,028      | 2,071           | 343      |                         | 261       | 311        | 8.39  |       |       |
| 柳井市    | 33,484    | 3,846                 | 11,587                | 14,407   | 2,366       | 1,885            | 418      | 51       | 8         | 594      | 78.02 | 83.22 | 79.2  | 86.0  | 35.8  | 643        | 1,562      | 1,465           | 276      |                         | 211       | 268        | 7.86  |       |       |
| 美祢市    | 27,151    | 2,772                 | 9,646                 | 10,399   | 1,490       | 1,314            | 209      | 41       | 6         | 64       | 77.32 | 82.51 | 78.7  | 85.6  | 36.7  | 502        | 1,526      | 1,621           | 293      |                         | 137       | 173        | 6.25  |       |       |
| 周南市    | 146,519   | 19,217                | 42,130                | 62,151   | 7,281       | 6,648            | 1,688    | 208      | 31        | 2,053    | 77.61 | 83.03 | 78.9  | 86.0  | 29.9  | 1,774      | 5,017      | 5,804           | 1,139    |                         | 1,263     | 1,594      | 10.78 |       |       |
| 山陽小野田市 | 63,250    | 8,313                 | 18,607                | 25,728   | 3,184       | 2,862            | 1,076    | 188      | 51        | 549      | 78.00 | 83.36 | 79.4  | 86.6  | 30.6  | 903        | 2,664      | 2,908           | 515      |                         | 682       | 1,013      | 15.87 |       |       |
| 周防大島町  | 17,848    | 1,274                 | 8,802                 | 8,459    | 2,331       | 1,697            | 145      | 28       | 2         | 317      | 77.37 | 82.84 | 78.7  | 86.1  | 50.5  | 668        | 1,491      | 1,277           | 202      |                         | 172       | 207        | 11.33 |       |       |
| 和木町    | 6,280     | 1,020                 | 1,467                 | 2,626    | 297         | 258              | 67       | 11       | 2         | 9        | 77.92 | 82.16 | 79.2  | 85.7  | 24.6  | 86         | 235        | 258             | 45       |                         | 46        | 83         | 13.02 |       |       |
| 上関町    | 3,031     | 195                   | 1,532                 | 1,555    | 486         | 314              | 24       | 8        | 1         | 24       | 77.82 | 82.32 | 78.9  | 85.6  | 52.6  | 111        | 280        | 219             | 33       |                         | 39        | 53         | 16.8  |       |       |
| 田布施町   | 15,582    | 1,995                 | 4,903                 | 6,169    | 739         | 812              | 129      | 16       | 2         | 2        | 77.35 | 83.71 | 78.7  | 86.5  | 32.7  | 279        | 568        | 624             | 138      |                         | 70        | 85         | 5.37  |       |       |
| 平生町    | 13,184    | 1,447                 | 5,025                 | 5,135    | 678         | 679              | 120      | 4        | 1         | 4        | 78.62 | 85.45 | 79.6  | 88.2  | 39    | 187        | 573        | 586             | 101      |                         | 75        | 97         | 7.31  |       |       |
| 阿武町    | 3,538     | 293                   | 1,607                 | 1,544    | 331         | 266              | 19       | 4        | 1         | 60       | 77.61 | 83.08 | 78.8  | 85.8  | 46.8  | 79         | 275        | 251             | 40       |                         | 14        | 17         | 4.63  |       |       |

※人口、世帯、高齢化率：「平成25年山口県人口移動統計調査」（平成25年10月1日現在）（山口県統計分析課）

※高齢者単身世帯：平成22年「国勢調査」（平成22年10月1日現在）（総務省）

※「世帯（内、母子世帯・内、父子世帯・内、養育者世帯・内、寡婦世帯）」：「山口県母子・父子世帯等実態調査 平成24年7月1日現在」（山口県健康福祉部）

※「健康寿命」：「厚生労働省科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）研究報告書 健康寿命の算定方法と年次推移・都道府県別分布」

表4「日常生活に制限のない期間の平均」の算定結果

※「平均寿命」：平成22年市区町村別生命表 平成22年 厚生労働省

※「介護保険（要支援認定者・要介護認定者）」：「介護保険事業状況報告月報」（平成26年3月分）（厚生労働省）

※「障害者手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）」「生活保護（被保護世帯・被保護人員・保護率）」：山口県調査（平成26年3月末日現在）（山口県）

※その他：平成26年度地域福祉実態調査及び便覧調査結果（山口県社会福祉協議会）

| 市 町     | 民生委員・<br>児童委員 | 福祉員   | 社会<br>福祉士 | 精神保健<br>福祉士 | 介護<br>福祉士 | 介護支援<br>専門員 | 保育士    | ボランティア |       |        | 老人クラブ |        | 地域福祉<br>活動計画 | 地区社協  | 自治会<br>福祉部 | ふれあい<br>いきいき<br>サロン | 住民参加<br>型福祉<br>サービス | 山口県企業等<br>社会貢献活動<br>ネットワーク<br>加入事業所 |
|---------|---------------|-------|-----------|-------------|-----------|-------------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------------|-------|------------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|
|         |               |       |           |             |           |             |        | 個人     | グループ  | 人      | クラブ数  | 会員数    |              |       |            |                     |                     |                                     |
| 単 位     | 人             | 人     | 人         | 人           | 人         | 人           | 人      | 人      | グループ  | 人      | 箇所    | 人      | 有無           | 箇所    | 箇所         | 箇所                  | 数                   | 事業所                                 |
| 年       | 平成26年         | 平成26年 | 平成26年     | 平成26年       | 平成26年     | 平成26年       | 平成26年  | 平成26年  | 平成26年 | 平成26年  | 平成26年 | 平成26年  | 平成26年        | 平成26年 | 平成26年      | 平成26年               | 平成26年               | 平成25年                               |
| 山 口 県   | 3,762         | 8,467 | 2,304     | 753         | 16,842    | 8,137       | 16,037 | 1,552  | 1,268 | 45,033 | 1,518 | 61,194 | -            | 264   | 566        | 1661                | 13                  | 126                                 |
| 下 関 市   | 693           | 803   |           |             |           |             |        | 354    | 220   | 8,479  | 168   | 6,172  | 有            | 64    | 42         | 175                 | 4                   | 15                                  |
| 宇 部 市   | 389           | 881   |           |             |           |             |        | 71     | 96    | 14,690 | 124   | 5,153  | 有            | 22    | 22         | 77                  | -                   | 11                                  |
| 山 口 市   | 443           | 853   |           |             |           |             |        | 19     | 147   | 4,187  | 211   | 8,912  | 有            | 21    | 52         | 238                 | 1                   | 36                                  |
| 萩 市     | 213           | 488   |           |             |           |             |        | 24     | 48    | 1,438  | 100   | 4,446  | -            | 3     | 23         | 105                 |                     | 3                                   |
| 防 府 市   | 245           | 289   |           |             |           |             |        | 194    | 44    | -      | 106   | 4,615  | 有            | 15    | 190        | 87                  | 1                   | 13                                  |
| 下 松 市   | 115           | 298   |           |             |           |             |        | 217    | 26    | 573    | 49    | 1,732  | 有            | 15    | -          | 39                  | 1                   | 4                                   |
| 岩 国 市   | 408           | 641   |           |             |           |             |        | 175    | 126   | 2,577  | 179   | 7,073  | 有            | 34    | 1          | 196                 | 1                   | 8                                   |
| 光 市     | 122           | 374   |           |             |           |             |        | 156    | 37    | -      | 67    | 3,770  | 有            | 8     | -          | 67                  | 1                   | 4                                   |
| 長 門 市   | 130           | 283   |           |             |           |             |        | 32     | 44    | 470    | 56    | 1,923  | 有            | 7     | 55         | 67                  | 1                   | 5                                   |
| 柳 井 市   | 107           | 497   |           |             |           |             |        | 38     | -     | -      | 41    | 1,592  | 有            | 10    | -          | 27                  | 1                   | 3                                   |
| 美 祢 市   | 106           | 442   |           |             |           |             |        | 108    | 96    | 2,454  | 36    | 1,473  | -            | 7     | -          | 98                  | 1                   | 4                                   |
| 周 南 市   | 373           | 1,414 |           |             |           |             |        | 17     | 161   | 4,319  | 152   | 5,512  | 有            | 31    | -          | 195                 | -                   | 11                                  |
| 山陽小野田市  | 158           | 320   |           |             |           |             |        | 17     | 69    | 2,772  | 56    | 2,181  | -            | 11    | 148        | 54                  | -                   | 5                                   |
| 周防大島町   | 121           | 336   |           |             |           |             |        | 44     | 62    | -      | 104   | 4,099  | -            | 4     | 22         | 119                 | 1                   | -                                   |
| 和 木 町   | 18            | 71    |           |             |           |             |        | 5      | 22    | 310    | 7     | 490    | -            | -     | -          | 17                  | -                   | 1                                   |
| 上 関 町   | 23            | 75    |           |             |           |             |        | 44     | 11    | 101    | 11    | 313    | -            | 8     | -          | 8                   | -                   | -                                   |
| 田 布 施 町 | 44            | 241   |           |             |           |             |        | 23     | 24    | 331    | 20    | 930    | -            | -     | 11         | 33                  | -                   | 1                                   |
| 平 生 町   | 32            | 106   |           |             |           |             |        | 14     | 29    | 2,013  | 21    | 551    | -            | 4     | -          | 35                  | -                   | -                                   |
| 阿 武 町   | 22            | 55    |           |             |           |             |        | 0      | 6     | 319    | 10    | 257    | -            | -     | -          | 24                  | -                   | 2                                   |

※「民生委員・児童委員」：民生委員法第4条にもとづき山口県知事が定めた定数  
 ※「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」：「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の都道府県別登録者数」（平成26年3月末日現在）（財団法人社会福祉振興・試験センター）  
 ※「保育士」：登録事務処理センター（日本保育協会）集計 平成26年2月末日時点  
 ※「介護支援専門員」：山口県主要基礎データ（山口県健康福祉部）（平成26年3月末現在）  
 ※「老人クラブ」：福祉行政報告（平成26年3月末現在）（厚生労働省）  
 ※その他：平成26年度地域福祉実態調査及び便覧調査結果（山口県社会福祉協議会）

## 8 「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の成果と課題

山口県社協では、平成22年度から平成26年度までを計画年度とし、「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の推進に取り組んできました。

第5次計画を策定するにあたり、第4次計画の平成22年度から平成25年度までの期間の取組について検証し、実績と成果と課題として次のとおり取りまとめました。

### 基本目標1 一人ひとりを支える

#### 行動計画1-1 住民一人ひとりの声に耳を傾け、支援につながります。

##### <基本方針>

住民のニーズを敏感に感じとり、迅速かつ確実に支援につなげるために、地域の相談窓口としての市町社協との連携による相談機能の充実・強化を図ります。

#### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- 生活福祉資金の適切な貸付の実施

#### 【具体的な活動】

- 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付 （H21年度）235件→（H25年度）39件
- 生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）  
（H21年度）261件→（H25年度）94件
- ケース検討会の開催 （H22年度）142件→（H25年度）県内18か所 148件

#### 【第4次計画の成果と今後の課題】

2008年9月に起きたリーマン・ショック以降、生活保護率は急増し、2011年3月には生活保護受給者は202万人以上という高水準となった。

こうした時期、生活福祉資金は第2のセーフティネットとして失業により一時的に生活困窮となった者に対して必要な資金の貸付を行い、ホームレスや生活保護受給者になることを未然に防ぐことに一定の効果をあげた。

しかしながら、相談者の生活状況を十分に把握し自立に向けた道筋を相互に確認しないまま貸付だけが進められ、雇用以外に課題を抱えた人に対する支援が十分に行き届かず、根本的な解決に至らなかった事例もあった。

また、失業者に対してハローワークや福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら相談者への支援を検討していくことで、支援を必要とする者に対して必要なサービスにつなげることができた一方で、どこが全体のコーディネーター役を担いながら相談者を支援していくのが曖昧となり、結果として十分なフォローアップができなかった事例もあった。

このような背景の中、結果として償還が滞っている世帯に対し、市町社協、担当民生委員とともに世帯状況を踏まえた上で、今後の対応方針等について協議を行い、償還の促進と必要な援助を行っているところである。

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度では生活困窮を切り口に、多問題世帯への支援に取り組んで行くこととなる。上記のような反省や課題を踏まえ、関係者間で情報を共有し相談者に対して個別・横断的な支援方針を持って支援を行っていくことに取り組んでいく必要がある。

## 行動計画1-2 一人ひとりの気持ちを尊重し、その生活を支えるしくみづくりをすすめます。

### <基本方針>

一人ひとりの選択を支えるための情報提供や、判断能力が十分でない方への福祉サービス利用支援を図ります。また、福祉的ニーズをもつ人々への地域生活支援に取組みます。さらに、安心してサービスを利用できるように、福祉サービスの適正化を進めます。

### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- 判断能力に不安がある方の支援体制の拡充・強化
- 福祉的ニーズを持つ矯正施設退所者の地域生活支援
- 福祉サービスの情報の効果的な集約・公開をすすめる
- 福祉サービスの質の向上

### 【具体的な活動】

- 地域福祉権利擁護事業契約締結に係る審査会の開催回数  
(H21年度) 12回→(H25年度) 39回  
法人成年後見受任体制が整備された市町社協（家庭裁判所への登録完了）  
(H21年度) 5市町社協→(H25年度) 10市町社協
- 地域生活定着促進事業における対応実績（コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務）  
(H21年度) 6件→(H25年度) 53件 ※平成21年度は7月からの実績
- 福祉サービス第三者評価結果の公表数（H21年度）148件→（H25年度）198件

### 【第4次計画の成果と今後の課題】

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は平成22年度から8つの基幹社協による実施から、県内すべての19市町社協での実施体制へと移行し、身近な市町で、また迅速に対応できる体制が整った。

この間、迅速に契約締結の判断ができるよう、事務局審査会を設けることにより契約締結の手続きの強化に取り組むとともに、利用者の死亡等により契約終了となった事例等で、引き取り手のない預かり物件の取扱についての取扱方針を作成するなどした。

市町社協の法人成年後見受任の促進についても、平成25年度末時点で、10市町社協において家庭裁判所への登録が完了し、さらに平成26年度内の事業実施に向けて、2市社協が家庭裁判所に登録申請中であり、県内の市町社協における法人成年後見を受任できる体制が整いつつある。

平成21年7月から県社協では地域生活定着促進事業を受託している。この取組は、今日の社会福祉が取り組んでいかななくてはならない課題、つまり生活困窮や孤立、社会的排除、自死など既存の制度やサービスだけでは解決できない課題に対して、県社協として、どのように取り組んでいくのか、対応力や解決力をどう高めるのか思考する契機となった。

こうした、個別支援に係る事業への取組を通じて、利用者がどのような生きづらさを持ち、社会の中で孤立したり生活困窮に陥っているのか、またサービスの狭間にある状況であるのかをつぶさに把握することとなり、今後は既存の制度や仕組みに当てはまりにくいニーズに対する新たな仕組みづくりに取り組んでいくことが必要である。

苦情解決を通じてサービスの質の向上を図っていくことがこの仕組みの目的であることから、より多くの苦情が事業所にも委員会にも挙がってくることが望ましい。

また、苦情解決や事業所情報の公開はそれを通じてサービスの向上を図り、住民一人ひとりを支えることが目的であることから、より多くの人に対してこの仕組みを啓発し、事業所や委員会を理解してもらうことが望ましく、全体として広報の工夫が課題となっている。

加えて、サービスの質の向上のために、委員会で把握した苦情の内容等を関係機関・団体等と共有し、それぞれにおいて取り組んでもらう働きかけを行っていく必要がある。

## 基本目標 2 豊かなつながりづくり

### 行動計画 2-1 共に支え合う地域（まち）づくりをすすめます。

#### <基本方針>

社協では、共に支え合う地域づくりをめざしています。

福祉教育は、地域社会の課題に気づき、共に支え合って生きることの大切さを共有するための学びの場です。

あらゆる世代が福祉教育に参加し、共に支え合う地域づくりの意識を高めることを目標に実施します。

また、地域で実践されている小地域福祉活動への多様な世代の参加をよびかけます。

#### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- ライフサイクルに対応した福祉教育・ボランティア学習の推進
- 小地域福祉活動の充実
- 地域福祉活動をすすめる仕組み・システムの構築
- 民生委員児童委員活動の強化支援

#### 【具体的な活動】

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 見守りネットワーク数            | (H21年度) 16,577 → (H25年度) 9,452  |
| <input type="checkbox"/> 地区社会福祉協議会設置数          | (H21年度) 267箇所 → (H25年度) 264箇所   |
| <input type="checkbox"/> 自治会福祉部設置数             | (H21年度) 633箇所 → (H25年度) 829箇所   |
| <input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画策定数           | (H21年度) 10市町 → (H25年度) 11市町     |
| <input type="checkbox"/> 福祉員数                  | (H21年度) 8,340人 → (H25年度) 8,587人 |
| <input type="checkbox"/> 企業ボランティア活動促進モデル事業所の指定 | (H21年度) 55箇所 → (H25年度) 65箇所     |

※見守りネットワーク数については、この5年間の間一部の市町でネットワーク数のカウント方法を変更するなどしたため、数が大幅に減少している。

#### 【第4次計画の成果と今後の課題】

小地域福祉活動の実践の基盤の強化のため、地区社協の設置や地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画の策定等に取り組んだ。

地区社協の設置数は、平成25年度において264箇所となっており、平成22年度が268箇所であったことから、全体として減少している。こうしたこと背景には、地区社協の合併などが行われた結果がある。

本県内の地域福祉活動計画の策定状況として、平成25年度末においては、19市町の内11市町で策定されており、57.8%の策定率であり、これは全国平均の52.4%よりも高い。

地域福祉活動計画は市町が策定する地域福祉計画との整合性からも一体的であることが望ましい。こうしたことから、特に地域福祉計画が策定済みで地域福祉活動計画が未策定となっている市町社協において策定の働きかけを行っていききたい。

地域での見守り支え合い体制の構築については、従来の地域住民や福祉・医療関係者に留まらず、生活関連事業者など、より多様な主体に様々な形で関わりと協力を得ながら各地域で取組が進められてきた。

こうした、多様な主体に様々な形で協力を得て、協力者のすそ野を広げていくことは今後とも大切な方向性となる。

また、昨今生活困窮など様々な生活課題を抱えた人への関わりなどの必要性が指摘されており、「見守りが必要な人」をより幅広い視点でとらえていく必要がある。

見守り支え合い体制の構築において、生活関連事業者などとの連携が図られている中で、社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行っている企業ボランティア活動促進モデル事業所の数は平成25年度に65社となり、当初の目標値を達成した。

しかし、現状としては、見守り活動については企業の社会貢献としての取り組みにつなげることができたが、それ以外のニーズについてモデル事業所の社会貢献活動とのマッチングが進んでいない。今後は、地域にあるニーズをキャッチし、それを企業の社会貢献活動として提案し、ニーズと活動をコーディネートしていくことが必要である。

さらに、防災や防犯など福祉だけではなく「まちづくり」の視点の中で、地域の様々な活動とともに見守り支え合いの取組を位置づけ、展開していくかという戦略も必要である。

社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に明記されており、いわば地域福祉推進の旗振り役である。

特に今後は福祉分野に留まらず、幅広くまちづくりを担う団体等と連携を図っていくことを方針として持ち、あらゆる社会資源を動員して、地域課題・生活課題の解決、地域福祉のすそ野を広げていくことが必要となる。

## 行動計画2-2 いきいきと活動できる社会参加の場づくりをすすめます。

### <基本方針>

住民相互が支え合う地域社会の実現が望まれています。小地域福祉活動の担い手不足、担い手の固定化が課題です。一方、県民意識調査によると、中高年のボランティア活動の参加率は低いものの、地域活動への参加意欲は高く、参加のきっかけづくりが活動者を広げていくポイントとなっています。

こうした地域が求めている人財と地域に眠っている活動意欲の出会いの機会をもち、いきいきと活動できる社会参加の場づくりを応援します。

### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- 中高年・高齢者等の主体的な社会参加の啓発促進

### 【具体的な活動】

- 生涯現役社会づくりミュージアム（HP）登録団体数（H25年度）41グループ

### 【第4次計画の成果と今後の課題】

中高年・高齢者等の社会参加の場づくりとして、県社協ではやまぐち生涯現役社会づくりミュージアム（HP）を通じてグループで活動体験したい人と中高年・高齢者グループ等のマッチングを行った。

また、市町社協に生涯現役社会づくりアドバイザー相談窓口機能を置き、市民からの活動相談に応じてきた。

こうした取組をつうじて広く県民に中高年・高齢者の社会参加のきっかけの提供をした。

これからの社会においては、中高年・高齢者が社会や地域を支える重要な人材として期待されている側面がある。また逆に、中高年・高齢者がいきいきと活躍できる場がたくさんあること自体が、これからの社会を活性化する条件にもなることから、今後もより一層中高年・高齢者の社会参加の場づくり、情報提供を進める。

**行動計画2-3 住民が集える拠点づくりをすすめます。****<基本方針>**

地域住民同士のつながりが希薄化するなかで、誰もが、いつでも、気軽に立ち寄り、集うことができる場の必要性が高まっています。

集うことは、つながりを深め、支え合いの関係を育むきっかけとなることから、様々な機会を通じ住民が集える拠点づくりをすすめます。

**【事業実施の概要】**（実績：策定時から平成25年度まで）

- 交流の場づくり・集う場づくりの提供

**【具体的な活動】**

- ふれあい・いきいきサロン設置数 (H21年度) 1,489箇所→(H25年度) 1,642箇所
- 生涯現役社会づくりフェアへの参加者数 (H21年度) 600人→(H25年度) 1,500人
- 山口県健康福祉祭（スポーツ文化・美術）の参加者数 (H21年度) 1,409人→(H25年度) 1,312人

**【第4次計画の成果と今後の課題】**

地域住民が気軽に集まることができる場として、ふれあい・いきいきサロンの設置の促進に取り組んだ。その結果、ふれあい・いきいきサロンの設置数は平成25年度末で県内で1,642箇所となり、目標である1,600箇所を達成した。

一方で、サロンの担い手の高齢化等による担い手不足などの課題が各地域で顕在化してきている。これはふれあい・いきいきサロンだけの課題ではなく様々な地域福祉活動において共通して言えることであり、今後、地域福祉活動を進めて行く上での大きな課題である。

また、県社協では、生涯現役社会づくりの推進、交流の場づくりのため、生涯現役社会づくりフェアのイベント開催やスポーツ・文化交流活動の取組を行った。

こうした取組の多くはイベントであるが、中高年・高齢者にとって活動や成果の発表の場となり、まさに生きがいの場となっている。

平成27年度には「ねんりんピックおいでませ！山口2015」大会を控えており、こうしたスポーツや文化活動に取組む中高年・高齢者のすそ野を広げていきたい。

**基本目標3 福祉を担う人づくり****行動計画3-1 専門性の高い福祉人材の育成・確保をすすめます。****<基本方針>**

福祉・介護ニーズに見合った介護職員の資質向上に努めます。

また、地域住民が相互に支え合う地域社会を実現するため、地域福祉活動への参加や活動ノウハウを学ぶ場を整備します。

**【事業実施の概要】**（実績：策定時から平成25年度まで）

- 福祉・介護サービスを支える幅広い人材の確保・定着
- 福祉・介護サービスの周知と理解促進
- 福祉・介護を支える意欲と能力にあふれる人材の育成

- 福祉サービスの質の向上
- 判断能力に不安がある人の日常生活支援に関わる職員の養成と資質の向上

### 【具体的な活動】

- 新規求職登録者（年間累計）  
(H21年度) 667人 → (H25年度) 1,406人
- 就職フェアの開催（求職者相談会）  
(H21年度) 3回開催 参加者218人 → (H25年度) 4回開催 参加者151人
- 研修数 (H21年度) 10研修 → (H25年度) 29研修
- 研修開催日数 (H21年度) 88日 → (H25年度) 221日
- 研修受講者数 (H21年度) 1,188人 → (H25年度) 4,275人

### 【第4次計画の成果と今後の課題】

福祉人材の確保は、とりわけ高齢化に伴う介護ニーズの拡大等に伴い、その確保について喫緊の課題として指摘されているところである。

そこで、県社協では、就職フェア、職場体験、学校訪問、修学資金貸付などの事業に取り組んだ。その結果、山口県福祉人材センターでは、平成21年から平成25年の間に947人の求職者が就職した。福祉人材の中でもとりわけ、介護を担う人材は地域包括ケアシステム構築に不可欠の社会資源であり、その確保は更に重要となっている。

そのために、将来の担い手たる若者や学生に「選ばれる業界」への転換を図るとともに、女性や高齢者等の潜在的な労働力の参入に取り組むことが必要となる。

具体的な取組としては、今後は、福祉の仕事の魅力の発信、学校や企業などあらゆる主体と連携し、介護人材を地域全体で育み支える環境の整備、女性や中高年層の人たちが働きやすい環境整備に取り組んでいく必要がある。

介護人材確保における課題として専門性の未確立、つまり介護の体系的・実証的な専門性の確立が不十分であること、専門職としての技能向上が不十分であること、専門性向上へのキャリアパスが未確立であることなどが指摘されている。

本県においても、中央福祉学院が進める、キャリアパス対応生涯研修課程に沿ったプログラムの研修に向けて取り組むとともに、介護の専門性やスキルを高めるための研修を専門職協議会、種別団体等が中心となって実施している。

認知症への対応、医療的ケア、自立支援等、介護の専門性やスキルの確立に取り組むとともに、初任者、中堅、リーダー、経営層・指導者等、経験年数・継続年数や本人の能力・キャリア志向に応じたキャリアパスの整備と実施に様々な関係機関や団体と協力して取り組んでいくことが必要である。

### 行動計画3-2 地域福祉活動の担い手を養成・支援します。

#### ＜基本方針＞

住民相互が支え合う地域社会をめざし、地域福祉活動への参加のきっかけづくりをすすめるとともに、地域福祉活動のリーダー養成をすすめます。

### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- 地域福祉の人財育成
- シニア・高齢者の地域リーダーの人財育成と環境づくり

**【具体的な活動】**

- フィールドワーク研修会修了者数（延べ）（H21年度）0人→（H25年度）43人
- 市町における災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定数  
（H21年度）2箇所→（H25年度）9箇所
- 長寿社会推進員認定延数  
（H21年度）839人→（H25年度）967人

**【第4次計画の成果と今後の課題】**

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社協の役職員及び地域福祉活動を推進する福祉員、民生委員・児童委員などに対して情報交換、資質向上のための取組を実施した。

特に、フィールドワーク研修会は、コミュニティソーシャルワーカーとして必要な知識や技術の習得を目的とした研修であるが、住民への聞き取り調査などを実習することで、より実践力を高めるための工夫を行っている。

こうした、コミュニティソーシャルワーカーとして必要な知識や技術を高めていくための事業は今後もバリエーションを増やして実施していくことを検討する。

また、近年においては、本県では毎年のように自然災害が発生し、被災市町において災害ボランティアセンターの設置、運営を行っているが、こうした、災害ボランティアセンターを市町社協が運営していくため、各地で地域福祉推進者に向けた災害ボランティアセンターの運営等についての研修会や災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの策定に取り組んだ。

県社協においても、そうした場に講師や委員を派遣して支援を行ったほか、災害ボランティアセンター運営者に向けた研修を実施するなどし、担い手の養成を行った。

さらに、中高年・高齢者の地域リーダーを養成するため、実施したやまぐちマスターカレッジでは、卒業生に「長寿社会推進員」を認定し登録してもらい、地域でのボランティアや老人クラブ活動において活躍していただいている。

その登録者も平成26年度までの養成目標である940人を達成する見込みである。卒業生は同窓会活動も行っているが、こうした登録者をもっと幅広い活躍の場に結び付けていくことが今後の課題となっている。

**基本目標4 相談・情報提供機能の強化****行動計画4-1 住民にわかりやすい情報提供をめざします。****<基本方針>**

住民にわかりやすい内容での情報提供や必要な情報が気軽に入手できるような多様な媒体を活用して幅広い情報発信をすすめます。

さらに、情報提供のみならず、情報の活用を支援するしくみづくりをすすめます。

**【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）**

- 福祉情報の発信
- 住民への福祉サービス情報の普及啓発・活用促進を図る
- 企業等で退職前の社員を対象とした地域デビューの促進
- 要援助者の生活問題に関する相談受付・情報提供機能の強化
- 広報・啓発の強化及び関係機関との連携

## 【具体的な活動】

- 認知症コールセンター事業相談件数 (H21年度) 353件→(H25年度) 342件
- ホームページの活用  
ホームページに新着システム等を導入したことにより、定期的な内容の更新、情報提供が可能となり、最新の情報を幅広く発信できた。
- シニア・団塊世代の地域デビュー啓発チラシの配布数 (H25年度) 500部

## 【第4次計画の成果と今後の課題】

住民に分かりやすい情報提供について、特に災害時には、被災地のボランティア活動状況や支援活動状況等について、最新の情報を幅広く提供するなどの取組を行った。

また、認知症に関する心配ごとや気になること等の相談に応じる認知症コールセンターにおいて、平成24年度の相談件数は243件であったが、チラシを作成し認知症と関わりのある施設等に配布したことで、平成25年度は342件と相談件数の増加につながった。

一方、平時における県民等に対する情報提供は、主にホームページや県社協ニュースで行っている。

最近ではSNSなどによる情報発信の手段もあるが、県社協ではそうした新しい媒体による情報発信は行っていない。各事業を通じて、情報発信の仕方については、課題として指摘もある中、今後最近の情報のやり取りの方法に合わせて広報や情報発信の方法のあり方を見直していく必要がある。

## 基本目標5 地域福祉推進のための基盤づくり

### 行動計画5-1 地域福祉を推進するための基盤整備に努めます。

#### <基本方針>

地域福祉を推進する社会福祉実施主体が、経営基盤の強化を目的とし、経営アドバイザー等を活用し、組織・財政・事業の体制づくりや運営について評価し、助言するコンサルタント等の専門的な支援が受けられるようにめざします。

また、そこで働く専門職の資質向上、定着率向上のための支援を行います。

### 【事業実施の概要】(実績：策定時から平成25年度まで)

- 市町社協の運営体制支援の構築
- 社会福祉安定資金の利用促進
- 社会福祉事業実施主体の経営改善
- すべての人々が福祉・介護分野へ挑戦できる環境づくり
- 事業所のサービスの向上・職員の資質向上を図る
- 生涯現役社会づくりの推進とセンター運営の機能強化

## 【具体的な活動】

- 社協力向上プロジェクト受審社協数 (H21年度) 12社協→(H25年度) 19社協
- 福祉サービス第三者評価受審件数 (H21年度) 148件→(H25年度) 198件
- 市町社協の運営体制支援の構築  
トップミーティングや事務局長会議、経理研修会を通して、県内社協の状況について共有化し、県内社協間の連携強化につなげていくことができた。
- 社会保険労務士のアドバイザー派遣 (H21年度) 3件→(H25年度) 67件

## 【第4次計画の成果と今後の課題】

近年、社会福祉法人の在り方について議論が重ねられてきているが、県社協では社会福祉事業実施主体への経営改善等について取り組んだ。

具体的には就業規則、人事考課、給与等経営上の課題を専門職のアドバイザー派遣を行うなどによる支援の他、専門相談を受け付け指導等に取り組んだほか、社会福祉法人等の「地域貢献活動調査」の実施を踏まえ、地域貢献の事例集等を取りまとめるなどした。

社会福祉法人については、今後すべての社会福祉法人に「地域公益活動」の義務づけの動向があることや適正な運営の確保、ガバナンスの強化への指摘もあり、本会としてもそうした取組を後押しする支援を行っていく必要がある。

また、市町社協に対する経営基盤の強化に係る取組として、トップミーティング及び経理研修会等の開催や「社協力向上プロジェクト」に取り組んだ。このプロジェクトには、平成25年度までに県内全ての市町社協が取組み評価を受け、現状を見直すきっかけとしている。

今後、診断シートの評価項目の見直し等を実施し、フォローアップ体制も充実させていけるよう実施方法の見直しを行いたい。

### 行動計画5-2 広域的な支援やサービスの開発・提供に努めます。

#### <基本方針>

社会福祉実施主体が、地域福祉や地域貢献を進めることができるような支援を行います。また、各市町や事業体だけでの解決が困難なサービス等について、先駆的に取組、広域的な支援やサービス開発提供を行います。

#### 【事業実施の概要】（実績：策定時から平成25年度まで）

- 社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進
- 先駆的、開発的な事業の企画と提案

#### 【具体的な活動】

- 福祉施設における地域貢献活動数 (H21年度) 3,576件→(H25年度) 3,944件
- 調査研究による提言数 (H21年度からH25年度までの間) 10件

#### ※調査研究による提言内容

- ・ 山口県の地域の福祉力と福祉力向上に向けた提案 (H22.3)
- ・ 地域福祉の活性化をすすめるヒント (H22.3)
- ・ 地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針 (H23.3)
- ・ 福祉施設における罪を犯した人の受入れ状況調査 報告書 (H24.2)
- ・ 見守り活動のすすめ～見守り活動指針～ (H24.3)
- ・ 小地域における地域包括ケアシステムの構築に関する検討委員会報告書 (H24.3)
- ・ 学校と共に進める福祉教育ガイドブック (H25.3)
- ・ 山口県における地域福祉推進に向けた共同実践の提言  
—見守り活動の充実、強化にむけて— (H25.3)
- ・ 山口県における地域福祉推進に向けた共同実践の提言  
—複合的な課題を抱える世帯への相談支援の機能強化に向けて— (H26.3)
- ・ 地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査 報告書 (H26.3)

## 【第4次計画の成果と今後の課題】

県社協に設置している地域福祉推進委員会は、山口県における地域福祉の推進について調査研究を行い、その課題の解決方策を明らかにすることを目的としている。

平成24年度からは、その機能を拡充するため、新たに「地域福祉課題提言部会」を設置し、地域福祉推進における重点課題の整理に取り組んだ。

また、こうした山口県内の地域福祉課題の把握のため「県民福祉意識調査」や「社会福祉法人に対しては「地域貢献活動調査」など随時様々な調査等を実施するとともに、調査や様々な事業を通して、社協や関係機関に対する提言等を実施した。

平成25年度には、山口県障害福祉サービス協議会を設立し、運営を開始するなど、社会福祉事業関係者の組織化にも取り組んだ。

障害福祉サービス事業所の工賃向上を図るため、大量の仕事も受注できるよう、共同受発注組織として、障害福祉サービス事業所中心のNPO法人「山口県社会就労事業振興センター」を設置した。また、平成25年度より「優先調達推進法」が施行され、国、県、市町等官公庁等が障害福祉サービス事業所に、仕事を発注することが求められるようになり、これらに対応した、官公需等仕事の共同受注、販路の拡大、共同商品の開発等へ取り組んだ。

社会福祉をめぐる様々な諸制度は過渡期であるが、地域の自主性や主体性、地域住民自身の互助に期待する方向性が大きな方向性としてある。さらに、社会福祉法人の「地域公益活動」の義務化という動向もある。地域福祉をめぐる様々な環境の変化を認識しつつ、今後、個別の生活課題・地域課題に対して新たなサービス開発をさらに進めていくことが必要である。

# Ⅲ

## 私たち※がめざす 地域福祉の姿

この章では、前章でお示しした地域福祉を取り巻く状況、前計画の成果と課題を踏まえ、今後どのようなことに着目し、地域福祉を進めていくのかということについて記載しています。

- 1 地域社会の変化
- 2 地域における多様な福祉課題・生活課題
- 3 地域で求められていること
- 4 地域の福祉力を高めていくための地域福祉活動
- 5 制度や施策の動向
- 6 「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」で重点的に推進する方向性

※本章以降では、「私たち」という表記を使用していますが、地域福祉の推進は、「どこか」の「誰か」が進めるものではなく、地域住民をはじめとする様々な人や団体、機関によって推進するものであるという思いからそのように表記しています。



# Ⅲ 私たちがめざす地域福祉の姿

## 1 地域社会の変化

### (1) 人口の減少と少子高齢化

山口県の総人口は、昭和60年に160万人台でしたが、その後減少を続け、平成17年国勢調査で初めて150万人を割り込みました。さらに、平成22年国勢調査では145万1千となり、今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には127万5千人余りに減少すると推計されています。

高齢化率については、平成22年の国勢調査では、65歳以上人口の割合が28.0%となり、75歳以上の後期高齢者の割合の伸びも著しく、65歳以上のほぼ2人に1人は後期高齢者となっています。さらに平成37年には、高齢化率は35.4%と推計されており、さらに高齢化が進みます。

移動者数については、転出超過数は近年3,000人～4,000人前後で推移しています。特に女性の流出の割合が大きく、年齢では15～19歳の年齢層の5年毎の県外への移動者数は、依然として2割程度流出が続いています。

合計特殊出生率は昭和55年以降、長期的には低下傾向で推移していましたが、平成17年からは増加しない横ばいの傾向となっているものの、出生児数は減少しています。

### (2) 小規模化する世帯

山口県の一般世帯は平成22年に59万6千世帯でしたが、平成37年には55万5千世帯となり、6.9%減少します。

また、平均世帯人員も平成22年の2.36人から平成37年には2.22人に減少します。

さらに、世帯構成としては、平成22年から平成37年の間に「単独」世帯は30.6%から34.8%へ、「ひとり親と子」世帯は9.1%から10.7%へと割合が上昇する一方で、かつて40%以上を占めていた「夫婦と子から成る」世帯は平成37年には23.3%となります。

また、一般世帯総数に占める高齢世帯の総数の割合は、平成22年には38.6%でしたが、平成37年には45.9%になります。

高齢世帯の内、平成22年から平成37年の間に最も増加率が高い累計は「単独」世帯で、7万7千世帯から9万4千世帯となり、「ひとり親と子」世帯も1万6千世帯から2万4千世帯となります。

このように、生活のリスクに対して脆弱な世帯が今後ますます増加していくことが推計されています。

## 2 地域における多様な福祉課題・生活課題

近年、地域には既存の社会保障制度や福祉施策のみでは解決に至らない複合的な課題を抱えた人が増えています。

その背景には家族や地域社会の相互扶助機能の弱体化や労働者の非正規雇用が広がっていることなど、社会の様々な仕組みが変化してきていることや、社会保障制度や福祉施策が縦割りとなっていること、加えて社会福祉分野を越えた保健・医療、労働、住宅、教育など関連する分野との連携が十分機能していないことなどにより隙間やひずみが生まれていることなどによります。

### (1) 公的なサービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題

例えば、近年孤立死は社会問題化していますが、この問題は、現在の日本において、社会保障制度や福祉施策が適切に届かないために、命を落としてしまう人が存在していることを浮かび上がらせています。

また、亡くなった人は稼働世代の一人暮らしの人や、障がい者とその介護や支援をしていた親や兄弟、精神障がいを持った失業者など、一人暮らしの高齢者とどまらず、様々な年齢層や社会的背景、福祉課題・生活課題を抱えた人であったことが指摘されています。

こうした人の多くが生活困窮に陥っていたことも指摘されており、経済的な困窮と社会的孤立の拮抗りは深く結びつき、複合的な傾向にあります。

さらに地域には、孤立死以外にも、自殺、ニート、引きこもり、ホームレス、ごみ屋敷、身元不明高齢者や居所不明児童といった問題をはじめ、年々増加している家庭内の高齢者虐待、児童虐待、DVといった問題もあります。こうした問題を抱えた人にとってさらに深刻なことは、これらの問題には世代間連鎖が少なくないということで、様々な負の連鎖を断ち切るために、制度の狭間を埋め、公的な福祉サービスが届くようにしていくための取組が必要となっています。

### (2) 公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉課題・生活課題

一方、地域で人々が暮らしていく上では公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題もあります。

例えば、一人暮らし高齢者や障がい者等のごみ出し、電球の交換といった軽易な手助けで行えるように、事業者によるサービスで対応するには費用等の点で効率的ではないもの、あるいは、墓参りの付き添いなど、公的な福祉サービスで対応すべきかどうか判断が分かれる要請、賃貸住宅に入居する際に必要な連帯保証人が用意できないなどの身元保証の問題などがあります。

こうした生活課題は、かつては家庭や親族内、あるいは隣近所の助け合いなどで対応されてきたため、困りごとととらえる人は多くありませんでしたが、世帯が縮小し、近隣との関係も希薄化してきている現代においては人々が暮らしていく上での生活課題として強く認識されるようになってきています。

### (3) 社会的排除の対象となりやすい人の問題

さらに、社会的排除の対象となりやすい人への対応、マイノリティへの地域の無理解や偏見・差別という問題があります。

近年、福祉的な施策として、精神障がい者等の地域移行や刑務所から出所する人の地域定着が進められていますが、こうしたことが地域社会の中で十分に理解が得られているとは言えず、生活環境を整えていく際にも協力が得られにくい実情があります。

また、社会の中では発達障がい者やホームレスなどの生活困窮者、外国人などに対して誤った理解などのために、差別的な対応や排斥行為が行われることがあります。

地域には様々な人が暮らしていますが、お互いその多様性を認め、正しい理解と人権意識を持って、暮らしていくことができる社会をめざしていく必要があります。

## 3 地域で求められていること

### (1) 安心、安全の確立

地域社会の相互扶助機能が弱くなってきている中、大規模な自然災害が起こった時にどのように命を守りあうのか、犯罪をどのように防ぐのかということは住民の大きな関心事となっています。

また、例えば認知症などにより判断能力が不十分な状態になっても、犯罪の被害に遭ったり、権利

が侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいと考える人が増えています。  
このように、地域においては暮らしの安心や安全の確立に対しての意識が高まってきています。

## (2) 住民の自己実現意欲の高まりと地域参加

山口県民の意識調査によると、地域社会に対する意識としては、地域に対する愛着は強く、住み心地も良いと思われ、住み続けたいという永住意思の高い人も少なくありませんでした。

しかしながら、今後生活の場として良くなっていくと考えている人はあまり多くなく、将来展望はあまり明るいものではありませんでした。

地域活動については、実際に地域で何らかの活動しているのは40歳以上の人が多く、若い世代の人の参加は時間がないからなどの理由からあまりすすんでいません。

一方、支援を必要とする人に対して自分自身で取り組めることとしては「声かけや見守り」活動に多く支持が集まっています。

稼働世代は共働きも多い中、自由になる時間が限られるため短時間でできるような活動、休日にできるような活動の提案を、また高齢世代は健康や体力面での不安を抱えているため、継続できるような活動の工夫と共に環境づくりが求められています。

以上のようなことから、地域には既存の社会保障制度や福祉施策のみでは対応しきれない様々な福祉課題・生活課題があり、こうした課題に地域福祉は取り組んで行く必要があります。

こうした福祉課題・生活課題は、誰もが遭遇する可能性のある課題であり、そうした意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民同士でそれを共有して解決に向かう仕組みを作っていくことは必要なこととなります。

一方で、地域社会の相互扶助機能にも限界があり、今後は住民同士のみならず、地域にある生活関連事業者など様々な企業や団体等との連携による地域福祉の推進をより一層図っていく必要があります。

## 4 地域の福祉力を高めていくための地域福祉活動

### (1) 見守り活動の充実

福祉員数は、県内の単位自治会の数を上回るだけの人数となり、身近な地域で小地域福祉活動の推進者が増えてきていると言えます。

一方で、一人の要援助者に対する見守り活動に関わる人は平均2.19人となっており、十分な見守り体制が整っているとは言えず、関係者の負担も大きくなっています。

また、見守り活動の対象者の多くが高齢者ですが、地域で孤立しがちな人は高齢者に限らないため、今後はひとり親家庭や経済的に困窮している人など幅広く目を配り、見守り活動を展開していく必要があります。

さらに、見守り活動に関わる多くの人が、見守り活動によって隣人の福祉課題にどこまで関わるのかといった戸惑いも少なくありません。

最近では認知症により徘徊行動のある高齢者等を地域でどのように安心して暮らしてもらうかということにも関心が高まり、関係機関や事業所などがネットワークを組むようになってきていますが、こうしたネットワークとも相互に連携していくことも必要です。

このように、重層的な見守り体制をつくっていくこと、また見守り活動の推進者の困りごと、悩みに取り組んでいくことが求められています。

## (2) 地域福祉活動の圏域と人材

市町村合併などの影響もあって、行政圏域が大幅に拡大し、地域住民と市町域との空間的、心理的な距離が広がる傾向もあり、両者をつなぐ圏域に存在する地区社協の役割が大きくなっています。

また、様々な問題は生活に身近な小地域において起こるものですが、小地域だけでは対応が難しい場合も少なくありません。そのため「小地域（単位自治会レベル）」「地区社協や生活圏域（小学校～中学校）」「市町域」といった各圏域での地域福祉活動が、協働し重層的に展開される必要があります。

県内の地区社協や自治会福祉部の設置は近年ほとんど進んでおらず、むしろ自治会の消滅により数を減らしている傾向にあります。こうした圏域の拠点として改めて地区社協や自治会福祉部の設置に積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、既に設置されている地区社協においては、事業の調整などを行うコーディネーターの配置はまだ十分に進んでいませんが、こうした体制の強化に取り組んでいく必要があります。

## (3) 地域における総合相談・支援体制と新しい福祉サービスの開発

総合相談・支援体制とは、「住民の抱える生活・福祉問題は複合的な要因を持っていることが多く、どこに持っていけばいいかわからない問題や、ひとつの機関では解決できない問題、専門相談機関の縦割りでは対応できない問題等があるため、他の専門相談機関と連携した」体制です。こうした住民の福祉課題・生活課題に向き合うことは社協の使命ですが、現状においてその体制や取組は十分とはいえません。

社協では既に、生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業など個別の相談支援の取組もありますが、今後、より一層個別の相談支援に取り組んでいく必要があります。

そのためには、職員誰もが相談を受けられる体制やニーズを共有する仕組み、ニーズキャッチから迅速な対応が図られるサービス提供等の体制の構築に取り組んでいく必要があります。

さらに、制度の縦割りによる福祉の谷間を埋めるサービス開発も社協の重要な機能ですが、こうした取組も現状において十分とはいえません。

多くの福祉課題・生活課題の中で、地域の助け合い活動やボランティア活動の領域を超えるニーズを把握し、精査し、地域の他の社会福祉法人等と協力し、先駆的にその解決に取り組むことは社協本来の機能であるため、今一度、社協活動の原点に立ち返り新しい福祉サービスの開発が期待されます。

## (4) コミュニティソーシャルワーカーの養成

分野別の制度においても基本となる考え方に地域福祉の推進が位置付けられるようになってきています。つまり、分野別の相談支援事業の中でも、地域社会の課題に対する取組が位置付けられるようになってきています。

こうしたことから、住民力・地域力を引き出すコミュニティソーシャルワークの技量を持った専門職を増やしていくこと、また技量を高めていくための取組を行っていくことが必要です。

## (5) 福祉に関するイメージアップ

地域福祉活動は、地域で暮らす誰にも関わりがあることですが、周知の程度は十分とはいえません。

それぞれの活動者がより活動しやすく、また新たな活動者や活動を理解してくれる人を増やしていくためにも、多様な媒体を活用して広く県民に情報発信をしていく必要があります。

また、とりわけ超高齢社会を支える介護職等の人材確保が厳しいことから、福祉や介護の仕事の深さや楽しさ、広さを理解し、誇りとやりがいを発信していくことに重点的に取り組んでいく必要があります。

## 地域福祉の活性化を進める条件とは

「地域福祉の活性化をすすめるヒント～地域福祉活性化システム研究委員会報告書」  
(平成22年12月) より

山口県社協では、地域福祉の活性化を進める「条件」を、次のように整理し、地域福祉を推進しています。

まず1つ目の条件は、「重層的な地域福祉活動が展開されること」です。

これは、下表で示す「小地域」「地区社会福祉協議会や生活圏域」「市町域」の各圏域での地域福祉活動が活発に展開することと、圏域の活動が連携、協働し重層的に展開される状況を言います。

| 条 件              | 圏 域                              | 役 割   |
|------------------|----------------------------------|---|
| 各圏域での地域福祉活動の展開   | 小地域<br>(単位自治会レベル)                | ・ 個別ニーズの発見、住民相互の見守り、声かけ等の支え合いの活動など                                      |
|                  | 地区社会福祉協議会<br>や生活圏域<br>(小学校～中学校区) | ・ 住民の話し合いができる場づくり、ちょっとした課題解決に向けた共助のしくみづくり<br>・ 住民への福祉教育、市町行政への課題のつなぎ役など |
|                  | 市町域                              | ・ 困難ケースへの対応（専門的支援）、多機関への連携による解決など                                       |
| 各圏域の支え合い活動の連携・協働 |                                  | ・ 各圏域の地域福祉活動やサービスの担い手である「住民」「行政」「事業所」等が協働し、支え合う仕組みづくりの確立                |

そしてもう1つの条件は、「地域福祉を推進する人材が配置されること」です。

地域福祉を推進する人材とは、「コミュニティワーカー」「コミュニティソーシャルワーカー」「地区社会福祉協議会コーディネーター」であり、こうした人材が各圏域に配置されることが地域福祉の活性化のための条件としています。

| 人 材                            | 活動範囲            | 役 割   |
|--------------------------------|-----------------|---|
| コミュニティワーカー (CW)<br>《専門職》       | 市町域             | ・ 住民の生活課題の共有化<br>・ 社会資源の調整や新たな活動の開発<br>・ 地域福祉活動に関わる関係者のネットワーク化等の地域福祉活動を促進 |
| コミュニティソーシャルワーカー (CSW)<br>《専門職》 | 2～3の地区社会福祉協議会   | ・ 専門的な対応が必要な住民に対し、専門機関、ボランティア等との連携を図り、総合的に個別支援                            |
| 地区社会福祉協議会コーディネーター<br>《ボランティア》  | 地区社会福祉協議会や生活圏域等 | ・ 地域活動者や住民と社会福祉協議会等の連絡調整<br>・ 情報の伝達や地域での話し合いの場づくり等をコーディネートする              |

## 5 制度や施策の動向

平成27年度から生活困窮者自立支援制度、介護保険制度の改正、子ども・子育て支援新制度の3つの制度が施行されます。

これらの制度はいずれも、地域の中に支え合う仕組みを作っていくこと、地域の様々な構成員がその役割を果たすことなどを目標としている点で共通しています。

支援する側と支援される側という「支える、支えられる」という一方的な関係にとどまらない「相互に支え合う」地域を構築していくということをこれらの制度は目標として掲げています。

つまり、これらの制度は分野別の施策ではありますが、その基本となる考え方には地域福祉が位置づけられ、地域福祉の推進に対して期待が高まってきています。

一方、社会福祉法人制度の在り方についても、社会福祉法人は、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組、つまり「地域における公益的な活動」に取り組んでいくものと方向性が示されました。

こうした、地域における公益的な活動は、その法人が実施する社会福祉事業の対象にとどまらず、高齢者、子どもや障がい者、生活困窮者など、あらゆる地域の人々を対象とした活動として取り組んで行くことが期待されています。

### (1) 生活困窮者自立支援制度の施行

平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援制度は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標として掲げ、さらに生活困窮者支援を通じた社会的孤立者への支援に取り組む制度です。

また、この制度では、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじた「自立と尊厳」、孤立している人々の多様な「つながりの再構築」、可能な限り公平な条件で人生のスタートを切ることができる「子ども・若者の未来」、国民の制度に対する「信頼による支え合い」という4つの基本的な視点を持ち、「包括的・個別的」「早期的・継続的」「分権的・創造的」支援を求めています。

### (2) 介護保険制度の改正

平成27年度の介護保険制度改正では、高齢者・介護を取り巻く状況やニーズの変化を背景に、医療と介護の一体的な展開、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進等が掲げられ、特に団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた様々な改革が行われます。

とりわけ在宅サービスについては、介護予防の一部を地域支援事業に移行することとなり、住民同士の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制を日常生活圏域に構築していくことが課題となっています。

このことは、地域包括ケアシステムの推進について、専門職によるサービス・支援に加えて、住民の参画をより重視した手法へと転換していくことを意味しています。

### (3) 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月に施行される「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする3つの法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度です。

この制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

さらに、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護

者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこととしています。

#### (4) 社会福祉法人制度改革と地域公益活動

社会福祉法人制度改革によって、社会福祉法人には新たに「地域公益事業」の実施が義務付けられる見通しとなりました。

地域公益事業とは地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業です。

さらに、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう地域における福祉ニーズの把握や実施体制の調整等を行う「地域協議会」を開催することが適当であるとされています。

そもそも社会福祉法人は、制度が創設された昭和20年代当時、終戦による海外からの引揚者、身体障がい者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難を打開する社会資源としての期待を負った中で創設された法人で、この時に取り組まれた様々な活動や事業が今日の社会福祉の制度や仕組みの基盤となっています。

つまり、社会福祉法人の今日的な役割とは、本来社会福祉法人の活動の原点に立ち返り、地域の多様なニーズをくみ上げ、制度の枠にとらわれない、先駆的、創造的な事業を展開していくことであるといえます。

#### (5) 障がい（児）者が住み慣れた地域で暮らすための施策やサービスの推進

平成26年1月の国連・障害者権利条約の批准により、わが国における障がいのある人の権利の保障に向けた取組がより一層強化されていくことが期待されています。

障害者基本計画（第3次）に基づく各種施策の推進に加え、今後は「障害者差別禁止法」の制定（平成28年4月施行）も控えています。地域社会にあっては必ずしも障がい者への配慮や、日常生活や社会参加への支援が十分に進んでいるとはいえない状況にあります。

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活を支える必要なサービスが総合的に提供されることはもちろん、地域移行・地域定着支援や、障がい者に対する就労支援の推進など、後押しとなる施策やサービス、仕組みのさらなる充実が望まれています。

このような状況を踏まえ、私たちは「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」において、次の4つの柱を重点的に推進していきます。

## 6 「第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」で重点的に推進する方向性

### (1) 私たちは、新たな福祉課題・生活課題に取り組みます。

地域における様々な変化から、新たな福祉課題・生活課題が顕在化してきています。一方、制度や施策の動向においても広く地域福祉活動のすそ野は広がり、新たな福祉課題・生活課題への取組に期待が高まっています。

そこで、地域福祉の推進役である社協は、新たな福祉課題・生活課題への取組を使命としてその解決にあたります。

また、社会福祉法人は、これまで培った経験を生かして、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していきます。

さらに、企業利益だけを追求するのではなく、社会貢献活動を企業活動の一部として重視する企業も増えてきており、福祉分野における活動展開が期待されています。

住民自身も、より多様で重層的な互助の仕組みづくりに取り組みます。

社協は、地域の新たな福祉課題・生活課題を把握する役割と解決に向けた仕組みづくりを身上とし、地域の様々な組織や団体、企業や地域住民等を結び付け、ともに解決のためのサービスの開発や仕組みづくりに中心的な役割を果たします。

新たなサービスの開発や仕組みづくりにあたっては、地域福祉活動のための自主財源である共同募金等を活用し、併せて広く住民にPRし、より多くの募金が集まるよう工夫を行っていきます。

**(2) 私たちは、地域の様々な組織や団体等とつながり、福祉課題・生活課題を解決するための協議を行います。**

高齢者、障がい者、児童など、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制や新たなサービス開発等に結び付けます。

福祉・医療だけでなく、地域の様々な組織や団体等と連携しつながり、福祉以外の視点からも地域住民の福祉課題・生活課題の解決に取り組めます。

**(3) 私たちは、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取り組みを行います。**

地域には様々な福祉課題・生活課題を抱えた人がいますが、そうした人もみな地域で暮らす、尊重されるべき地域社会の一員として認められ、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりを進めます。

地域福祉の領域や役割が広がっていますが、住民参加と地域の様々な関係者との連携・協働を進めて行くことのできるコミュニティソーシャルワーカー等の専門職を増やしていくことに取り組めます。

生活困窮者への支援など、自立と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題に寄り添いながら解決していく、社会福祉士等の福祉専門職の資質の向上に取り組めます。

とりわけ超高齢社会を支える、介護職等の人材確保に取り組めます。そのために福祉や介護の仕事の深さや楽しさ、広さを理解し、誇りとやりがいを発信していくことに取り組めます。

**(4) 私たちは、顔の見える日常生活圏域において、住民をはじめ、医療・福祉関係者や生活関連事業者が参加した地域福祉・生活支援活動の仕組みづくりを進めます。**

顔の見える日常生活圏域において、住民の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築をめざします。

見守り活動は、地域の民生委員・児童委員や福祉員、地域住民が中心となって進められている活動ですが、生活関連事業者等の幅広い主体の参加と協力を求めながら、より重層的な見守り支え合いの体制づくりに取り組めます。

また見守り活動では、高齢者に限らず、多様な福祉課題・生活課題を抱えた人も対象としてとらえ、活動を推進します。

そのために、地区社協や自治会福祉部など地域福祉を進める組織の整備や体制強化に取り組めます。

活動の推進には、認知症高齢者対応や災害時の備えなど、誰にとっても身近で関心の高い視点を取り入れ、地域住民の関心と理解を広げます。

**▼ 生活関連事業者とは**

生活関連事業者とは、新聞配達や郵便、宅配、ガスや水道、電気の検診、介護事業者等、業務の中で、各家庭を訪問する機会がある事業者を想定しています。

近年、こうした生活関連事業者なども加わって、重層的な見守り活動が取り組まれるようになってきています。

# IV

## 地域福祉を進めるための それぞれの役割

これまで地域福祉を取り巻く状況やその中で私たちがめざす地域福祉の姿について示してきましたが、この章では、具体的にめざす地域福祉の姿に向けてそれぞれの推進者にどのような役割を担っていただきたいかについて提案いたします。

- 1 地域住民・ボランティア
- 2 福祉員
- 3 民生委員・児童委員
- 4 老人クラブ
- 5 社会福祉協議会
- 6 社会福祉法人
- 7 社会福祉事業を実施する様々な法人
- 8 行政
- 9 共同募金会



# IV 地域福祉を進めるためのそれぞれの役割

## 1 地域住民・ボランティア

今、地域の現状としては、人と人とのつながりの希薄化、単身者の孤立、虐待、災害時要援護者、引きこもり、そして制度の狭間にあるニーズへの対応など、多様な福祉課題・生活課題が山積しています。

このように多様な福祉課題・生活課題を解決するためには、様々な制度や福祉サービスなどの利用が考えられますが、複雑化した福祉課題・生活課題も数多くあり、公的なサービスだけで解決するには限界があります。そこで大切なのが、地域住民同士の助け合い活動やボランティア活動等のインフォーマルな互助活動を行うことです。そのためには地域住民一人一人が地域社会の一員であることの意識と自覚を持って、他人事ではなく、自分たちのこととして地域と向き合う必要があります。なぜなら、「地域住民」は地域福祉の担い手として社会福祉法に明確に位置づけられており、人々の暮らしは社会連帯が基となっているからです。また、地域住民が気付かないことをボランティアが自発的に行う事で、人の温かさに気付かされる効果がボランティア活動にはあります。

「地域住民・ボランティア」が福祉活動を行うことの意義は、地域に生活する住民にしか見えない課題や、身近でなければ発見が難しい問題を見つけること、地域住民・ボランティアが地域での福祉活動を通して、人と人とのつながりを生み出すこと、福祉的な支援を必要とする人と社会とのつながりを再構築することです。これらを達成するために地域住民一人一人が地域を知り、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、見守り・声かけや家事の手助け等の日常生活における簡易な生活支援活動やサロン、趣味のサークル活動、ボランティア活動など様々な福祉活動に積極的に取り組むことが大切です。

## 2 福祉員

福祉員は、地域住民から選出され、市町又は地区社協会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者です。

地域福祉でまちづくりを進めていくためには、同じ地域で生活する住民が日頃からふれあい、いざという時にお互いに助け合い、支え合う「つながり」をより強いものにしていくことが大切で、地域には住民同士の「つながり」をつくるための『つなぎ役』が求められており、福祉員にはその役割が期待されています。そのために、福祉員は、日頃から近所の人たちに気軽に話しかけ、近所の中の問題に気を配り、何かあった時には近所の人たちに声をかけ、みんなで助け合える「つながり」をつくる『近所のつなぎ役』として期待されています。

身近な所で、日常の活動の中から地域の住民に目を配り、住民の福祉課題・生活課題を把握することが福祉員の活動の第1歩です。そのためには災害などの緊急時にも対応できるよう、日頃から民生委員・児童委員や自治会長と連携して、声かけや見守りによる安否確認のための訪問活動をしていかなければなりません。また、福祉課題・生活課題を把握したら、民生委員・児童委員、自治会などの関係者と連携して「ネットワーク」をつくり、地域内の福祉課題・生活課題を解決していきます。つまり福祉員には民生委員・児童委員や自治会、ボランティア、地区社協、市町社協などと協力して、住民の福祉課題・生活課題を発見し、解決する「担い手」としての役割が期待されています。

さらには、市町社協や地区社協、自治会などが、地域福祉でまちづくりを進めるために地域で実施されているふれあい・いきいきサロンや自治会福祉部活動など様々な支援活動に参加し、地域福祉でまち

づくりの推進に取り組む役割も必要とされています。

一方、それぞれの地域の実情は異なるため、市町によって福祉員の役割や活動内容には幅があります。したがって市町社協は当該市町の福祉員の活動内容や具体的な方法を分かりやすく提案するなどし、福祉員活動を後押しする取組を行っていく必要があります。

### 3 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づいて設置され、児童福祉法第16条第2項によって「民生委員」と同時に「児童委員」を兼ねていることから「民生委員・児童委員」と呼称されています。

民生委員・児童委員は、住民の側に立った身近な相談・支援者として、自立支援や福祉サービスの利用援助、また住民やボランティアとの連携、災害時の事前事後における要援護者把握と支援といった活動が必要とされています。

また、近年地域社会の中で多くの人が相談相手もなく、孤立しているという状況もあり、様々な立場や事情を抱えた人に気を配り、ニーズを的確に把握し、必要なサービスにつなげる等の具体的な支援に取り組んでいくことが重要となっています。

一方で、マンション等の住宅形態や住民の意識の変化により、問題の把握が十分にできず、例えば認知症等により判断能力が低下した人に情報やサービスが届かない（届けられない）といったことが起きたり、サービスの利用を拒む人や何らかの問題があっても隠そうとする人も少なくなく、問題が早期に発見されず、支援も十分に行えないという状況が増えてきています。

この「地域住民の生活が見えにくい状況」の中で、民生委員・児童委員だけがすべてを抱えることなく、自治会や福祉員、近隣住民や社協、各専門職等の力も借りながらチームで地域の課題解決に取り組んでいくことが求められています。

### 4 老人クラブ

老人クラブは、住み慣れた地域(自治会・町内会単位)で地域福祉活動の担い手や推進役として、自主的に様々な活動に取り組んでいる地縁型組織です。

老人クラブは長年に渡って培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かし、健康づくり・介護予防活動や、高齢者が高齢者を助け合い、支え合う地域支え合い友愛活動をはじめとして地域社会に根ざした活動を展開しています。

また、本県においては全国と比較して10年早く高齢化社会が進んでいるため、介護予防、生涯現役・健康長寿を重要な課題として取り組んでいます。

誰もが生涯元気で生きがいのある生活を送り続けたいという願いを実現するため、健康への意識の高まりや生きがいの発見、地域活動への参加意欲につなげていくことが、老人クラブに期待されています。

また、老人クラブの高齢者が高齢者を助け合い、支え合う地域支え合い友愛活動、声かけ安否確認、交流の場（ふれあいサロン、居場所）づくりについてもさらに充実させていくことが期待されています。

これまで老人クラブの活動として取り組んできたこれらの取組を、今後は社協、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等とともに連携して取り組むことでより一層充実させていくことが必要です。

こうした活動の充実は、老人クラブの活動の活性化や会員増強といった課題解決にも結び付いていく面があります。

## 5 社会福祉協議会

社協は、住民参加の福祉活動推進と地域の福祉課題・生活課題に取り組み、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする民間非営利組織です。また、社協は社会福祉法に「多様な社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行う組織であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、他の社会福祉法人・福祉施設とは異なる機能を有しています。

社協の活動は幅広く、地域の社会福祉関係者や住民・ボランティアの参加を得る組織であることから、既存の制度以外のニーズにも積極的に対応していくことが求められています。

近年は、社会的孤立の問題や生活困窮、ひきこもり、虐待、権利侵害等、複合的な要因を持つ福祉課題・生活課題が顕在化してきています。

このことから、今後は特に、生活関連事業者等の参加を得た、より重層的な見守りネットワークの構築に向けた取り組みや地域における総合相談・生活支援体制の構築、社会福祉法人・福祉施設と連携した地域貢献活動の促進といった取組強化が求められます。

したがって、社協は組織の特性を生かしながら、地域福祉を推進する様々な団体・組織のコーディネーター役となるとともに、地域内の社会福祉関係者、住民・ボランティアの協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役として、中核的な役割を果たすことが求められます。

## 6 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法において「社会福祉事業を行うことを目的」(第22条)と定められた法人です。また、同時に社会福祉法では社会福祉を目的とする事業を経営する者は、「地域福祉の推進に努めなければならない」(第4条)と定められています。

つまり、社会福祉法人は、既存の社会福祉事業を実施するに留まらず地域社会の様々な福祉課題・生活課題に取り組むことが求められています。

それは例えば、制度外のサービスの開発であったり過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域におけるサービス提供などとなります。

また、本来社会福祉法人は、こうした取組を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けているため、経営努力や様々な優遇措置によって得た原資については、主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域へ還元していくことが求められています。

今日、こうした社会福祉法人の地域貢献活動の取組は義務化され、今後社会福祉法人は、より主体的に地域の福祉課題・生活課題に取り組んで行くこととなります。

さらに、地域における公益的な活動は、制度に則った事業とは異なり、財源問題を含め継続性や課題の多様性など単一の法人だけの取組では解決できない課題もあります。そのため、単一の法人で行う取組だけではなく、複数の法人が活動資金を出し、一体的に事業を展開する取組も必要になってきます。

公益的な活動の展開には、社協等との連携や、地域住民を対象にして活動するボランティアやNPO等とも連携しながら取り組みを進めることも考えられ、社会福祉法人には、地域福祉を進める様々な団体や人との連携が期待されています。

## 7 社会福祉事業等を実施する様々な法人

平成12年4月の介護保険制度の導入により、従来の措置制度から契約制度に変更となり、社会福祉法人以外の法人も福祉サービスの実施主体となりました。

特定非営利活動法人（NPO法人）、公益財団・社団法人、生活協同組合、農業協同組合等がそれぞれの活動目的に沿った活動やサービス提供を行うことに加え、その地域の福祉課題・生活課題に目を向け、必要に応じて、サービスを提供していくことが期待されています。

それは例えば、過疎地域での買い物支援サービスや、中山間地域における生活の見守りサービス、地域に住む多世代の人々が自由に参加できるふれあいの居場所作りなどです。こうした取組は、社会福祉法人だけでなく、社会福祉事業等を実施する様々なまちづくりに関わる法人が積極的に取り組んでいくことが必要です。

そのためにも、幅広くまちづくりに関して協議をする場に、社会福祉事業等を実施する様々な法人も参画し、地域の様々な福祉課題・生活課題を把握することを心がけることが必要です。

そして、それぞれの法人（団体）の特色や得意分野を活かしながら課題に取り組み、魅力ある地域（まち）づくりをの一翼を担っていくことが必要です。

## 8 行政

社会福祉基礎構造改革による社会福祉の措置制度から契約制度への転換は、福祉行政を措置行政から計画行政へと大きく転換させました。

社会福祉法には福祉サービスの提供体制の確保に関する国及び県の責務が規定されており、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して計画的な実施が図られるよう福祉サービスを提供する体制の確保」（第6条）などの役目が課されています。

国においては、地域包括ケアシステムの構築・推進や生活困窮者の自立に向けた包括的・継続的な支援体制の整備など地域福祉に関連が深い様々な制度改革が進められています。

制度の狭間にある生活支援ニーズへの対応、新たな見守りシステムの構築、法人後見や市民後見の必要性等公的な権利擁護の仕組みの確立、個人情報保護法の趣旨にのっとり適正な運用の確保、人材の確保など種々の課題を解決することが求められています。

県は、地域福祉支援計画を策定しており、併せて市町は地域福祉計画を策定することとなっています。

この計画において県は、「すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、個人として尊重され、住み慣れた地域の中でお互いに見守り支え合い、安心していきいきと暮らしていける社会の実現」を基本目標に支援体制の整備強化を目標としています。

市町は、地域福祉計画の基本理念や基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民・町民の参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で大きな役割を果たしていくことが期待されています。計画の推進は、より一層、民間の知恵を取り入れる必要があり、ボランティア、NPO、社会福祉法人など地域福祉活動に携わる幅広い人々の意見を聞き、協働し、地域福祉の推進に取り組むことが必要です。

地域住民の参画による地域福祉を推進していくためには、地域住民やボランティアによる福祉活動の自主的自発的行動計画として市町社協が策定する地域福祉活動計画との整合性を図ることが必要となります。

小地域福祉活動を計画的に展開するには、地域福祉計画により推進することが効果的であり、策定への促進を図るための支援を行っていく必要があります。

少子高齢化の進行や人口減少など社会環境が大きく変化する中、関係機関と連携しながら地域での見

守り・支え合い体制の充実など地域福祉の推進が図られてきました。

地域福祉の推進は、県が推進役となり体制を構築し、市町や社協などと分担して地域住民と行政のパートナーシップのもと地域福祉を推進していく基盤構築が行政の役割として求められています。

## 9 共同募金会

共同募金運動は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、国民の助け合いの精神を基調とした地域社会の自主的な活動によって、地域福祉推進のための財源を、住民自らの手により造成しようとする国民運動です。

しかしながら、人口減少社会の到来や地域での地縁の希薄化等により、募金額は対前年比では減少傾向にあります。

そこで、テーマ型募金等の募金手法の展開や企業の社会貢献活動とタイアップした「募金百貨店プロジェクト」等、募金増加への新たな試みも行われています。また、市町域、単位自治会、地区社協等身近な地域で募金がどのように活用されているか、活動報告やイベントでのPR等を通じて、分かりやすく住民に伝えていくことも必要になっています。

歳末たすけあい運動では、近年の社会情勢により、従来の高齢者・障がい者への助成に加えて、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者、ひきこもり、虐待、権利侵害など地域の生活課題を抱えた方々を支援する活動にも助成されています。

また、近年、地震や温暖化による大雨災害、大雪災害等による災害時には、被災された人への生活支援の義援金が、さらに災害ボランティアセンターの運営資金として災害等準備金などが活用され、共同募金の支援は欠かせないものとなっています。

前回の提言では、「地域が存続するポイントは人と人とのつながりをつくること。自分たちの住む地域の福祉を自らつくり運営していくという機運づくりが共同募金の使命である。」とされており、ここは地域福祉を推進する社協と共通のテーマであり、申請があったものに対して助成するという形だけでなく、制度の狭間にある生活・福祉課題を解決する取組をともに企画実施していくことが求められています。

今後、新たなサービスの開発・事業の企画実施を行っていく上で、財源の問題は非常に大きく、特に、住民の主体的な参加による小地域福祉活動の財源として、大きな期待を寄せられています。併せて、社会福祉事業やNPO、小地域福祉活動の担い手確保のための財源及び財源確保のノウハウの普及啓発等の役割も期待されています。





# 基本理念、基本目標、 行動指針、推進項目

この章では、私たちがめざす地域福祉の姿の実現に向けてどのようなことに取り組んでいくのかについて提案いたします。

- 1 計画全体の概要
- 2 「基本理念」及び「基本目標」「行動指針」に基づく事業体系
- 3 事業推進の方策



# V 基本理念、基本目標、行動指針、推進項目

## 1 計画全体の概要

### (1) 基本理念

「**住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに  
暮らし続けることができる 地域（まち）づくり**」

#### <基本理念にこめた思い>

|              |  |
|--------------|--|
| 住み慣れた地域で     | 住み続けたいと思う日常生活圏域の、それぞれにとって生活の場となる自宅や施設などで |
| 誰もが          | 生活を営むすべての人々が                             |
| 安心して         | 何かあっても互いに助け合い、支え合える関係を持ち                 |
| 心豊かに         | 人と人とのつながりを大切にし、生きがいを持って                  |
| 暮らし続けることができる | 自己選択により、自分らしい生活を続けることができる                |
| 地域（まち）づくり    | 一人一人が主体的にかかわる「福祉コミュニティ」づくりをすすめる          |

#### ▼ 福祉コミュニティとは

福祉コミュニティでは、例えば介護の必要な高齢者や心身障がい児者、その家族、ひとり親家庭など生活問題を抱える当事者をコミュニティづくりの中心とする視座があります。

こうした人の個別的、共通的な生活課題を、当事者はもちろんのこと、当事者を支援するボランティアや地域住民、福祉関係機関・団体や福祉専門職による公私のネットワークや連携の中で、支え、代弁するコミュニティを福祉コミュニティと呼びます。

また、コミュニティは本質的に、関係しあう人が互いに協力しあうという意味を含みますが、そのためには異なった他人の存在の承認や重荷を共に支えあうことが前提となります。

そのため、地域社会から疎外・排除されている人を受け入れる価値観と態度を養う福祉コミュニティづくりが、地域福祉の主体のなすべきこととなります。

### (2) 基本目標

**基本目標1**：共に支え合う「地域」づくりを進めます。

＞私たちは、顔の見える日常生活圏域において、住民をはじめ、医療・福祉関係者や生活関連事業者が参加した地域福祉・生活支援活動の仕組みづくりを進めます。

**基本目標2**：福祉を担う「人」づくりを進めます。

＞私たちは、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取り組みを行います。

**基本目標3**：地域福祉を進めるための「環境」を整えます。

＞私たちは、新たな福祉課題・生活課題に取り組めます。またそのために、地域の様々な主体とつながり、協議を行います。

### (3) 行動指針・推進項目

#### 行動指針1

小地域福祉活動を進めるための「仕組み」づくりに取り組みます。

推進項目① 多様な主体に参画を得ながら、工夫と広がりを持った見守りネットワーク構築の推進

推進項目② 身近な地域での有償助け合いサービスの組織化及び運営支援

推進項目③ コミュニティソーシャルワーカー等小地域で地域福祉を推進する専門職の配置

推進項目④ 地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画策定の推進

推進項目⑤ 災害ボランティアセンター運営支援体制の整備

推進項目⑥ 災害時の社会福祉法人・福祉施設による福祉支援の体制整備

#### 行動指針2

地域福祉活動に参加してもらう「機会」「きっかけ」「場」づくりに取り組みます。

推進項目⑦ 勤労者がボランティア活動に取り組みやすい環境の整備

推進項目⑧ 中高年サラリーマンの地域デビューの促進

#### 行動指針3

小地域福祉活動を進めるための「組織」づくりに取り組みます。

推進項目⑨ 小地域福祉活動を進めるための組織化及び体制強化

推進項目⑩ 社会福祉安定資金の効果的な運用<再掲>

#### 行動指針4

専門性の高い人材の確保・育成・定着に取り組みます。

推進項目⑪ オール福祉による福祉人材確保・育成・定着の推進

推進項目⑫ 若い人たちへの福祉の仕事の魅力発信

#### 行動指針5

地域福祉活動の担い手の養成・支援に取り組みます。

推進項目⑬ コミュニティソーシャルワーカーの養成及び技術習得のための支援体制の構築

#### 行動指針6

新たな福祉課題・生活課題に多様な組織・団体と共に取り組みます。

推進項目⑭ 地域における総合相談支援体制の構築

推進項目⑮ 複合的な課題を抱える人等の課題解決を検討するための場づくり

推進項目⑯ 様々な福祉課題・生活課題を検討するための協議体づくり

推進項目⑰ 社会福祉安定資金の効果的な運用

推進項目⑱ 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

推進項目⑲ 企業等の福祉的な社会貢献活動の推進

推進項目⑳ 身元引受人や保証人がいない人に対する支援体制の構築

推進項目㉑ 成年後見制度の利用促進

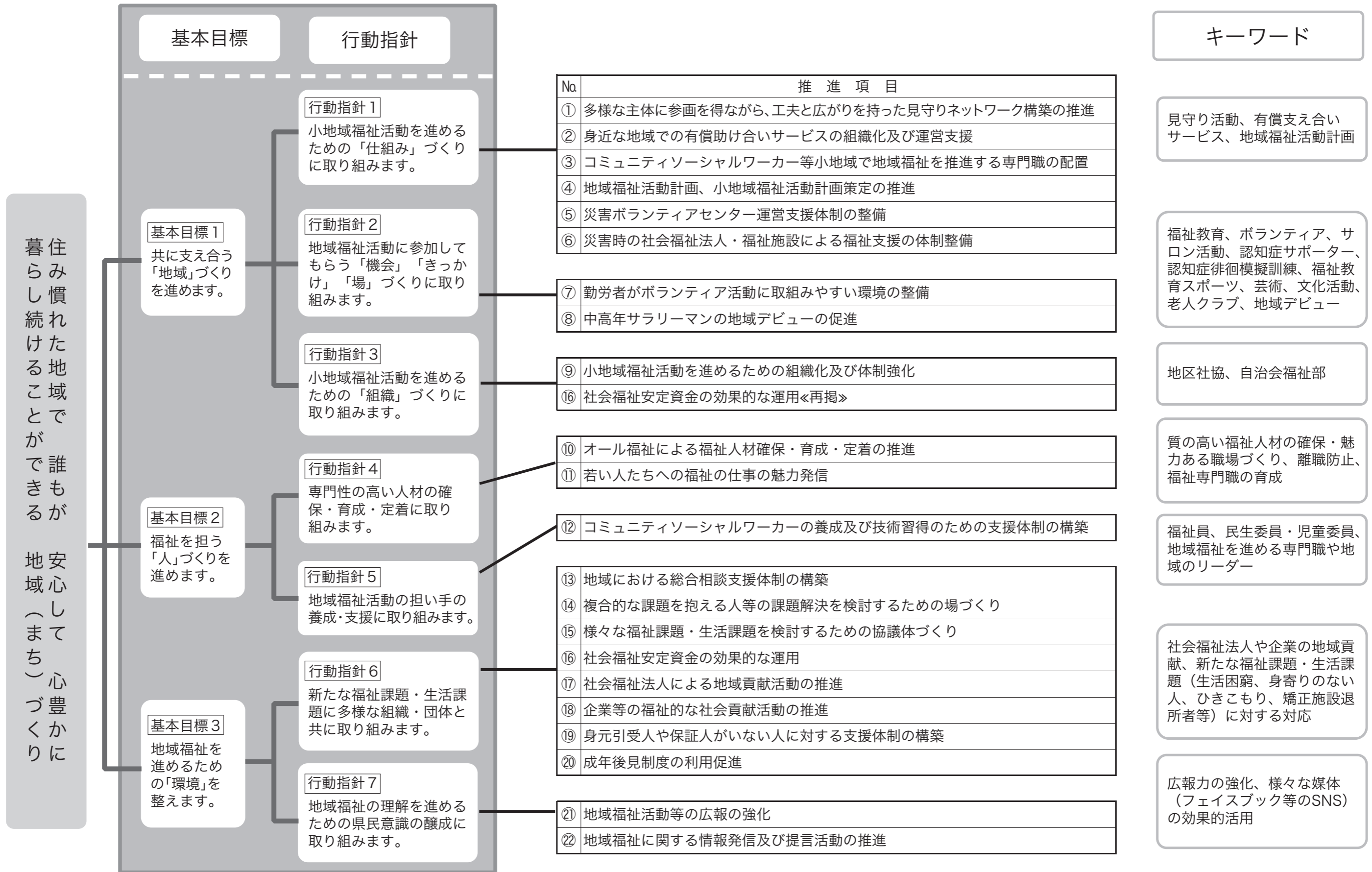
#### 行動指針7

地域福祉の理解を進めるための県民意識の醸成に取り組みます。

推進項目㉒ 地域福祉活動等の広報活動の強化

推進項目㉓ 地域福祉に関する情報発信及び提言活動の推進

## 2 「基本理念」及び「基本目標」「行動指針」に基づく事業体系



V 基本理念、基本目標、行動指針、推進項目

2 「基本理念」及び「基本目標」「行動指針」に基づく事業体系

### 3 事業推進の方策

#### 基本目標 1 共に支え合う「地域」づくりを進めます。

##### 《重点的に推進する方向性》

私たちは、顔の見える日常生活圏域において、住民をはじめ、医療・福祉関係者や生活関連事業者が参加した地域福祉・生活支援活動の仕組みづくりを進めます。

顔の見える日常生活圏域において、住民の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築をめざします。

見守り活動は、地域の民生委員・児童委員や福祉員、地域住民が中心となって進められている活動ですが、生活関連事業者等の幅広い主体の参加と協力を求めながら、より重層的な見守り支え合いの体制づくりに取り組みます。

また見守り活動では、高齢者に限らず、多様な福祉課題・生活課題を抱えた人も対象としてとらえ、活動を推進します。

そのために、地区社協や自治会福祉部など地域福祉を進める組織の整備や体制強化に取り組みます。

活動の推進には、認知症高齢者対応や災害時の備えなど、誰にとっても身近で関心の高い視点を取り入れ、地域住民の関心と理解を広げます。

#### 行動指針 1

#### 小地域福祉活動を進めるための「仕組み」づくりに取り組みます。

##### 推進項目① 多様な主体に参画を得ながら、工夫と広がりを持った見守りネットワーク構築の推進

- ・小地域における見守りネットワークを構築します。
- ・地域住民や福祉・医療関係者だけでなく、生活関連事業者など様々な組織や団体とつながり協力してもらいます。
- ・見守りの対象者を高齢者に限定せずにより幅広く捉えていきます。
- ・「認知症高齢者の徘徊」や「災害時の備え」など、誰にとっても身近で関心の高い視点を取り入れながら地域住民の関心と理解を高めていきます。

##### 推進項目② 身近な地域での有償助け合いサービスの組織化及び運営支援

- ・市町域だけではなく、小地域を活動範囲とするサービスを増やします。
- ・様々なまちづくりに関連する団体等を母体とするサービスを増やします。
- ・サービスのコーディネートを含めた運用を地域住民等に担ってもらい仕組みを検討します。

##### 推進項目③ コミュニティソーシャルワーカー等小地域で地域福祉を推進する専門職の配置

- ・生活支援コーディネーターが市町の各圏域に設置されるよう働きかけます。
- ・生活支援コーディネーターや生活困窮者自立支援事業相談員等の活動が進むよう支援や協力を行います。

##### 推進項目④ 地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画策定の推進

- ・地域福祉支援計画と一体的に地域福祉活動計画の策定を進めます。
- ・小地域福祉活動の策定を進めるための支援や協力を行います。

**推進項目⑤ 災害ボランティアセンター運営支援体制の整備**

- ・災害ボランティアセンターの運営が様々な業種団体から協力を得られるよう体制の整備を進めます。
- ・災害ボランティアセンターの運営に関わる人材を養成します。
- ・平時から行政や関係機関、地域住民と災害時発生時における役割分担を確認するなど、災害発生に備えます。

**推進項目⑥ 災害時の社会福祉法人・福祉施設による福祉支援の体制整備**

- ・社会福祉法人・福祉施設等における災害発生時の福祉支援ネットワーク体制を整備します。
- ・社会福祉法人・福祉施設等におけるリスクマネジメントを進めます。

**▼ 生活支援コーディネーターとは**

生活支援コーディネーターは、平成27年4月の介護保険制度改正に伴い新たに創設された専門職です。

生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たしていきます。



**【数値目標】**

| 指 標                        | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|----------------------------|----------|-----|----------|-----|
| 重層的な見守り体制を整備した市町           | 8市町      | H25 | 全市町      | H29 |
| 住民参加型在宅福祉サービスがある市町         | 11市町     | H26 | 全市町      | H31 |
| 地域福祉計画策定市町において、地域福祉活動計画を策定 | 10/16市町  | H26 | 16/16市町  | H31 |
| 小地域福祉活動計画を1地区以上で策定         | 7/13市    | H26 | 13/13市   | H31 |
| 生活支援コーディネーターの配置            | —        |     | 26人      | H29 |
| 災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者    | —        |     | 200人     | H31 |

## 行動指針 2

地域福祉活動に参加してもらう「機会」「きっかけ」「場」づくりに取り組みます。

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>推進項目⑦</b>  | <b>勤労者がボランティア活動に取り組みやすい環境の整備</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域及び市町域において商工労働関係団体、企業等への啓発活動に取り組みます。</li> <li>・ 労働組合等勤労者の所属する団体と連携し、啓発活動に取り組みます。</li> </ul> |                                  |
| <b>推進項目⑧</b>  | <b>中高年サラリーマンの地域デビューの促進</b>       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業等の退職前の社員等の社会参加活動を進めるための仕組みづくりを行います。</li> </ul>   |                                  |

### 【数値目標】

| 指 標                      | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|--------------------------|----------|-----|----------|-----|
| ふれあい・いきいきサロン数            | 1,661箇所  | H26 | 1,820箇所  | H31 |
| 市町社協・ボランティアセンター登録ボランティア数 | 46,585人  | H26 | 60,500人  | H31 |
| 老人クラブ会員数                 | 61,194人  | H26 | 71,000人  | H31 |

## 行動指針 3

小地域福祉活動を進めるための「組織」づくりに取り組みます。

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| <b>推進項目⑨</b>  | <b>小地域福祉活動を進めるための組織化及び体制強化</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町のまちづくりの方策を踏まえて、地域の実情に応じた地区社協等の拠点の整備を進めます。</li> <li>・ 地区社協にコーディネーターを配置するなど、人員体制の強化に取り組みます。</li> <li>・ 県域・市町域において、自治会連合会等と協力して自治会福祉部の設置を進めます。</li> </ul> |                                |
| <b>推進項目⑩</b>  | <b>社会福祉安定資金の効果的な運用【再掲】</b>     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時代のニーズに適した制度となるよう、資金のあり方の見直しを行います。</li> <li>・ 総合・循環型地域福祉サービス等の地域の拠点整備のための活用方法について検討を行います。</li> </ul>   |                                |

### 【数値目標】

| 指 標              | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|------------------|----------|-----|----------|-----|
| 地区社協のコーディネーターの配置 | 12.2%    | H24 | 25.0%    | H31 |
| 自治会福祉部数          | 566箇所    | H26 | 790箇所    | H31 |

## 基本目標2 福祉を担う「人」づくりを進めます。

### 《重点的に推進する方向性》

私たちは、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取り組みを行います。

地域には様々な福祉課題・生活課題を抱えた人がいますが、そうした人もみな地域で暮らす、尊重されるべき地域社会の一員として認められ、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりを進めます。

地域福祉の領域や役割が広がっていますが、住民参加と地域の様々な関係者との連携・協働を進めて行くことのできるコミュニティソーシャルワーカー等の専門職を増やしていくことに取り組みます。

生活困窮者への支援など、自立と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題に寄り添いながら解決していく、社会福祉士等の福祉専門職の資質の向上に取り組みます。

とりわけ超高齢社会を支える、介護職等の人材確保に取り組みます。そのために福祉や介護の仕事の深さや楽しさ、広さを理解し、誇りとやりがいを発信していくことに取り組みます。

### 行動指針4

#### 専門性の高い人材の確保・育成・定着に取り組みます。

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| <b>推進項目⑩</b>  | <b>オール福祉による福祉人材確保・育成・定着の推進</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人・福祉施設を代表する団体、福祉・医療専門職協議会、行政の福祉・労働関係部局、福祉人材を養成する学校等を組織化し、方向性を協議、決定し、人材確保・育成・定着のための事業を進めていきます。</li> <li>・福祉職場で働く専門職の資質向上に取り組みます。</li> </ul> |                                |
| <b>推進項目⑪</b>  | <b>若い人たちへの福祉の仕事の魅力発信</b>       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童期から福祉の仕事の現場を体験してもらう機会を増やします。</li> <li>・生徒や学生、教員に向けて福祉の仕事のやりがいや楽しさを発信していきます。</li> </ul>  |                                |

#### 【数値目標】

| 指 標              | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|------------------|----------|-----|----------|-----|
| 県福祉人材センターの紹介就職者数 | 136人     | H25 | 222人     | H29 |
| 介護支援専門員登録者数（累計）  | 8,137人   | H25 | 9,200人   | H29 |
| 第三者評価事業受審事業所数    | 209事業所   | H26 | 260事業所   | H31 |

## 行動指針 5

地域福祉活動の担い手の養成・支援に取り組みます。

### 推進項目⑫ コミュニティソーシャルワーカーの養成及び技術習得のための支援体制の構築

- ・コミュニティソーシャルワーカーに必要な知識・技術を身につけてもらうためのプログラムを作り、それに基づき人材の養成を行います。
- ・福祉活動専門員のOBなど、コミュニティソーシャルワーカーとしての知識と経験を持った退職者等を組織化し、現任者の支援等を行います。

### 【数値目標】

| 指 標                            | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|--------------------------------|----------|-----|----------|-----|
|                                |          |     |          |     |
| 福祉員数                           | 8,467人   | H26 | 8,630人   | H31 |
| コミュニティソーシャルワーカー研修<br>(仮称) 修了者数 | —        |     | 50人      | H31 |

## 基本目標3 地域福祉を進めるための「環境」を整えます。

### 《重点的に推進する方向性》

私たちは、新たな福祉課題・生活課題に取り組みます。またそのために、地域の様々な主体とつながり、協議を行います。

地域における様々な変化から、新たな福祉課題・生活課題が顕在化してきています。一方、制度や施策の動向においても広く地域福祉活動のすそ野は広がり、新たな福祉課題・生活課題への取組に期待が高まっています。

そこで、地域福祉の推進役である社協は、新たな福祉課題・生活課題への取組を使命としてその解決にあたります。

また、社会福祉法人は、これまで培った経験を生かして、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していきます。

さらに、企業利益だけを追求するのではなく、社会貢献活動を企業活動の一部として重視する企業も増えてきており、福祉分野における活動展開が期待されています。

住民自身も、より多様で重層的な互助の仕組みづくりに取り組みます。

社協は、地域の新たな福祉課題・生活課題を把握する役割と解決に向けた仕組みづくりを身上とし、地域の様々な組織や団体、企業や地域住民等を結び付け、ともに解決のためのサービスの開発や仕組みづくりに中心的な役割を果たします。

新たなサービスの開発や仕組みづくりにあたっては、地域福祉活動のための自主財源である共同募金等を活用し、併せて広く住民にPRし、より多くの募金が集まるよう工夫を行っていきます。

高齢者、障がい者、児童など、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制や新たなサービス開発等に結び付けます。

福祉・医療だけでなく、地域の様々な組織や団体等と連携しつながり、福祉以外の視点からも地域住民の福祉課題・生活課題の解決に取り組みます。

### 行動指針6

#### 新たな福祉課題・生活課題に多様な組織・団体と共に取り組みます。

##### 推進項目⑬ 地域における総合相談支援体制の構築

・地域の様々な相談窓口等に寄せられる相談が、個別に解決に向けて対応されることに加え、全体として集約、分析され、必要な社会資源の開発が進められるなどの、総合相談支援体制の確立に取り組めます。

##### 推進項目⑭ 複合的な課題を抱える人等の課題解決を検討するための場づくり

・県域及び市町域において、制度や分野に寄らず、複合的な課題を抱える人や既存の制度やサービスでは支援がかなわない人などの支援について協議を行うための場をつくります。

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <b>推進項目⑮</b>  | <b>様々な福祉課題・生活課題を検討するための協議体づくり</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域及び市町域において、様々な福祉課題・生活課題を検討し解決に向けた取り組みを協議する場をつくります。</li> </ul>                                       |                                   |
| <b>推進項目⑯</b>  | <b>社会福祉安定資金の効果的な運用</b>            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時代のニーズに適した制度となるよう、資金のあり方の見直しを行います。</li> <li>・ 総合・循環型地域福祉サービス等の地域の拠点整備のための活用方法について検討を行います。</li> </ul> |                                   |
| <b>推進項目⑰</b>  | <b>社会福祉法人による地域貢献活動の推進</b>         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人の今日的な意義として、地域貢献活動の取組に期待が高まっており、県域及び市町域において、社協と社会福祉法人が協働し、地域の福祉ニーズに対応するための取組を実施します。</li> </ul>  |                                   |
| <b>推進項目⑱</b>  | <b>企業等の福祉的な社会貢献活動の推進</b>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域及び市町域において、社協と企業等が協働し、新たな社会貢献活動に取り組みます。</li> </ul>  |                                   |
| <b>推進項目⑲</b>  | <b>身元引受人や保証人がいない人に対する支援体制の構築</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身元引受人や保証人がいない人の困りごとの解決に取り組みます。</li> <li>・ 身元引受人や保証人の代替えとなる仕組みについて検討し、普及を行います。</li> </ul>             |                                   |
| <b>推進項目⑳</b>  | <b>成年後見制度の利用促進</b>                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 市町において、市町申立て件数が増えるよう取り組みます。</li> </ul>                                |                                   |

### 【数値目標】

| 指 標              | 現状（基準年度） |     | 目標（目標年度） |     |
|------------------|----------|-----|----------|-----|
| 地域協議会の設置         | -        |     | 全市町      | H29 |
| 企業等社会貢献活動ネットワーク数 | 126事業所   | H26 | 134事業所   | H31 |
| 成年後見制度による申立件数    | 453件     | H25 | 543件     | H29 |

#### ▼ 社会福祉法人の地域公益活動と「地域協議会」

平成27年2月12日に厚生労働省の社会保障審議会福祉部会から、社会福祉法人制度改革について、「社会保障審議会福祉部会報告書」が取りまとめられました。

その中で、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう「地域協議会」を開催することが適当であるとされています。

「地域協議会」の機能としては、①社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握、②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等、③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認などが考えられるとされており、「地域協議会」が社会福祉法人による地域福祉活動の推進の基盤となると記されています。

## 行動指針 7

地域福祉の理解を進めるための県民意識の醸成に取り組みます。

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>推進項目⑳</b>  | <b>地域福祉活動等の広報活動の強化</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動は、地域で暮らす誰にも関わりがあることであり、理解し参加してもらえるよう多様な媒体を活用して、広く県民に情報発信を行っていきます。</li> <li>・地域に暮らす誰もが排除されず、地域社会の一員として尊重される意識の醸成に取り組みます。</li> <li>・「じぶんのまちを良くするしくみ」としての赤い羽根共同募金運動の推進を通じて地域貢献に対する理解と関心を高めます。</li> </ul> |                        |

|   |                              |
|---|------------------------------|
| <b>推進項目㉑</b>  | <b>地域福祉に関する情報発信及び提言活動の推進</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の地域貢献活動等の取組を発信していきます。</li> <li>・地域福祉に関する調査研究に取組み、その結果や提言を積極的に発信していきます。</li> <li>・県内の様々な地域福祉活動等について、動画の活用など、普及効果を高めて発信していきます。</li> </ul> |                              |

### 【数値目標】

| 指 標                                | 現状（基準年度）  |     | 目標（目標年度） |     |
|------------------------------------|-----------|-----|----------|-----|
|                                    |           |     |          |     |
| 「赤い羽根共同募金」の募金額                     | 375,768千円 | H25 | 目標額の達成   | H31 |
| 市町社会福祉協議会の認知度<br>（「名前も活動もよく知っている」） | 22.8%     | H25 | 27.0%    | H30 |
| 認知症サポーター養成数                        | 64,816人   | H25 | 10,500人  | H29 |

# VI

## 「福祉の輪づくり運動」 推進関係 概略年表 (昭和61年度～平成26年度)



# VI 「福祉の輪づくり運動」推進関係 概略年表

| 年度                                  | 山口県社協の取り組み   | 全国レベルの主な動き   | 山口県の主な動き                               |
|-------------------------------------|--|--|--|
| 昭和61<br>(86)<br>年度                  | 《「福祉の輪づくり運動」開始》<br>福祉の輪づくり運動モデル事業地区育成事業<br>(3年指定 毎年11か所指定 ～平成2年度)<br>在宅福祉サービス推進運動  | 長寿社会対策大綱について閣議決定<br>老人保健法等を一部改正する法律公布<br>(老人保健施設創設等)<br>全民児協「21世紀に向けての民生委員児童委員活動強化方策」策定  | 社会福祉の当面する課題と基本的方向<br>(第四次社会福祉基本計画補完計画) |
| 昭和62<br>(87)<br>年度                  | 山口県シルバー相談センター開設<br>高齢者無料職業紹介所  | 社会福祉士及び介護福祉士法公布<br>精神保健法公布   | 第四次県政振興の長期展望<br>第五次社会福祉基本計画<br>医療計画    |
| 昭和63<br>(88)<br>年度                  | 「福祉の輪づくり運動推進県域計画」策定  | 第1回全国健康福祉祭(ねんりんピック)ひょうご大会開催  | 高齢者対策大綱                                |
| 昭和64<br>(89)<br>年<br>／<br>平成元<br>年度 | ポラントピアフォローアップ事業(2年指定)<br>社会福祉施設機能地域開放推進運動(地域サービス運動)開始<br>・社会福祉施設地域サービス運動本部設置<br>・地域開放モデル施設助成事業<br>「社会福祉施設機能の地域開放の手引書」作成<br>住民参加型在宅福祉サービスモデル指定事業<br>・「有償相互援助サービス活動手引書」作成<br>県社会福祉事務所単位に「福祉の輪づくり運動地区推進室」設置<br>「指導講師団設置要綱」策定、講師への経費助成(～平成9年度) | 厚生労働省「手話通訳士制度」創設<br>国連総会「児童の権利に関する条約」採択<br>(合計特殊出生率が過去最低の1.57となる)<br>高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)策定(厚生省・大蔵省・自治省の3省で決定)  | 高齢者対策推進本部の設置                           |
| 平成2<br>(90)<br>年度                   | 介護器材の幹旋システム(介護用品の展示紹介等)開始<br>「在宅介護者の集い」(リフレッシュ事業)開催(県内4ブロック)   | 老人福祉法等の一部を改正する法律(福祉関係8法改正)公布<br>世帯更生資金貸付制度を「生活福祉資金貸付制度」と改称   | 生涯健康プラン                                |
| 平成3<br>(91)<br>年度                   | 社会福祉施設機能地域開放推進運動(地域サービス運動)<br>・「市町村社協、福祉施設連携モデル要綱」策定<br>福祉の輪づくり運動レベルアップ事業開始(～平成7年度)  | 「ふれあいのまちづくり事業」開始<br>老人保健法改正(老人訪問看護制度創設)<br>全社協「地域福祉活動計画策定の手引き」策定   | 保健医療計画(第二次)                            |
| 平成4<br>(92)<br>年度                   | 「ふれあいのネットワークづくり運動」(「しあわせを高める運動」から改称)開始<br>山口県福祉人材センター開設<br>・山口県福祉人材センターあい・わーく大学 で「地域福祉講座」開講(～平成12年度)<br>・「介護技術者養成講座」開講   | 全社協「新・社会福祉協議会基本要項」策定<br>「第1回全国ボランティアフェスティバル」開催(兵庫県)<br>「国連・障害者の十年」列島横断キャラバン、「市町村網の目キャラバン」がスタート(「国連・障害者の十年」最終年記念国民会議)<br>「第1回全国精神薄弱者スポーツ大会(ゆうあいピック)」開催(東京都)   | 社会福祉の当面する課題と基本的方向<br>(第五次社会福祉基本計画補完計画) |
| 平成5<br>(93)<br>年度                   | 「市町村地域福祉活動計画策定参考指針」作成  | 全社協「ボランティア活動推進7カ年プラン構想」策定<br>全社協「ふれあいネットワークプラン21」基本構想策定<br>障害者基本法改正・施行(心身障害者対策基本法の全面改正。知的障害者を対象に加え、12月9日を「障害者の日」とする)<br>主任児童委員設置(1万3713人任命)<br>全社協「法人社協モデル定款」作成<br>厚生省・高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」まとまる |  |

VI 「福祉の輪づくり運動」  
推進関係概略年表

| 年度             | 山口県社協の取り組み  | 全国レベルの主な動き  | 山口県の主な動き  |
|----------------|---|---|---|
| 平成6<br>(94)年度  | 「福祉ネットワーク拡充事業」開始(～平成9年度)<br>「在宅介護者ネットワーク支援事業」開始(～平成10年度)<br>「ボランティア養成等事業」開始(～平成15年度)  | 全社協「第1回社会福祉協議会活動全国会議」開催(東京都)<br>全社協「事業型社協推進の指針」策定<br>「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定(厚生・文部・労働・建設四大臣合意)<br>「高齢者保健福祉10カ年戦略見直しについて(新ゴールドプラン)」策定(厚生・自治・大蔵大臣合意)  | 社会福祉基本構想<br>高齢者保健福祉計画<br>児童環境づくり行動計画<br>障害者福祉長期ビジョン<br>福祉マンパワー対策指針                  |
| 平成7<br>(95)年度  | 「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画(第一次ネットワークプランやまぐち)」策定   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律公布<br>中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会小委員会「地域福祉の展開に向けて」報告<br>「障害者プラン～ノーモライゼーション7カ年戦略～」決定(総理府障害者対策推進本部)<br>らい予防法廃止  |   |
| 平成8<br>(96)年度  | 「災害弱者支援システム整備事業」開始  | 「高齢社会対策大綱」閣議決定<br>全社協「新ふれあいのネットワークプラン21」基本構想策定  | 保健医療計画(第三次)   |
| 平成9<br>(97)年度  | 社会福祉施設地域密着事業開始(施設、社協指定 ～平成11年度)<br>要援護者の財産管理サービス事業研究委員会の設置<br>「第6回全国ボランティアフェスティバルやまぐち」の開催   | 児童福祉法等の一部を改正する法律公布(保育所は措置から利用申請方式へ。母子寮は「母子生活支援施設」に、養護施設及び虚弱児施設は「児童養護施設」に、教護院は「児童自立支援施設」となる。また、新たに「児童家庭支援センター」の設置を規定。<br>教職員免許法の特例法公布(小中学校教員志望学生に介護等の体験を義務付け)<br>精神保健福祉士法公布<br>介護保険法成立<br>特定非営利活動促進法(NPO法)公布 | 福祉のまちづくり条例<br>総合保健会館の開館<br>保健所と社会福祉事業所を健康福祉センターとして再編                                |
| 平成10<br>(98)年度 | 「広域サービス供給システム研究事業」開始<br>「自治会福祉部モデル設置事業」開始   | 中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」を公表<br>精神薄弱者の用語整理のための関係法律の一部を改正する法律公布(法律の「精神薄弱」の用語を「知的障害」に改める)<br>「第1回介護支援専門員実務研修受講試験」実施   | 「やまぐち未来デザイン21」<br>医薬分業計画<br>山口県健康福祉財団の設立<br>「やまぐち障害者いきいきプラン」<br>山口県介護保険関係団体連絡協議会の設立 |
| 平成11<br>(99)年度 | 「事業型社協」推進要領の作成<br>福祉総合相談支援センター開設(シルバー相談センター改組)<br>地域福祉権利擁護センター開設  | (「平成の大合併」スタート)<br>地域福祉権利擁護事業(現日常生活自立支援事業)開始<br>「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について(新エンゼルプラン)」策定(6大臣合意)<br>成年後見制度改正<br>「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定<br>厚生省が社会福祉法人会計基準制定  |   |
| 平成12<br>(00)年度 | 「第2次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画(ネットワークプランやまぐち)」策定<br>「山口県ボランティアセンター発展強化計画」策定<br>福祉サービス利用援助事業等「運営適正化委員会」設置<br>「自治会福祉部設置推進マニュアル」作成            | 介護保険制度施行<br>改正成年後見制度施行<br>児童虐待の防止等に関する法律公布<br>社会福祉の増進のための社会福祉事業等の一部を改正する等の法律(社会福祉法他)公布・施行<br>中央省庁再編に伴い「厚生労働省」発足   | 山口県健康福祉基本構想<br>第二次高齢者保健福祉計画<br>健康やまぐち計画   |
| 平成13<br>(01)年度 | 「ふれあいネットワーク推進事業」開始<br>・推進リーダー実践活動推進事業(～平成15年度)<br>・元気サポーター活用事業<br>「地域福祉情報ネットワークシステム構築事業」実施<br>「生涯現役情報センター」開設<br>「勤労者マルチライフ支援事業」実施 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律公布<br>配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)公布<br>全社協「ふれあい・子育てサロン」モデル事業実施<br>全社協「第2次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展指針」策定<br>児童福祉法改正(保育士国家資格化、主任児童委員が法的に明文化)<br>生活福祉資金貸付制度「離職者支援資金」新設  | 新障害者プラン策定<br>バリアフリー推進の街モデル事業<br>やまぐち子どもきさらプラン21                                     |

| 年度         | 山口県社協の取り組み  | 全国レベルの主な動き  | 山口県の主な動き  |
|------------|---|---|---|
| 平成14(02)年度 | 「地域福祉活動実践事例データベース」公開<br>「高齢者夜間安心電話」開設<br>「福祉員設置要領」改定  | 全社協「市町村社会福祉協議会の法人合併の手引き」発行<br>全社協「地域福祉計画・支援計画の考え方と実際」作成<br>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法公布<br>「新障害者基本計画」閣議決定<br>「障害者施策推進本部」重点施策実施5カ年計画(新障害者プラン)策定<br>長期生活支援資金貸付制度創設<br>全社協「市区町村社協経営指針」策定  | 市町村地域福祉計画策定が19回<br>第三次高齢者保健福祉計画<br>障害者等地域協働モデル事業<br>健やか親子やまぐち21                   |
| 平成15(03)年度 | 「地域福祉広域連携事業」実施<br>「山口県法人成年後見支援センター」開設<br>「社会福祉協議会活動全国会議」の開催   | 「支援費制度」施行<br>高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」発表<br>全社協「地域福祉活動計画策定指針-地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画-」策定<br>全社協「地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定方針について」策定  | やまぐち高齢者プラン<br>やまぐち障害者いきいきプラン  |
| 平成16(04)年度 | 「第3次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画(ネットワークプランやまぐち)」策定<br>「第二次山口県ボランティアセンター発展強化計画」策定<br>「セーフティネット強化事業」モデル指定(～平成18年度)<br>「総合・循環型福祉サービス推進モデル事業」(～平成19年度)   | 全社協地域福祉推進委員会「市町村社協合併に関する基本的考え方」作成<br>「少子化社会対策大綱」閣議決定<br>全社協「都道府県・指定都市社協の活性化に関する検討委員会報告」とりまとめ(新潟県中越地震(M6.8)発生)<br>社会保障審議会福祉部会意見書「社会福祉法人制度の見直しについて」発表<br>少子化社会対策会議「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」策定<br>発達障害者支援法公布<br>全社協「『地域福祉型福祉サービス』のすすめ」発行   | 山口県地域福祉支援計画(第一次計画)策定<br>「やまぐち子どもきららプラン21」(前期計画)策定<br>総合・循環型福祉サービス推進モデル事業(～平成19年度) |
| 平成17(05)年度 | 「ネットワークプランやまぐち推進支援事業」実施<br>「小地域福祉活動体制構築フォローアップ事業」実施<br>「地区社協のあり方検討委員会」(～平成18年度)   | 介護保険法改正(介護予防重視、地域包括支援センター設置等)<br>障害者の雇用促進等に関する法律改正<br>全社協「市区町村社協・発展強化計画策定の手引き」作成<br>障害者自立支援法公布<br>高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)公布<br>全社協「『地域総合相談・生活支援システム』の構築に向けて-市区町村社会福祉協議会への提案」策定<br>(日本の人口が調査以来初めて減少)   | やまぐち住み良さ指標策定  |
| 平成18(06)年度 | 「小地域福祉活動担当員」設置研究<br>「社会福祉協議会活動評価研究事業」実施(～平成19年度)<br>「災害時要援護者見守りネットワーク推進事業」実施  | 全民児連「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を開始<br>自殺対策基本法公布<br>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園設置法)公布<br>社会福祉法人経営研究会「社会福祉法人経営の現状と課題-新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業-」発表<br>全社協「地域の福祉力の向上に関する調査研究報告書」発行   | 災害ボランティアセンター強化支援事業(～平成20年度)<br>災害時要援護者見守りネットワーク推進事業                               |
| 平成19(07)年度 | 地区社協「企画開発会議」推進事業」推進モデル地区指定(～平成21年度)<br>「地区社協活動発展強化事業」実施<br>「これから求められる施設の役割検討会」設置(～平成20年度)<br>「住民参加による地域拠点を活用した福祉活動の手法に関する調査研究事業」(～平成20年度)<br>「地域総合相談・生活支援システム調査研究事業」(～平成20年度)<br>「日本地域福祉学会21回大会 in 山口」開催<br>「社会福祉協議会活動評価研究事業」実施(～平成19年度)<br>・地域福祉推進委員会に「社協評価部会」設置 | 「自殺総合対策大綱」閣議決定(新潟中越沖地震(M6.8)発生)<br>厚労省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(改正人材確保指針)」告示<br>「国連障害者の権利条約」に日本署名<br>全社協「小地域福祉活動の推進に関する検討委員会報告書」発行<br>障害者施策推進本部「重点施策実施5カ年計画」策定<br>厚労省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」まとめる<br>厚労省「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロをめざして)報告書」まとめる<br>全社協「社会福祉協議会第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」決定 | 「子育て文化創造条例」制定   |

| 年度         | 山口県社協の取り組み   | 全国レベルの主な動き   | 山口県の主な動き  |
|------------|--|--|---|
| 平成20(08)年度 | 地域の福祉力育成事業(～平成21年度)<br>・「地域の福祉力の向上に関する調査研究委員会」設置<br>地域福祉活性化システム研究委員会の設置(～平成21年度)   | 「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)」スタート<br>「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」公布・施行<br>中央共募企画・推進委員会答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」発表  | 「やまぐち障害者いきいきプラン(障害者計画)」策定                             |
| 平成21(09)年度 | 「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画(第4次ネットワークプランやまぐち)」策定<br>「地域福祉活性化事業」実施(～平成21年度)<br>・「地域福祉の活性化を進めるヒント-地域福祉活性化システム研究委員会報告書」作成<br>「地域の福祉力に関する調査研究事業」実施<br>・「県民福祉意識調査」実施<br>・「山口県の地域の力と地域の福祉力向上に向けた提案(福祉に関する県民意識調査報告書)」作成<br>「地域生活定着促進事業」受託<br>・「山口県地域生活定着支援センター」設置 | 障害者の雇用に関する法律(障害者雇用促進法)改正(同日施行)<br>全社協「小地域福祉活動を活性化する取組の提案(小地域福祉活動活性化アクションプラン)」発表<br>「安心生活創造事業」創設(国庫補助3カ年事業)<br>「地域生活定着促進事業」創設(国庫補助)<br>生活福祉資金貸付制度の見直し(総合支援資金の創設等)<br>内閣「障害者制度改革推進本部」設置<br>「子ども・子育てビジョン」閣議決定 | 「山口県地域福祉支援計画(第二次計画)」の策定<br>「やまぐち子どもぎららプラン21」(後期計画)策定  |
| 平成22(10)年度 | 「地域福祉力強化推進事業」の実施<br>・「地区社協コーディネーター・事務局員研修会」開催<br>・「住民と住民をつなぐマップづくり講座開き方研修会」開催<br>・「マップづくりフォローアップ研修会」開催<br>「地域福祉活動における個人情報取扱いに関する検討部会」設置<br>・「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」実施<br>・「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」作成                                  | 「新しい公共」宣言<br>改正障害者雇用促進法施行<br>「高齢者所在不明問題」発覚。地域住民等による見守り活動が注目される。<br>「全社協 福祉ビジョン2011～共に生きる豊かな福祉社会をめざして～」発表   |   |
| 平成23(11)年度 | 「見守り対象者等ネットワーク管理システム開発事業」実施<br>「見守りネットワークの核となる人材の確保・養成事業」実施(～平成24年度)<br>・「見守り活動検討会」設置<br>・「要支援者等ネット管理ソフト開発支援検討」設置<br>「市町社協巡回訪問」開始(～現在)   | 「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」設置<br>政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税一体改革成案」決定<br>改正障害者基本法成立<br>社会福祉法人アクションプラン2015  | 「第四次やまぐち高齢者プラン」策定                                     |
| 平成24(12)年度 | 地域福祉推進委員会に「地域福祉課題提言部会」設置(～現在)<br>「地区社協単位(地区社協等)の地域福祉実践組織の実態調査研究事業」実施   | 社会保障制度改革推進法施行<br>改正介護保険法施行<br>障害者基本計画策定<br>障害者虐待防止法施行<br>子ども・子育て関連3法成立<br>認知症施策推進5ヵ年計画(オレンジプラン)公表  | 「やまぐち障害者いきいきプラン(障害者計画)」策定                             |
| 平成25(13)年度 | 「地域見守り・支え合い体制強化事業」モデル指定(1年指定 毎年8か所指定～平成26年度)<br>「県民福祉意識等に関する調査研究事業」実施  | 障害者総合支援法施行<br>優先調達推進法施行<br>障害者雇用促進法改正成立<br>子どもの貧困対策推進法成立<br>改正生活保護法の成立<br>「生活困窮者自立促進支援モデル事業」開始<br>生活困窮者自立支援法成立<br>社会保障改革プログラム法成立   | 「第三次山口県地域福祉支援計画」策定                                    |
| 平成26(14)年度 | 共同募金会全国テーマに基づく「小地域福祉活動強化事業」モデル指定(最長3年間指定 ～平成30年度予定)<br>第5次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」策定<br>「地域貢献推進検討会」設置  | 地域医療・介護総合推進法成立<br>子どもの貧困対策に関する大綱<br>認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)決定<br>社会保障審議会福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」とりまとめ<br>社会保障審議会福祉部会「2015年に向けた介護人材の確保」とりまとめ  | 「第5次やまぐち高齢者プラン」策定<br>「山口県障害福祉サービス実施計画(障害福祉計画(第4期))」策定 |

# VII

## 計畫策定經過等



# VII 計画策定経過等

## 1 会議等による検討の経過

| 月  | 日    | 曜日 | 内 容   |
|----|------|----|---|
| 5  | 26   | 月  | ○局内プロジェクト会議（第1回）の開催<br>・平成25年度総括評価の様式、方法を説明、検討<br>・「計画を学ぶ勉強会」実施案について説明、検討   |
| 6  | 16   | 月  | ○局内プロジェクト会議（第2回）の開催<br>・第5次計画策定の進め方や構成等の案を説明、検討<br>・「計画を学ぶ勉強会」実施案について検討     |
|    | 24   | 火  | ○局内プロジェクト会議（第3回）の開催<br>・平成25年度総括評価の実施（グループワーク）                              |
| 7  | 4    | 金  | ○局内プロジェクト会議（第4回）の開催<br>・第5次計画策定の進め方や構成等の確認<br>・「計画を学ぶ勉強会」打ち合わせ（資料作成依頼、役割分担） |
|    | 22   | 火  | ◎地域福祉推進委員会（第1回）開催<br>・第4次計画の進行管理について<br>・第5次計画の策定について                       |
| 8  | 5    | 火  | ◆「県域活動計画を学ぶ勉強会」の開催  |
| 9  | 2    | 火  | ○局内プロジェクト会議（第5回）の開催<br>・「計画を学ぶ勉強会」実施報告<br>・地域課題の共有と整理及び事業検討の進め方について         |
| 11 | 5    | 水  | ○局内プロジェクト会議（第6回）の開催<br>・基本目標、行動指針について<br>・「私たちがめざす地域福祉の姿」について               |
|    | 18   | 火  | ◎地域福祉推進委員会（第2回）開催<br>・第5次計画について   |
|    | 27   | 木  | ○局内プロジェクト会議（第7回）の開催<br>・「基本理念」の考え方について<br>・「推進体制」について<br>・県社協の年次別事業推進計画について |
| 12 | 16   | 火  | ○局内プロジェクト会議（第8回）の開催<br>・「推進体制」の内容について                                       |
| 1  | 15   | 木  | ○局内プロジェクト会議（第9回）の開催<br>・「基本目標」「行動指針」に基づく事業体系について<br>・第5次計画（素案）について          |
| 2  | 6~20 |    | ◆パブリックコメント（素案）  |
|    | 27   | 金  | ○局内プロジェクト会議（第10回）の開催<br>・第5次計画（素案）に対する意見募集結果について<br>・第5次計画（案）について           |
| 3  | 13   | 金  | ◎地域福祉推進委員会（第3回）開催<br>・第5次計画（最終案）について、                                       |

## 2 地域福祉推進委員会委員ヒアリング

| 月  | 日  | 曜日 | ヒアリング先                                |
|----|----|----|---------------------------------------|
| 9  | 26 | 金  | 安達委員 やまぐち県民ネット21 理事                   |
|    | 26 | 金  | 石原委員 山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター委員長       |
|    | 29 | 月  | 永尾委員 山口県自治会連合会 会長                     |
|    | 29 | 月  | 上野委員 山口商工会議所 専務理事                     |
|    | 30 | 火  | 今村委員 山口県医師会 常任理事                      |
| 10 | 2  | 木  | 大塚委員 山口県労働者福祉協議会 専務理事                 |
|    | 23 | 木  | 有馬委員 周南市社会福祉協議会 事務局長                  |
|    | 27 | 月  | 羽根委員 美祢市社会福祉協議会 地域福祉係長                |
|    | 27 | 月  | 山村委員 下関市社会福祉協議会 事務局次長                 |
| 12 | 11 | 木  | 辻中委員 山口県社会福祉法人経営者協議会 山口県社会福祉法人経営青年会会長 |
|    | 18 | 木  | 西川委員 山口県老人クラブ連合会 会長                   |
|    | 24 | 水  | 野々村委員 山口県民生委員児童委員協議会 副会長              |
|    | 24 | 水  | 吉島委員 梅光学院大学こども学部 准教授                  |
| 2  | 3  | 火  | 藤田委員 山口県共同募金会 常務理事                    |
|    | 27 | 金  | 高野委員長 九州大学大学院人間環境学研究院 教授              |
| 3  | 3  | 水  | 草平委員 山口県立大学社会福祉学部 学部長                 |

## 3 地域福祉推進委員会 委員名簿

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

| 所 属 名            | 役 職 名  | 氏 名  |
|------------------|--------|------|
| ◎九州大学大学院人間環境学研究院 | 教授     | 高野和良 |
| ○やまぐち県民ネット21     | 理事     | 安達智  |
| 下関市社会福祉協議会       | 事務局次長  | 山村敏史 |
| 美祢市社会福祉協議会       | 地域福祉係長 | 羽根一孝 |
| 周南市社会福祉協議会       | 事務局長   | 有馬俊雅 |
| 山口県立大学社会福祉学部     | 学部長    | 草平武志 |
| 梅光学院大学こども学部      | 准教授    | 吉島豊録 |
| 山口県自治会連合会        | 会長     | 永尾遜  |
| 山口商工会議所          | 専務理事   | 上野省一 |
| 山口県労働者福祉協議会      | 専務理事   | 大塚健二 |

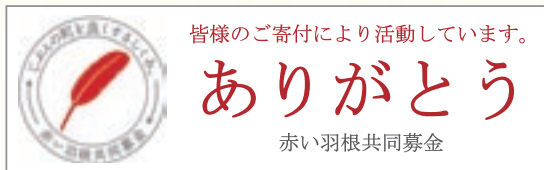
| 所 属 名           | 役 職 名              | 氏 名     |
|-----------------|--------------------|---------|
| 山口県弁護士会         | 高齢者・障害者権利擁護センター委員長 | 石 原 詠美子 |
| 山口県医師会          | 常任理事               | 今 村 孝 子 |
| 山口県社会福祉法人経営者協議会 | 山口県社会福祉法人経営青年会会長   | 辻 中 浩 司 |
| 山口県民生委員児童委員協議会  | 副会長                | 野々村 壽 代 |
| 山口県老人クラブ連合会     | 会長                 | 西 川 三代子 |
| 山口県共同募金会        | 常務理事兼事務局長          | 藤 田 惠一郎 |
| 山口県健康福祉部厚政課     | 主幹                 | 今 津 晴 夫 |
| 山口県教育庁義務教育課     | 指導主事               | 林 隆 之   |

◎は委員長、○は副委員長

#### 4 平成26年度「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」計画策定及び進行管理局内プロジェクト会議 委員名簿

| 所 属              | 職 名         | 氏 名     |
|------------------|-------------|---------|
|                  | 事務局長兼地域福祉部長 | 澤 村 有利生 |
| 総務班              | 主任主事        | 村 田 真 帆 |
| 福祉振興班            | 主任主事        | 福 田 惇 一 |
| 地域福祉部            | 副部長         | 大 倉 隆 雄 |
| 地域福祉班・ボランティアセンター | 主 任         | 内 田 真利子 |
| //               | 主任主事        | 山 本 彩   |
| //               | 主 事         | 遠 藤 真由美 |
| //               | 主 事         | 村 田 拓 途 |
| //               | 主 事         | 末 永 あすな |
| 生涯現役推進センター       | センター長       | 小 川 師 生 |
| 資金班              | 主 任         | 渡 辺 慎 一 |
| 生活支援班            | 主任主事        | 木 村 考 利 |
| 福祉人材センター         | 副部長         | 柴 田 朗   |
| 福祉人材研修センター       | 主 任         | 光 安 信 介 |
| 運営適正化委員会         | 事務局長        | 進 藤 研 一 |





● 社会福祉法人 **山口県社会福祉協議会**

● 〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号(ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内) TEL 083-924-2777

● ホームページアドレス <http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>